

昭和五十七年法律第八十号

高齢者の医療の確保に関する法律
目次

第一章 総則（第一条～第七条）	第二章 医療費適正化の推進（第七条の二）	第三章 前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整（第三十二条～第四十六条）	第四章 後期高齢者医療制度（第五十条～第五十五条の二）	第五章 社会保険診療報酬支払基金の高齢者医療制度（第四十七条～第四十九条）	第六章 高齢者保健事業等に関する援助等（第一百三十三条～第一百三十九条）
第一節 総則（第一条～第七条）	第二節 特定健康診査等基本指針等（第十八条～第二十一条）	第三節 前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整（第三十二条～第四十六条）	第四節 後期高齢者医療制度（第五十条～第五十五条の二）	第五節 高齢者保健事業等に関する援助等（第一百三十三条～第一百三十九条）	第六節 後期高齢者医療診療報酬審査委員会（第一百二十六条～第一百二十七条）
第二節 被保険者（第五十条～第五十五条の二）	第三節 後期高齢者医療給付（第五十一条～第五十三条）	第四節 後期高齢者医療給付（第五十一条～第五十三条）	第五節 後期高齢者医療給付（第五十一条～第五十三条）	第六節 高齢者保健事業等に関する援助等（第一百三十三条～第一百三十九条）	第七節 審査請求（第一百二十八条～第一百三十一条）
第三節 後期高齢者医療給付（第五十一条～第五十三条）	第四節 後期高齢者医療給付（第五十一条～第五十三条）	第五節 後期高齢者医療給付（第五十一条～第五十三条）	第六節 高齢者保健事業等に関する援助等（第一百三十三条～第一百三十九条）	第七節 審査請求（第一百二十八条～第一百三十一条）	第八節 高齢者保健事業等に関する援助等（第一百三十三条～第一百三十九条）
第四節 費用等（第五十一条～第五十三条）	第五節 費用等（第五十一条～第五十三条）	第六節 費用等（第五十一条～第五十三条）	第七節 費用等（第五十一条～第五十三条）	第八節 費用等（第五十一条～第五十三条）	第九節 雜則（第一百三十三条～第一百三十九条）
第五節 後期高齢者医療給付の制限（第八十七条～第九十二条）	第六節 後期高齢者医療給付の制限（第八十七条～第九十二条）	第七節 後期高齢者医療給付の制限（第八十七条～第九十二条）	第八節 後期高齢者医療給付の制限（第八十七条～第九十二条）	第九節 後期高齢者医療給付の制限（第八十七条～第九十二条）	
第六節 財政安定化基金（第一百六十六条）	第七節 財政安定化基金（第一百六十六条）	第八節 財政安定化基金（第一百六十六条）	第九節 財政安定化基金（第一百六十六条）	第十節 財政安定化基金（第一百六十六条）	
第七節 特別高額医療費共同事業（第一百七十七条）	第八節 特別高額医療費共同事業（第一百七十七条）	第九節 特別高額医療費共同事業（第一百七十七条）	第十節 特別高額医療費共同事業（第一百七十七条）	第十一節 特別高額医療費共同事業（第一百七十七条）	
第八節 後期高齢者医療費（第一百七十七条～第一百八十四条）	第九節 後期高齢者医療費（第一百七十七条～第一百八十四条）	第十節 後期高齢者医療費（第一百七十七条～第一百八十四条）	第十一節 後期高齢者医療費（第一百七十七条～第一百八十四条）	第十二節 後期高齢者医療費（第一百七十七条～第一百八十四条）	
第九節 保険者の後期高齢者支援金等（第一百八十五条）	第十節 保険者の後期高齢者支援金等（第一百八十五条）	第十一節 保険者の後期高齢者支援金等（第一百八十五条）	第十二節 保険者の後期高齢者支援金等（第一百八十五条）	第十三節 保険者の後期高齢者支援金等（第一百八十五条）	
第十節 児支援金等（第一百二十四条の二）	第十一節 児支援金等（第一百二十四条の二）	第十二節 児支援金等（第一百二十四条の二）	第十三節 児支援金等（第一百二十四条の二）	第十四節 児支援金等（第一百二十四条の二）	
第十五節 後期高齢者医療広域連合の出産育児支援金等（第一百二十四条の八）	第十六節 後期高齢者医療広域連合の出産育児支援金等（第一百二十四条の八）	第十七節 後期高齢者医療広域連合の出産育児支援金等（第一百二十四条の八）	第十八節 後期高齢者医療広域連合の出産育児支援金等（第一百二十四条の八）	第十九節 後期高齢者医療広域連合の出産育児支援金等（第一百二十四条の八）	
第二十節 第百二十四条の二	第二十一節 第百二十四条の二	第二十二節 第百二十四条の二	第二十三節 第百二十四条の二	第二十四節 第百二十四条の二	
第二十五節 第百二十四条の八	第二十六節 第百二十四条の八	第二十七節 第百二十四条の八	第二十八節 第百二十四条の八	第二十九節 第百二十四条の八	

第六款 雜則（第一百二十四条の九）

高齢者保健事業（第一百二十五条～第一百二十五条の四）

後期高齢者医療診療報酬審査委員会（第一百二十六条～第一百二十七条）

審査請求（第一百二十八条～第一百三十一条）

（第一百二十六条～第一百二十七条）

（第一百二十八条～第一百三十一条）

第一節 高齢者保健事業等に関する援助等（第一百三十三条～第一百三十九条）	第二節 高齢者保健事業等に関する援助等（第一百三十三条～第一百三十九条）	第三節 高齢者保健事業等に関する援助等（第一百三十三条～第一百三十九条）	第四節 高齢者保健事業等に関する援助等（第一百三十三条～第一百三十九条）	第五節 高齢者保健事業等に関する援助等（第一百三十三条～第一百三十九条）	第六節 高齢者保健事業等に関する援助等（第一百三十三条～第一百三十九条）
第七節 高齢者保健事業等に関する援助等（第一百三十三条～第一百三十九条）	第八節 高齢者保健事業等に関する援助等（第一百三十三条～第一百三十九条）	第九節 高齢者保健事業等に関する援助等（第一百三十三条～第一百三十九条）	第十節 高齢者保健事業等に関する援助等（第一百三十三条～第一百三十九条）	第十一節 高齢者保健事業等に関する援助等（第一百三十三条～第一百三十九条）	第十二節 高齢者保健事業等に関する援助等（第一百三十三条～第一百三十九条）
第十三節 高齢者保健事業等に関する援助等（第一百三十三条～第一百三十九条）	第十四節 高齢者保健事業等に関する援助等（第一百三十三条～第一百三十九条）	第十五節 高齢者保健事業等に関する援助等（第一百三十三条～第一百三十九条）	第十六節 高齢者保健事業等に関する援助等（第一百三十三条～第一百三十九条）	第十七節 高齢者保健事業等に関する援助等（第一百三十三条～第一百三十九条）	第十八節 高齢者保健事業等に関する援助等（第一百三十三条～第一百三十九条）
第十九節 高齢者保健事業等に関する援助等（第一百三十三条～第一百三十九条）	第二十節 高齢者保健事業等に関する援助等（第一百三十三条～第一百三十九条）	第二十一節 高齢者保健事業等に関する援助等（第一百三十三条～第一百三十九条）	第二十二節 高齢者保健事業等に関する援助等（第一百三十三条～第一百三十九条）	第二十三節 高齢者保健事業等に関する援助等（第一百三十三条～第一百三十九条）	第二十四節 高齢者保健事業等に関する援助等（第一百三十三条～第一百三十九条）
第二十五節 高齢者保健事業等に関する援助等（第一百三十三条～第一百三十九条）	第二十六節 高齢者保健事業等に関する援助等（第一百三十三条～第一百三十九条）	第二十七節 高齢者保健事業等に関する援助等（第一百三十三条～第一百三十九条）	第二十八節 高齢者保健事業等に関する援助等（第一百三十三条～第一百三十九条）	第二十九節 高齢者保健事業等に関する援助等（第一百三十三条～第一百三十九条）	第三十節 高齢者保健事業等に関する援助等（第一百三十三条～第一百三十九条）

五 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律五百二十二条）

高齢者に係る保険者間の費用負担の調整及び第百二十四条の規定による後期高齢者医療制度をいう。以下同じ。の運営が健全に行われるよう必要な措置を講じるとともに、第一条に規定する目的の達成に資するため、医療、公衆衛生、社会福祉その他の関連施策を積極的に推進しなければならない。

（地方公共団体の責務）

地方公共団体は、この法律の趣旨を尊重し、住民の高齢期における医療に要する費用の適正化を図るために取組及び高齢者医療制度の運営が適切かつ円滑に行われるよう所要の施策を実施しなければならない。

前項に規定する住民の高齢期における医療に要する費用の適正化を図るために取組においては、都道府県は、当該都道府県における医療提供体制（医療法（昭和二十二年法律第二百五号）第三十条の三第一項に規定する医療提供体制をいう。）の確保並びに当該都道府県及び当該都道府県内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の国民健康保険事業の健全な運営を担う責任を有することに鑑み、保険者、第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合（第八条から第十六条まで及び第二十七条において「後期高齢者医療広域連合」という。）、医療関係者その他の関係者の協力を得つつ、中心的な役割を果たすものとする。

（保険者の責務）

保険者は、加入者の高齢期における健康等に基づき、前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整、後期高齢者に対する適切な医療の診査等の実施に関する措置を講ずることを目的とする。

（医療の担い手等の責務）

医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他医療の担い手並びに医療法第一条の二第二項に規定する医療提供施設の開設者及び管理者は、前三条に規定する各般の措置、施策及び事業に協力しなければならない。

（国民の責務）

国民は、年齢、心身の状況等に応じ、職域若しくは地域又は家庭において、高齢期における健康の保持を図るために適切な保健サービスを受ける機会を与えられるものとする。

（國の責務）

國は、國民の高齢期における医療に要する費用の適正化を図るために取組が円滑に実施され、高齢者医療制度（第三章に規定する前期

六 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律五百二十五条）

高齢者に係る保険者間の費用負担の調整及び第百二十四条の規定による後期高齢者医療制度をいう。以下同じ。の運営が健全に行われるよう必要な措置を講じるとともに、第一条に規定する目的の達成に資するため、医療、公衆衛生、社会福祉その他の関連施策を積極的に推進しなければならない。

（地方公共団体の責務）

地方公共団体は、この法律において「保険者」とは、医療保険各法により医療に関する給付を行う全国

健康保険協会、健康保険組合、都道府県及び市町村、国民健康保険組合又は日本私立学校振興・共済事業団をいう。

この法律において「被用者保険等保険者」とは、保険者（健康保険法第二百二十三条第一項の規定による保険者としての全国健康保険協会、都道府県及び市町村並びに市町村並びに国民健康保険組合を除く。）又は健康保険法第三条第一項第八号の規定による承認を受けて同法の被保険者となる者を組合員とする国民健康保険組合であつて厚生労働大臣が定めるものをいう。

この法律において「加入者」とは、次に掲げる者をいう。

（被保険者の責務）

被保険者のために必要な事業を積極的に推進する

（被保険者の責務）

第二章 医療費適正化の推進

第一節 医療費適正化計画等

第八条 厚生労働大臣は、国民の高齢期における適切な医療の確保を図る観点から、医療に要する費用の適正化（以下「医療費適正化」という。）を総合的かつ計画的に推進するため、医療費適正化に関する施策についての基本的な方針（以下「医療費適正化基本方針」という。）を定めるとともに、六年ごとに、六年を一期として、医療費適正化を推進するための計画（以下「全国医療費適正化計画」という。）を定めるものとする。

2 医療費適正化基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
医療費適正化基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。第一次第一項に規定する都道府県医療費適正化計画において定めるべき目標に係る参酌すべき標準その他の当該計画の作成に当たつて指針となるべき基本的な事項

3 医療に要する費用の調査及び分析に関する基本的な事項
四 前三号に掲げるもののほか、医療費適正化の推進に関する重要な事項
五 医療費適正化基本方針、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百六条第一項に規定する基本指針及び健康増進法（平成十四年法律第二百三号）第七条第一項に規定する基本方針と調和が保たれたものでなければならない。正化の推進のために国が達成すべき目標に関する事項を定めるものとする。

一 国民の健康の保持の推進に関し、医療費適正化の推進のために国が達成すべき目標に関する事項
二 医療の効率的な提供の推進に関する事項
三 厚生労働大臣は、医療費適正化基本方針及び全国医療費適正化計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

四 第一号及び第二号の目標を達成するための関係者の連携及び協力を図る事項
五 各都道府県の医療計画（医療法第三十条の四第一項に規定する医療計画をいう。以下同様）

じ。）に基づく事業の実施を踏まえ、計画の期間において見込まれる病床の機能（同法第三十条の三第二項第六号に規定する病床の機能をいう。以下同じ。）の分化及び連携の推進の成果に関する事項

六 前号に掲げる事項、第一号及び第二号の目標を達成するための国民の健康の保持の推進能をいう。以下同じ。の分化及び連携の推進の成果に関する事項

七 計画の達成状況の評価に関する事項
八 前各号に掲げるもののほか、医療費適正化の推進のために必要な事項

5 厚生労働大臣は、前項第一号から第三号までに掲げる事項を定めるに当たつては、病床の機能の分化及び連携の推進、医療法第六条の三第一項に規定するかかりつけ医機能（次条第四項において「かかりつけ医機能」という。）の確立並びに地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第一項に規定する地域包括ケアシステム（次条第四項において「地域包括ケアシステム」という。）の構築に向けた取組並びに国民の加齢に伴う身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえた医療及び介護の効果的かつ効率的な提供の重要性に留意するものとする。

6 厚生労働大臣は、医療費適正化基本方針及び全国医療費適正化計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村及び第百五十七条の二第一項の保険者協議会（第十項及び第十二条第一項において「保険者協議会」という。）に協議しなければならない。

（厚生労働大臣の助言）

7 厚生労働大臣は、医療費適正化基本方針及び全国医療費適正化計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

道府県における医療費適正化を推進するための計画（以下「都道府県医療費適正化計画」といいう。）を定めるものとする。

2 都道府県医療費適正化計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 住民の健康の保持の推進に関し、当該都道府県における医療費適正化の推進のために達成すべき目標に関する事項

二 医療の効率的な提供の推進に関し、当該都道府県における医療費適正化の推進のために達成すべき目標に関する事項

三 当該都道府県の医療計画に基づく事業の実施を踏まえ、計画の期間において見込まれる医療に要する費用の見込み（第十一条第七項において「国の医療に要する費用の目標」という。）に関する事項

4 前号に掲げる事項並びに第一号及び第二号の目標を達成するための住民の健康の保持の推進及び医療の効率的な提供の推進により達成が見込まれる医療費適正化の効果を踏まえて、厚生労働省令で定めるところにより算定した計画の期間における医療に要する費用の見込み（第十一条第四項において「都道府県の医療に要する費用の目標」という。）に関する事項

5 都道府県医療費適正化計画においては、前項に規定する事項のほか、おおむね都道府県における次に掲げる事項について定めるものとする。

道府県における医療に要する費用その他厚生労働省令で定める事項を踏まえるものとする。

6 都道府県医療費適正化計画及び健康増進法第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画と調和が保たれたものでなければならぬ。

7 都道府県は、都道府県医療費適正化計画を定め、又はこれを変更しようとするとときは、あらかじめ、関係市町村及び第百五十七条の二第一項の保険者協議会（第十項及び第十二条第一項において「保険者協議会」という。）に協議しなければならない。

8 都道府県は、都道府県医療費適正化計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、厚生労働大臣に提出するものとする。

9 都道府県は、都道府県医療費適正化計画の作成及び都道府県医療費適正化計画に基づく施策の実施に関して必要があると認めるときは、保険者、後期高齢者医療広域連合、医療機関その他関係者に対して必要な協力を求めることができる。

10 都道府県が、前項の規定により保険者又は後期高齢者医療広域連合に対して必要な協力を求める場合においては、保険者協議会を通じて協力を求めることができる。

（厚生労働大臣の助言）

第十一条 厚生労働大臣は、都道府県に対し、都道府県医療費適正化計画の作成の手法その他都道府県医療費適正化計画の作成上重要な技術的事項について必要な助言をすることができる。（計画の進捗状況の公表等）

第十二条 都道府県は、厚生労働省令で定めるところにより、年度（毎年四月一日から翌年三月三十日までをいう。以下同じ。）次項の規定による結果の公表及び次条第一項の評価を行つた年度を除く。）ごとに、都道府県医療費適正化計画の進捗状況を公表するよう努めるものとする。

用する必要がなくなつたときは、遅滞なく、当該匿名医療保険等関連情報を消去しなければならない。

は国民健康保険法第四十五条第五項に規定する
国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」
という。）その他厚生労働省令で定める者（次
条において「支払基金等」という。）に委託す
ることができる。

4 厚生労働大臣は、特定健康診査等基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

5 厚生労働大臣は、特定健康診査等基本指針を

る健康診断を実施する責務を有する者（以下「事業者等」という。）は、当該健康診断の実施を保険者に対し委託することができる。この場合において、委託をしようとする事業者等は、その健康診断の実施に必要な費用を保険者に支

は、匿名医療保険等関連情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該匿名医療保険等関連情報の安全管理のために必要かつ適切なものとして厚生労働省令で定める措置を講じなければならぬ。

第十七条の二 匿名医療保険等関連情報利用者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（前条の規定により厚生労働大臣からの委託を受け、支払基金等が第十六条の二第一項の規定による匿名医療保険等関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあっては、支払基金等）に内ちなげしづらう。

第十九条 保険者（国民健康保険法の定めるところにより都道府県が当該都道府県内の市町村とともにを行う国民健康保険（以下「国民健康保険」という。）にあつては、市町村。以下この節並びに第二百一十五条の三第一項及び第四項に定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第二十二条 保険者は、第二十条の規定により特定健康診査を行ったときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定健康診査に関する記録を保存しなければならない。同条ただし書の規定により特定健康診査の結果を証明する書面の提出等に対する特典を受ける場合は、(特定健康診査に関する記録の保存)

は匿名医療保険等関連情報の利用に関して知り得た匿名医療保険等関連情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

2 等等には給料を支給せねばならぬが、厚生労働大臣は、前項の手数料を納めようとする者が都道府県その他の国民保健の向上のために特に重要な役割を果たす者として政令で定める者であるときは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することが

2 特定健康診査等実施計画においては、次に掲げる
おいて同じ。)は、特定健康診査等基本指針に
即して、六年ごとに、六年を一期として、特定
健康診査等の実施に関する計画(以下「特定健
康診査等実施計画」という。)を定めるものと
する。

面の提出若しくは特定健康診査に関する記録の送付を受けた場合又は第三十七条第四項の規定により特定健康診査、第二百二十五条第一項に規定する健康診査若しくは健康診断に関する記録の写しの提供を受けた場合においても、同様とする。

第十六条の七 厚生労働大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、匿名医療保険等関連情報利用者（国との他の行政機関を除く。以下の項及び次条において同じ。）に対し報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは

3 第一項の規定により支払基金等に納められた手数料は、支払基金等の収入とする。

第二節 特定健康診査等基本指針等

(特定健康診査等基本指針)

第十八条 呉生労働大臣は、特定健診検査（糖尿

二 特定健康診査等の実施方法に関する事項
二 特定健康診査等の実施及びその成果に関する具体的な目標

(特定健康診査の結果の通知)

2 は匿名医療保険等関連情報利用者の事務所その他事業所に立ち入り、匿名医療保険等関連情報利用者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
前項の規定による質問又は立入検査を行う場

病その他の政令で定める生活習慣病に関する健康診査をいう。(以下同じ。)及び特定保健指導員(特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者として厚生労働省令で定めるものに対し、保健指導に関する専門的知識及び技

三 前二号に掲げるもののほか、特定健康診査等の適切かつ有効な実施のために必要な事項等を定め、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（特定保健指導）
第二十四条 保険者は、特定健康診査等実施計画に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、特定保健指導を行うものとする。

合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときには、これを提示しなければならない。

2 術を有する者として厚生労働省令で定めるもの
が行う保健指導をいう。(以下同じ。)の適切かつ
一つ有効な実施を図るために基本的な指針(以下
「特定健康診査等基本指針」という。)を定める
ものとする。

第二十一条 保険者は、特定健康診査等実施計画に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、四十歳以上の加入者に対し、特定健康診査を行なうものとする。ただし、加入者が特定健康診査に相当する健康診査を受け、その結果を証明する書面の提出を受けたとき、又は第二十六条第一項の規定により特定健康診査に関する記録の二項の規定により特定健康診査に関する記録の

(特定保健指導に関する記録の保存)
第二十五条 保険者は、前条の規定により特定保健指導を行ったときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定保健指導に関する記録を保存しなければならない。次条第二項の規定により特定保健指導に関する記録の送付を受けた場合又は第二十七条第四項の規定により特定

関連情報利用者が第十六条の三から第十六条の六までの規定に違反していると認めるときは、その者に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
(支払基金等への委託)

一 特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健康診査等」という。）の実施方法に関する基本的な事項

二 特定健康診査等の実施及びその成果に係る目標に関する基本的な事項

三 前二号に掲げるもののほか、次条第一項に

送付を受けたときは、この限りでない。
(他の法令に基づく健康診断との関係)

の加入者は係る特定健康診査又は特定保健指導を行うことができる。この場合において、保険者は、当該特定健康診査又は特定保健指導を受けた者に対し、厚生労働省令で定めるところに

より、当該特定健康診査又は特定保健指導をする費用を請求することができる。

2 保険者は、前項の規定により、他の保険者の加入者に対し特定健康診査又は特定保健指導を行つたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該他の保険者に送付しなければならない。

3 保険者は、その加入者が、第一項の規定により、他の保険者が実施する特定健康診査又は特定保健指導を受け、その費用を当該他の保険者に支払った場合には、当該加入者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定健

康診査又は特定保健指導をする費用として相当な額を支給する。

4 第一項及び前項の規定にかかわらず、保険者は他の保険者と協議して、当該他の保険者の加入者に係る特定健康診査又は特定保健指導の費用の請求及び支給の取扱いに關し、別段の定めをすることができる。

(特定健康診査等に関する記録の提供)

第二十七条 保険者は、特定健康診査等の適切かつ有効な実施を図るため、加入者の資格を取得した者(国民健康保険にあつては、同一の都道府県内の他の市町村の区域内から住所を変更した被保険者を含む。次項において同じ。)があるときは、当該加入者が加入していた他の保険者に対し、当該他の保険者が保存している当該加入者に係る特定健康診査又は特定保健指導に関する記録の写しを提供するよう求めることができる。

2 保険者は、特定健康診査等の適切かつ有効な実施を図るため、加入者の資格を取得した者が後期高齢者医療広域連合に係る当該後期高齢者医療広域連合に対する記録の写しを提供するよう求めることができる。

3 保険者は、特定健康診査等の適切かつ有効な実施を図るため、加入者を使用している事業者等(厚生労働省令で定める者を含む。以下この項及び次項において同じ。)又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働安全衛生法その他の法令に基づき、当該事業者等が保存している当該加入者に係る

健康診断に関する記録の写しその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定めるものを提供するよう求めることができる。

(健康診査等指針との調和)

第三十四条 前条第一項の概算前期高齢者交付金の額は、次の各号に掲げる保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

4 前三項の規定により、特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録、第百二十五条第一項に規定する健康診査若しくは保健指導に関する記録又は労働安全衛生法その他の法令に基づき保存している健康診断に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者、後期高齢者医療広域連合又は事業者等は、厚生労働省令で定めることにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

(実施の委託)

第二十八条 保険者は、特定健康診査等について、健康保険法第六十三条第三項各号に掲げる病院又は診療所その他適当と認められるものに對し、その実施を委託することができる。この場合において、保険者は、受託者に對し、委託する特定健康診査等の実施に必要な範囲内において、厚生労働省令で定めるところにより、自らが保存する特定健康診査又は特定保健指導に関する記録の写しその他必要な情報を提供することができる。

(関係者との連携)

第二十九条 保険者は、第三十二条第一項に規定する前期高齢者である加入者に對して特定健康診査等を実施するに當つては、前期高齢者である加入者の心身の特性を踏まえつつ、介護保険法第一百十五条の四十五第一項及び第二項の規定により地域支援事業を行つた市町村との適切な連携を図るよう留意するとともに、当該特定健康診査等が効率的に実施されるよう努めるものとする。

2 保険者は、前項に規定するもののほか、特定健康診査の効率的な実施のため、他の保険者、医療機関その他の関係者との連携に努めなければならない。

(市町村の行う特定健康診査等の対象者の範囲)
第二十九条の二 国民健康保険法第三条第一項の市町村は、当該市町村の区域内に住所を有する被保険者について、この節の規定による事務を行ふものとする。

(秘密保持義務)

の実施に關して知り得た個人の秘密を正当な理由がなく漏らしてはならない。

(概算前期高齢者交付金)

第三十一条 第十八条第一項、第二十条、第二十一条第一項、第二十二条第一項、第二十二条第二項、第二十一条第三項及び第四項並びに第二十八条第三項に規定する厚生労働省令は、健康増進法第九条第一項に規定する健康診査等指針と調和が保たれたものでなければならぬ。

第三章 前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整

(前期高齢者交付金)

第三十二条 支払基金は、各保険者(国民健康保険にあつては、都道府県。以下この章において同じ。)に係る加入者の数に占める前期高齢者である加入者(六十五歳に達する日の属する月の翌日(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)以後である加入者であつて、七十五歳に達する日の属する月以前であるものその他厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。)の数の割合に係る負担の不均衡を調整するため、政令で定めるところにより、保険者に對して、前期高齢者交付金を交付する。

(1) 当該年度における当該保険者に係る調整対象給付費見込額

(2) 当該年度における当該保険者に係る第百二十九条第一項の概算後期高齢者支援金の額を同年度における当該保険者に係る加入者の見込額を同年度における概算後期高齢者支援金調整率で除して得た額(以下「前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額」という。)

2 前項の前期高齢者交付金は、第三十六条第一項の規定により支払基金が徴収する前期高齢者納付金をもつて充てる。

(1) 当該年度における概算調整対象基準額の合計額から同年度における概算報酬調整後調整対象基準額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合は、零とする。)の三分の一に相当する額

(2) 当該年度における概算報酬調整後調整対象基準額の合計額から同年度における概算報酬調整後調整対象基準額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合は、零とする。)の三分の一に相当する額

2 前項の第一項の規定により各保険者に對して交付される前期高齢者交付金の額は、当該年度の概算前期高齢者交付金の額とする。ただし、前々年度の概算前期高齢者交付金の額が同年度の確定前期高齢者交付金の額を超えるときは、当該年度の概算前期高齢者交付金の額からその超える額とその超える額に係る前期高齢者交付調整金額との合計額を控除して得た額とする。ただし、前々年度の概算前期高齢者交付金の額が同年度の確定前期高齢者交付金の額を超えるときは、当該年度の概算前期高齢者交付金の額からその超える額とその超える額に係る前期高齢者交付調整金額との合計額を控除して得た額とする。前々年度の概算前期高齢者交付金の額が同年度の概算前期高齢者交付金の額を超えるときは、当該年度の概算前期高齢者交付金の額からその超える額とその超える額に係る前期高齢者交付調整金額との合計額を控除して得た額とする。

(1) 当該年度における概算調整対象基準額の合計額から同年度における概算報酬調整後調整対象基準額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合は、零とする。)の三分の一に相当する額

(2) 当該年度における概算報酬調整後調整対象基準額の合計額から同年度における概算報酬調整後調整対象基準額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合は、零とする。)

2 前項各号の調整対象給付費見込額は、当該年度における当該保険者に係る一人平均調整対象給付費見込額(各年度における第一号に零を下回る場合には、零とする。)

(1) 当該年度の前年度及び当該年度の前々年度の各年度における当該保険者に係る一人平均調整対象給付費見込額(各年度における第一号に零を下回る場合には、零とする。)

(2) 当該年度の前年度及び当該年度の前々年度の各年度における当該保険者に係る前高齢者を勘案して厚生労働省令で定めるところにより各保険者ごとに算定される額とする。

2 前項に規定する前期高齢者交付調整金額は、前々年度におけるすべての保険者に係る概算前高齢者交付金の額と確定前期高齢者交付金の額との過不足額につき生ずる利子その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるところにより

(概算前期高齢者交付金)

(概算前期高齢者交付金)

ころにより算定される額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該年度における当該保険者に係る前期高齢者である加入者の見込数を乗じて得た額とする。

二 当該保険者の給付（国民健康保険にあつては、都道府県内の市町村の給付）であつて医療保険各法の規定による医疗に関する給付（健康保険法第五十三条に規定するその他の給付及びこれに相当する給付を除く。）のうち厚生労働省令で定めるものに該当するものに要する費用（以下「保険者の給付に要する費用」という。）の見込額のうち前期高齢者である加入者に係るものとして厚生労働省令で定めるところにより算定される額（以下「前期高齢者給付費見込額」という。）

二 当該保険者が概算基準超過保険者（イに掲げる額をロに掲げる額で除して得た率が、全ての保険者に係る前期高齢者である加入者一人当たりの前期高齢者給付費見込額の分布状況等を勘案して政令で定める率を超える保険者をいう。）である場合における当該保険者に係る前期高齢者給付費見込額のうち、ロに掲げる額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生労働省令で定めるところにより算定される額

イ 一の保険者に係る前期高齢者である加入者一人当たりの前期高齢者給付費見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額

ロ 一人平均前期高齢者給付費見込額

第一項各号の概算調整対象基準額は、当該保険者に係る同項各号の調整対象給付費見込額及び前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額（被用者保険等保険者にあっては、当該額に概算額補正率を乗じて得た額）の合計額に概算加算額を第二号に掲げる額で除して得た率（第六項第一号において「概算報酬調整率」という。）及び概算給付費補正率を乗じて得た額並びに前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額に概算額補正率を乗じて得た額の合計額に概算加入者調整率を乗じて得た額とする。

一 当該保険者に係る標準報酬総額の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定

される額（次号並びに第百二十条第一項第一号イ及びロにおいて「標準報酬総額の見込額」という。）を厚生労働省令で定めるところにより算定した当該保険者に係る加入者の

二　見込数で除して得た額

一　全ての被用者保険等保険者に係る標準報酬
総額の見込額の合計額を全ての被用者保険等
保険者に係る加入者の見込総数で除して得た
額として厚生労働省令で定めるところにより
算定した額

前二項の概算額補正率は、各被用者保険等保
険者に係る第一号に掲げる額から第二号に掲げ
る額を控除して得た額の合計額が第三号に掲げ
る額から第四号に掲げる額を控除して得た額の
合計額に等しくなるよう厚生労働省令で定める
ところにより算定した率とする。

一　前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算
額に概算加入者調整率を乗じて得た額

二　前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算
額に概算加入者調整率を乗じて得た額

三　被用者保険等保険者を被用者保険等保険者
以外の保険者とみなした場合における前期高
齢者に係る後期高齢者支援金の概算額

四　被用者保険等保険者を被用者保険等保険者
以外の保険者とみなした場合における前期高
齢者に係る後期高齢者支援金の概算額

第五項の概算給付費補正率は、各被用者保険
等保険者に係る第一号に掲げる額の合計額が第
二号に掲げる額の合計額に等しくなるよう厚生
労働省令で定めるところにより算定した率とす
る。

二　第一項各号の調整対象給付費見込額に概算
報酬調整率及び概算加入者調整率を乗じて得
た額

三　第一項各号の調整対象給付費見込額に概算
報酬調整率及び概算加入者調整率を乗じて得
た額

四　第一項各号の調整対象給付費見込額に概算
報酬調整率及び概算加入者調整率を乗じて得
た額

五　第一項、第二項、第三項、第四項、第五項第一号及び第三号並
びに前項各号の概算加入者調整率は、厚生労働
省令で定めるところにより、当該年度における
全ての保険者に係る加入者の見込総数に対する
前期高齢者である加入者の見込総数の割合を同
年度における当該保険者に係る加入者の見込
総数に対する前期高齢者である加入者の見込
数に対する前期高齢者である加入者の見込数の割
合（その割合が同年度における下限割合（同年
度における全ての保険者に係る加入者の見込
総数に対する前期高齢者である加入者の見込
数）と同一の割合）を用いて算定する。

の割合の動向を勘案して政令で定める割合をいう。以下この項及び次条第七項において同じ。)に満たないときは、下限割合とする。)で除して得た率を基礎として保険者ごとに算定される

率とする。

第四項第一号の標準報酬総額は、次の各号に掲げる保険者の区分に応じ、各年度の当該各号に定める額の合計額の総額を、それぞれ政令で定めるところにより補正して得た額とする。

一 全国健康保険協会及び健康保険組合 被保險者ごとの健康保険法又は船員保険法に規定する標準報酬（標準報酬月額及び標準賞与額）をいう。)

二 共済組合 組合員ごとの国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に規定する標準報酬の月額及び標準期末手当等の額

三 日本私立学校振興・共済事業団 加入者ごとの私立学校教職員共済法に規定する標準報酬月額及び標準賞与額

四 国民健康保険組合（被用者保険等保険者であるものに限る。）組合員ごとの前三号に定める額に相当するものとして厚生労働省令で定める額

第二項第二号ロの一人平均前期高齢者給付費見込額は、全ての保険者に係る前期高齢者である加入者一人当たりの前期高齢者給付費見込額の平均額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額とする。

（確定前期高齢者交付金）

第三十五条 第三十三条第一項の確定前期高齢者交付金の額は、次の各号に掲げる保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 被用者保険等保険者 イ及びロに掲げる額の合計額

イ （1）から（3）までに掲げる額の合計額から（4）に掲げる額を控除して得た額

（当該額が零を下回る場合には、零とする。）の三分の二に相当する額

（1）前々年度における当該保険者に係る調査整対象給付費額

（2）前々年度における当該保険者に係る第百十九条第一項の確定後期高齢者支援金の額を同年度における当該保険者に係る第百二十一条第一項各号の確定後期高齢者支援金調整率で除して得た額に、同年度における当該保険者に係る加入者の数

に対する前期高齢者である加入者の数の割合を基礎として保険者がごとに算定される率を乗じて得た額（以下「前期高齢者に係る後期高齢者支援金の確定額」とい

(3) 前々年度における当該保険者に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百四号)の規定による流行初期医療確保拠出金(以下「流行初期医療確保拠出金」という。)の額のうち前期高齢者である加入者に係るものとして厚生労働省令で定めるところにより算定される額(以下「前期高齢者に係る流行初期医療確保拠出金の額」という。)

(4) 前々年度における確定調整対象基準額

口 前々年度における当該保険者に係る調整対象給付費額、前期高齢者に係る後期高齢者支援金の確定額及び前期高齢者に係る流行初期医療確保拠出金の額の合計額から同年度における確定報酬調整後調整対象基準額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)の三分の一に相当する額

二 被用者保険等保険者以外の保険者 前々年度における当該保険者に係る調整対象給付費額、前期高齢者に係る後期高齢者支援金の確定額及び前期高齢者に係る流行初期医療確保拠出金の額の合計額から同年度における確定報酬調整後調整対象基準額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

前項各号の調整対象給付費額は、前々年度、属する年度及び前々年度の初日の属する年の前々年の四月一日の属する年度の各年度における当該保険者に係る一人平均調整対象給付費額(各年度における第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額をいう。)の平均額として厚生労働省令で定めるところにより算定した各年度における当該保険者に係る前期高齢者である加入者の数(各年度における第一号に掲げる額をいう。)の平均額として厚生労働省令で定めるところにより算定した各年度における当該保険者に係る前期高齢者である加入者の数である。

一 当該保険者の給付に要する費用の額のうち前々年度における当該保険者に係る前期高齢者である加入者の数を乗じて得た額とする。

(前期高齢者交付金の額の決定、通知等)
第四十二条 支払基金は、各年度につき、年

者に対し交付すべき前期高齢者交付金の額を決定し、当該各保険者に対し、その者に対し交付すべき前期高齢者交付金の額、交付の方法その他必要な事項を通知しなければならない。

前項の規定により前期高齢者交付金の額が定められた後、前期高齢者交付金の額を変更する必要が生じたときは、支払基金は、当該各保険者に対し交付すべき前期高齢者交付金の額を変更し、当該各保険者に対し、変更後の前期高齢者交付金の額を通知しなければならない。

支払基金は、保険者に対し交付した前期高齢者交付金の額が、前項の規定による変更後の前期高齢者交付金の額に満たない場合には、その不足する額について、同項の規定による通知とともに交付の方法その他必要な事項を通知し、同項の規定による変更後の前期高齢者交付金の額を超える場合には、その超える額について、未払の前期高齢者交付金があるときはこれに充當し、なお残余があれば返還させ、未払の交付金がないときはこれを返還させなければならぬ。

(前期高齢者納付金等の額の決定、通知等)

第四十三条 支払基金は、各年度につき、各保険者が納付すべき前期高齢者納付金等の額を決定付し、当該各保険者に対し、その者が納付すべき前期高齢者納付金等の額、納付の方法及び納付すべき期限その他必要な事項を通知しなければならない。

前項の規定により前期高齢者納付金等の額が定められた後、前期高齢者納付金等の額を変更する必要が生じたときは、支払基金は、当該各保険者が納付すべき前期高齢者納付金等の額を変更し、当該各保険者に対し、変更後の前期高齢者納付金等の額を通知しなければならない。

支払基金は、保険者が納付した前期高齢者納付金等の額が、前項の規定による変更後の前期高齢者納付金等の額を超える場合には、その超える額について、未納の前期高齢者納付金等その他のこの章の規定による支払基金の徴収金があるときはこれに充当し、なお残余があれば返付し、未納の徴収金がないときはこれを還付しなければならない。

第四十四条 支払基金は、保険者が、納付すべき（督促及び滞納処分）

期限までに前期高齢者納付金等を納付しないときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 支払基金は、前項の規定により督促をするときは、当該保険者に対し、督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

3 支払基金は、第一項の規定による督促を受けた保険者がその指定期限までにその督促状に係る前期高齢者納付金等及び次条の規定による延滞金を完納しないときは、政令で定めるところにより、その徴収を、厚生労働大臣又は都道府県知事に請求するものとする。

4 前項の規定による徴収の請求を受けたときは、厚生労働大臣又は都道府県知事は、国税滞納処分の例により処分することができる。

(延滞金)

第四十五条 前条第一項の規定により前期高齢者納付金等の納付を督促したときは、支払基金は、その督促に係る前期高齢者納付金等の額につき年十四・五パーセントの割合で、納付期日の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、督促に係る前期高齢者納付金等の額が千円未満であるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、前期高齢者納付金等の額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる前期高齢者納付金等の額は、その納付があつた前期高齢者納付金等の額を控除した額とする。

3 延滞金の計算において、前二項の前期高齢者納付金等の額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

4 前三項の規定によつて計算した延滞金の額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

5 延滞金は、次の各号のいずれかに該当する場合には、徴収しない。ただし、第三号の場合には、その執行を停止し、又は猶予した期間に對応する部分の金額に限る。

一 監督状に指定した期限までに前期高齢者納付金等を完納したとき。

二 延滞金の額が百円未満であるとき。

三 前期高齢者納付金等について滞納処分の執行を停止し、又は猶予したとき。

(納付の猶予)

第四十六条 支払基金は、やむを得ない事情によつて、保険者が前期高齢者納付金等を納付するに著しく困難であると認められるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該保険者の申請に基づき、厚生労働大臣の承認を受けたて、その納付すべき期限から一年以内の期間を限り、その一部の納付を猶予することができる。

支払基金は、前項の規定による猶予をしたときは、その旨、猶予に係る前期高齢者納付金等の額、猶予期間その他必要な事項を保険者に通知しなければならない。

支払基金は、第一項の規定による猶予をしたときは、その猶予期間内は、その猶予に係る前期高齢者納付金等につき新たに第四十四条第二項の規定による督促及び同条第三項の規定による徴収の請求をすることができない。

第四章 後期高齢者医療制度

第一節 総則

(後期高齢者医療)

第四十七条 後期高齢者医療は、高齢者の疾病、負傷又は死亡に関する必要な給付を行うものとする。

(広域連合の設立)

第四十八条 市町村は、後期高齢者医療の事務(保険料の徴収の事務及び被保険者の便益の増進に寄与するものとして政令で定める事務を除く。)を処理するため、都道府県の区域ごとに当該区域内のすべての市町村が加入する広域連合(以下「後期高齢者医療広域連合」という。)を設けるものとする。

(特別会計)

第四十九条 後期高齢者医療広域連合及び市町村は、後期高齢者医療に関する収入及び支出について、政令で定めるところにより、特別会計を設けなければならない。

第二節 被保険者

(被保険者)

第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とする。

後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する七十五歳以上の者

（適用除外）

（第五十一条）前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者としない。
（資格取得の時期）

（一）生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）による保護を受けている世帯（その保護を停止されている世帯を除く。）に属する者

（二）前号に掲げるもののほか、後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者としないの適用除外とすべき特別の理由がある者で厚生労働省令で定めるもの

（第五十二条）後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日又は前条各号のいずれかに該当しなくなつた日から、その資格を取得する。
（一）当該後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する六十五歳以上七十五歳未満の者が、第五十条第二号の認定を受けたとき。
（二）七十五歳以上の者が当該後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有するに至つたとき。

（第五十三条）後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者は、当該後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有しなくなつた日若しくは第五十条第二号の状態に該当しなくなつた日又は第五十二条第二号に掲げる者に該当するに至つた日の翌日から、その資格を喪失する。ただし、当該後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有しなくなつた日に他の後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有するに至つたときは、その日から、その資格を喪失する。
（二）後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者は、第五十三条第一号に規定する

五 被保険者の選定に係る特別の病室の提供その他の厚生労働大臣が定める療養（以下「選定療養」という。）
 3 被保険者が第一項の給付を受けようとするときは、自己の選定する保険医療機関等から電子資格確認（保険医療機関等から療養を受けようとする者又は指定訪問看護事業者から第七十条第一項に規定する指定訪問看護を受けようとする者が、後期高齢者医療広域連合に対し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等による地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第二百五十三条）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法その他の厚生労働省令で定める方法により、被保険者の資格に係る情報（保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を用いる方法により、後期高齢者医療広域連合から回答を受けて当該情報を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提供し、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から被保険者があることの確認を受けることをいう。以下同じ。）その他厚生労働省令で定める方法（以下「電子資格確認等」という。）により、被保険者であるとの確認を受け、第一項の給付を受けるものとする。ただし、厚生労働省令で定める場合に該当するときは、当該確認を受けることを要しない。

4 第二項第四号の申出は、厚生労働大臣が定めることにより、厚生労働大臣に対し、当該申出に係る療養を行う医療法第四条の三に規定する臨床研究中核病院（保険医療機関であるものに限る。）の開設者の意見書その他必要な書類を添えて行うものとする。

5 厚生労働大臣は、第二項第四号の申出を受けた場合は、当該申出について速やかに検討を加え、当該申出に係る療養が同号の評価を行うこととが必要な療養と認められる場合には、当該療養を患者申出療養として定めるものとする。

6 厚生労働大臣は、前項の規定により第二項第四号の申出に係る療養を患者申出療養として定めることとした場合には、その旨を当該申出を行った者に速やかに通知するものとする。

7 厚生労働大臣又は都道府県知事の指導（保険医療機関等の責務）
 第六十五条 保険医療機関等又は保険医等（健康保険法第六十四条规定する保険医又は保険薬剤師をいう。以下同じ。）は、第七十一条第一項の療養の給付の取扱い及び担当に関する基準に従い、後期高齢者医療の療養の給付を取り扱い、又は担当しなければならない。

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、前項の指導をする場合において、必要があると認めるときには、診療又は調剤に関する学識経験者をその関係団体の指定により立ち会わせるものとする。ただし、関係団体が指定を行わない場合は、この限りでない。

（二部負担金）
 第六十六条 保険医療機関等は療養の給付に關係する場合等は後期高齢者医療の診療又は調剤を受けるべきものとし、保険医療機関等が善良な管理者と同一の注意をもつてその支払を受けた後に努めたにもかかわらず、なお被保険者が当該一部負担金の全部又は一部を支払わないときは、後期高齢者医療広域連合は、当該保険医療機関等の請求に基づき、この法律の規定による徴収金の例によりこれを処分することができる。

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、前項の指導をする場合において、必要があると認めるときは、診療又は調剤に関する学識経験者をその関係団体の指定により立ち会わせるものとする。ただし、関係団体が指定を行わない場合は、この限りでない。

（二部負担金）
 第六十七条 第六十四条第三項の規定により保険医療機関等について療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該給付につき第七十条第二項又は第七十一条第一項の療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関等に支払わなければならぬ。

一 部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。

二 部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。

三 保険医療機関等に対する支払に代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。

4 第二項の規定により厚生労働大臣の定める診療報酬請求書の審査に係る事務の委託を受けた指定期定法人は、当該診療報酬請求書の審査に係るものと、国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人（以下「指定法人」という。）に委託することができる。

5 前項の規定により厚生労働大臣の定める診療報酬請求書の審査に係る事務の委託を受けた指定期定法人は、当該診療報酬請求書の審査を厚生労働省令で定める要件に該当する者に行わせなければならない。

6 前項の規定により厚生労働大臣の定める診療報酬請求書の審査に係る事務の委託を受けた指定期定法人は、当該診療報酬請求書の審査を厚生労働省令で定める要件に該当する者に行わせなければならない。

7 前各項に規定するもののほか、保険医療機関等の療養の給付に関する費用の請求に関する必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（療養の給付に関する基準）
 第七十二条 第七十二条第一項の規定にかかるべきものとし、保険医療機関等が療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準については、厚生労働大臣が中央社会保険医療協議会の意見を聴いて定めるものとする。

2 中央社会保険医療協議会は、社会保険医療協議会法（昭和二十九年法律第四十七号）第二条第一項の規定にかかるべきものとし、前項の規定により意見を求められた事項について審議し、及び文書をもつて答申するほか、同項に規定する事項について、自ら厚生労働大臣に文書をもつて建議することができる。

（保険医療機関等の報告等）
 第七十三条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、保険医療機関等若しくは保険医療機関等の開設者若しくは管理者、保険医等その他の従業員であつた者（以下この項において「開設者で認可を受け、保険医療機関等との契約により、当該機関等に支払われるべき費用の額を控除した額とする。」）の支払に係る療養の給付に要する費用の額は、次条第一項の療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額とする。

2 後期高齢者医療広域連合は、都道府県知事の定める者について政令で定めるところにより算定した所得の額が前号の政令で定める額を超える政令で定める額以上である場合の三十

あつた者等」という。)に対し報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、保険医療機関等の開設者若しくは管理者、保険医等その他の従業者(開設者であつた者等を含む)に対して質問させ、若しくは保険医療機関等について設備若しくは診療録、帳簿書類その他物件を検査させることができる。

第十六条の七第二項及び第六十六条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、第十六条の七第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

3 都道府県知事は、保険医療機関等につきこの法律の規定による療養の給付に関し健康保険法第八十条の規定による処分が行われる必要があると認めるとき、又は保険医等につきこの法律の規定による診療若しくは調剤に関し健康保険法第八十一条の規定による処分が行われる必要があると認めるときは、理由を付して、その旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。(健康保険法の準用)

第七十三条 健康保険法第六十四条の規定は、こ

とで、第十六条の七第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

3 都道府県知事は、保険医療機関等につきこの法律の規定による療養の給付に関し健康保険法第八十条の規定による処分が行われる必要があると認めるとき、又は保険医等につきこの法律の規定による診療若しくは調剤に関し健康保険法第八十一条の規定による処分が行われる必要があると認めるときは、理由を付して、その旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。

(入院時食事療養費)

第七十四条 後期高齢者医療広域連合は、被保険者(長期入院療養を受ける被保険者(次条第一項において「長期入院被保険者」という。)を除く。以下この条において同じ。)が、保険医療機関等(保険薬局を除く。以下この条及び次条において同じ。)のうち自己の選定するものについて第六十四条第五号に掲げる療養の給付と併せて受けた食事療養に要した費用について、当該被保険者に対し、入院時食事療養費を支給する。ただし、当該被保険者が第八十二条第一項又は第二項本文の規定の適用を受けている間は、この限りでない。

2 入院時食事療養費の額は、当該食事療養につき食事療養に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を除く。)に規定する特定介護施設等(介護保険法第五十一条の三第一項に規定する特定介護保険施設等をいう。)における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定

めることとする。

第七十五条 後期高齢者医療広域連合は、長期入院被保険者が、保険医療機関等のうち自己の選定するものについて第六十四条第一項第五号に

厚生労働省令で定める者については、別に定められた後に勘案又はしん酌すべき事項に係る事情が控除した額とする。

3 厚生労働大臣は、食事療養標準負担額を定めた後に勘案又はしん酌すべき事項に係る事情が著しく変動したときは、速やかにその額を改定しなければならない。

4 保険医療機関等及び保険医等(保険薬剤師を除く。次条第四項において同じ。)は、厚生労働大臣が定める入院時食事療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準に従い、入院時食事療養費に係る療養を取り扱い、又は担当しなければならない。

5 被保険者が保険医療機関等について食事療養を受けたときは、後期高齢者医療広域連合は、その被保険者が当該保険医療機関等に支払うべき食事療養に要した費用について、入院時食事療養費として被保険者に支給すべき額の限度において、被保険者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。

6 前項の規定による支払があったときは、被保険者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領収書を交付しなければならない。

7 保険医療機関等は、食事療養に要した費用について、その支払を受ける際、当該支払をした被保険者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領収書を交付しなければならない。

8 厚生労働大臣は、第二項の規定による基準及び第四項に規定する入院時食事療養費の支給があつたものとのみなす。

2 保険外併用療養費の額は、第一号に掲げる額に当該療養(食事療養及び生活療養を除く。)に係る額を含むときは、当該額及び第三号に掲げる額の合計額とする。

1 当該療養(食事療養及び生活療養を除く。)に係る第七十一条第一項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準を勘案して厚生労働大臣が定める額(所得の状況、病状の程度、治療の内容その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定める者については、別に定める額。以下「生活療養標準負担額」という。)を控除した額とする。

2 (当該療養に食事療養が含まれるときは当該額及び第二号に掲げる額の合計額、当該療養に生活療養が含まれるときは当該額及び第三号に掲げる額の合計額)とする。

1 当該療養(食事療養及び生活療養を除く。)に係る第七十一条第一項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額から、その額に第六十七条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額(療養の給付に係る同項の一部負担金について第六十九条第一項各号の措置が採られるべきときは、当該措置が採られたものとした場合の額))を控除した額とする。

3 厚生労働大臣は、生活療養標準負担額を定めた後に勘案又はしん酌すべき事項に係る事情が著しく変動したときは、速やかにその額を改定しなければならない。

4 保険医療機関等及び保険医等は、厚生労働大臣が定める入院時生活療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準に従い、入院時生活療養費に係る療養を取り扱い、又は担当しなければならない。

5 厚生労働大臣は、第二項の規定による基準及び前項に規定する入院時生活療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準を定めようとするときは、あらかじめ中央社会保険医療協議会の意見を聴かなければならない。

6 第七十一条第二項の規定は、前項に規定する事項に関する中央社会保険医療協議会の権限について準用する。

2 健康保険法第六十四条並びに本法第六十四条第三項、第六十六条、第七十条第二項から第七項まで及び第七十二条の規定は、保険医療機関等について受けた食事療養及びこれに伴う入院時食事療養費の支給について準用する。この場合において、これらの規定に係る技術的読替えは、政令で定める。

3 健康保険法第六十四条並びに本法第六十四条第三項、第六十六条、第七十条第二項から第七項まで、第七十二条及び前条第五項から第七項までの規定は、保険医療機関等について受けた食事療養及びこれに伴う入院時生活療養費の支給について準用する。この場合において、これらの規定に係る技術的読替えは、政令で定める。

4 厚生労働大臣は、評価療養(第六十四条第二項第三号に規定する高度の医療技術に係るものと除く。)を選定療養、第二項第一号の規定によ

掲げる療養の給付と併せて受けた生活療養に要した費用について、当該長期入院被保険者に対する保険外併用療養費を支給する。ただし、当該長期入院被保険者が第八十二条第一項又は第二項本文の規定の適用を受けている間は、この限りでない。

2 保険外併用療養費の額は、第一号に掲げる額に当該療養に食事療養が含まれるときは当該額及び第二号に掲げる額の合計額、当該療養に生活療養が含まれるときは当該額及び第三号に掲げる額の合計額とする。

1 当該療養(食事療養及び生活療養を除く。)に係る第七十一条第一項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額から、その額に第六十七条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額(療養の給付に係る同項の一部負担金について第六十九条第一項各号の措置が採られるべきときは、当該措置が採られたものとした場合の額))を控除した額とする。

2 当該食事療養につき第七十四条第一項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額から食事療養標準負担額を控除した額)とする。

3 当該生活療養につき前条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額から生活療養標準負担額を控除した額)とする。

4 保険医療機関等及び保険医等は、厚生労働大臣が定める保険外併用療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準に従い、保険外併用療養費に係る療養を取り扱い、又は担当しなければならない。

る基準並びに前項に規定する保険外併用療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準を定めようとするときは、あらかじめ中央社会保険医療協議会の意見を聽かなければならない。

5 第七十二条第二項の規定は、前項に規定する事項に関する中央社会保険医療協議会の権限について準用する。

6 健康保険法第六十四条並びに本法第六十四条第三項、第六十六条、第七十条第二項から第七項まで、第七十二条及び第七十四条第五項から第七項までの規定は、保険医療機関等について受けた評価療養、患者申出療養及び選定期療養についてこれらに伴う保険外併用療養費の支給について準用する。この場合において、これらの規定に關し必要な技術的の読み替えは、政令で定め

7 第六十八条の規定は、前項の規定により準用する第七十四条第五項の場合において当該療養費として支給される額に相当する額を控除した額の支払について準用する。(その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額)から当該療養に要した費用について保険外併用療養費として支給される額に相当する額を控除した額(療養費)

8 第七十七条 後期高齢者医療広域連合は、療養給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給(以下この項及び次項において「療養の給付等」という)を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所若しくは薬局その他の者の者について診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、後期高齢者医療広域連合がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる。ただし、当該被保険者が第八十二条第一項又は第二項本文の規定が適用を受けている間は、この限りでない。

9 後期高齢者医療広域連合は、被保険者が電子資格確認等により被保険者であるとの確認を受けないで保険医療機関等について診療又は薬剤の支給を受けた場合において、当該確認を受けなかつたことが、緊急その他やむを得ない理由によるものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給するものとする。ただし、当該被保険者が第八十二条第一項又は第二項本文の規定の適用を受けている間は、この限りでない。

3 被保険者が指定訪問看護を受けようとするとときは、厚生労働省令で定めるところにより、自己の選定する指定訪問看護事業者から、電子資格確認等により、被保険者であるとの確認を受け、当該指定訪問看護を受けるものとする。

4 前項の費用の額の算定については、療養の給付を受けるべき場合においては第七十一条第一項の規定を、入院時食事療養費の支給を受けるべき場合においては第七十五条第二項の規定を、保険外併用療養費の支給を受けるべき場合においては前条第二項の規定を準用する。ただし、その額は、現に療養に要した費用の額を超えることができない。

5 第二目 訪問看護療養費の支給

(訪問看護療養費)

6 第七十八条 後期高齢者医療広域連合は、被保険者が指定訪問看護事業者から当該指定に係る訪問看護事業(健康保険法第八十八条第一項に規定する訪問看護事業をいう)を行う事業所により行われる訪問看護(疾病又は負傷により、居宅において継続して療養を受ける状態にある被保険者(主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合している)を行うことが困難であると認めるとき、その者の居宅において看護師その他厚生労働省令で定める者が行う療養上の世話又は必要な診療の補助を行うこと)を行ふこととし、その者の居宅において看護に要した費用について、訪問看護療養費を支給する。ただし、当該被保険者が第八十二条第一項又は第二項本文の規定が適用を受けていたときは、当該被保険者に対し、当該指定訪問看護に要した費用について、訪問看護療養費を支給する。ただし、当該被保険者が第八十二条第一項又は第二項本文の規定の適用を受けていたときは、この限りでない。

7 第七十九条 指定訪問看護の事業の運営に関する基準について、厚生労働大臣が定める。

8 第八十条 指定訪問看護事業者及び当該指定に係る事業所の看護師その他の従業者は、指定訪問看護に係り、厚生労働大臣又は都道府県知事の指導を受けなければならない。

(報告等)

9 第八十二条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、訪問看護療養費の支給に關して必要があると認められたときは、指定訪問看護事業者又は指定訪問看護事業者であつた者若しくは当該指定に係る事業所の看護師その他他の従業者であつた者(以下この項において「指定訪問看護事業者であつた者等」という)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定訪問看護事業者若しくは当該指定に係る事業所の看護師その他他の従業者であつた者その他の従業者若しくは指定訪問看護事業者であつた者等に対する質問をし、又は當該職員に關係者に対して質問させ、若しくは當該指定訪問看護事業者の当該指定に係る事業所についての帳簿書類その他の物件を検査させることができるものとする。

10 第八十三条 指定訪問看護は、第六十四条第一項各号に掲げる療養に含まれるものとする。

11 第八十四条 前各項に規定するものほか、第四項の厚生労働大臣が定める算定方法の適用及び指定訪問看護事業者の訪問看護療養費の請求に關して必要な事項は、政令で定める。

12 第八十五条 指定訪問看護の事業の運営に関する基準については、厚生労働大臣が定める。

13 第八十六条 第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定による前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

14 第八十七条 都道府県知事は、指定訪問看護事業者に關する法律の規定による指定訪問看護に關する健康保険法第九十五条の規定による处分が行われる旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。

15 第八十八条 後期高齢者医療広域連合は、被保険者(原子爆弾被爆者に対する被爆者)に對する被保険料を滞納している被保険者に通知しなければならない。

16 第三目 特別療養費の支給

17 第八十九条 後期高齢者医療広域連合は、保険料を滞納している被保険者(原子爆弾被爆者に対する被爆者)に對する被保険料を滞納している被保険者に通知しなければならない。

18 第九十条 指定訪問看護の事業の運営に関する基準については、厚生労働大臣が定める。

19 第九十二条 後期高齢者医療広域連合は、保険料を滞納している被保険者(原子爆弾被爆者に対する被爆者)に對する被保険料を滞納している被保険者に通知しなければならない。

する援護に関する法律（平成六年法律第二百七十九号）による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付（第四項において「原爆一般疾病医療費の支給等」という。）を受けることができる被保険者を除く。以下の条において「保険料滞納者」という。が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に、市町村が当該保険料の納付の勧奨及び当該保険料の納付に係る相談の機会の確保その他厚生労働省令で定める保険料の納付に資する取組（次項並びに第九十二条第一項及び第二項において「保険料納付の勧奨等」という。）を行つてもなお当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、当該保険料滞納者が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、当該保険料滞納者に対し、その療養又は指定訪問看護に要した費用について、療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給（次項、第四項及び第五項において「療養の給付等」という。）に代えて、特別療養費を支給する。

2 後期高齢者医療広域連合は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過する前においても、市町村が保険料納付の勧奨等を行つてもなお保険料滞納者が当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料滞納者が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、当該保険料滞納者に対し、その療養又は指定訪問看護に要した費用について、療養の給付等に代えし、同項の政令で定める特別の事情があると認められるときは、この限りでない。

3 後期高齢者医療広域連合は、第一項又は前項の規定により特別療養費を支給するときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、保険料滞納者に対し、当該保険料滞納者が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、特別療養費を支給する旨を通知するものとする。

が滞納している保険料を完納した場合若しくはその者に係る滞納額の著しい減少、災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合又は当該被保険者が原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者となつた場合において、これらの場合に該当する被保険者が保険機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、当該被保険者に対し、療養の給付等を行なう旨を通知するものとする。

6 後期高齢者医療広域連合は、前項の規定により療養の給付等を行うときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、同項に規定する場合に該当する被保険者に対し、当該被保険者が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、療養の給付等を行う旨を通知するものとする。

7 健康保険法第六十四条並びに本法第六十四条第三項、第六十五条、第六十六条、第七十条第二項、第七十二条、第七十四条第七項（第七十七条第八条第八項において準用する場合を含む。）、第七十六条第二項、第七十八条第三項、第七十九条第二項、第八十条及び前条の規定は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について受けた特別療養費に係る療養又は指定訪問看護及びこれらに伴う特別療養費の支給について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

8 第一項又は第二項本文の規定の適用を受けていない保険料滞納者がこれらの規定の適用を受けていないとすれば第七十七条第一項の規定が適用されることとなるときは、後期高齢者医療広域連合は、療養費を支給することができる。

9 第七十七条第三項及び第四項の規定は、前二項の規定による療養費について準用する。この場合において、同条第四項中「受けるべき場合」とあるのは、「受けることができる場合」と読み替えるものとする。

第四目 移送費の支給

2 前条第二項の規定は、高額介護合算療養費の支給について準用する。

第八十三条	第四目 移送費の支給
	後期高齢者医療広域連合は、被保険者が療養の給付（保険外併用療養費に係る療養費及び特別療養費に係る療養を含む。）を受けるため病院又は診療所に移送されたときは、当該被保険者に対し、移送費として、厚生労働省令で定めるところにより算定した額を支給する。
2	前項の移送費は、厚生労働省令で定めるところにより、後期高齢者医療広域連合が必要であると認める場合に限り、支給するものとする。
第三款 高額療養費及び高額介護合算	
（高額療養費）	療養費の支給
第八十四条	後期高齢者医療広域連合は、療養の給付につき支払われた第六十七条に規定する一部負担金の額又は療養（食事療養及び生活療養を除く。以下この条において同じ。）に要した費用の額からその療養に要した費用につき保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費として支給される額若しくは第五十七条第二項の規定により支給される差額に相当する額を控除した額（次条第一項において「一部負担金等の額」という。）が著しく高額であるときは、その療養の給付又はその保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給を受けた被保険者に対し、高額療養費を支給する。
（高額介護合算療養費）	
第八十五条	後期高齢者医療広域連合は、一部負担金等の額（前条第一項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）並びに介護保険法第五十二条第一項に規定する介護サービス利用者負担額（同項の高額介護サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除して得た額）及び同法第六十一条第一項に規定する介護予防サービス利用者負担額（同項の高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除して得た額）及び同法第六十二条第一項に規定する介護予防サービス費若しくは特別療養費の支給を受けた被保険者に対し、高額介護合算療養費を支給す

2 前条第二項の規定は、高額介護合算療養費の支給について準用する。

第四款 後期高齢者医療広域連合　その他の後期高齢者医療給付者者死亡に關しては、条例の定めるところによつて、葬祭費の支給又は葬祭の給付を行うものとする。ただし、特別の理由があるときは、その全部又は一部を行わないことができる。

第五款 後期高齢者医療給付の制限

第八十六条 後期高齢者医療広域連合は、前項の給付のほか、後期高齢者医療広域連合の条例の定めるところにより、傷病手当金の支給を他の後期高齢者医療給付を行なうことができる。

第八十七条 被保険者　被保険者又は被保険者であつた者が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に疾病にかかり、若しくは負傷したときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、疗養費、訪問看護療養費、特別療養費若しくは移送費の支給（以下この款において「療養の給付等」という。）は、行わない。

第八十八条 被保険者　被保険者が闘争、泥酔又は著しい不¹行跡によつて疾病にかかり、又は負傷したときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付等は、その全部又は一部を行わないことができる。

第八十九条 被保険者　被保険者又は被保険者であつた者が、刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁された場合には、その期間に係る療養の給付等は、行わない。

第九十条 後期高齢者医療広域連合は、被保険者又被保険者であつた者が、正当な理由がなく療養に関する指示に従わぬいときは、療養の給付等の一部を行わないことができる。

第九十一条 後期高齢者医療広域連合は、被保険者若しくは被保険者であつた者又は後期高齢者医療給付を受ける者が、正当な理由がなく第六十一条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは受診を拒んだときは、療養の給付等の全部又は一部を行わないことができる。

第九十二条 後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療給付を受けることができる被保険者が保険料を滞納しており、かつ、当該保険料の納付までに間に市町村が保険料納付の勧奨等を行つてもなお当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合は、

を除き、厚生労働省令で定めるところにより、後期高齢者医療給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるものとする。

2 後期高齢者医療広域連合は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他のおいても、後期高齢者医療給付を受けることが出来る被保険者が、市町村が保険料納付の勧奨等を行つてもなお保険料を滞納している場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、後期高齢者医療給付の全部又は一部の支払を一時差し止めることができる。

3 後期高齢者医療広域連合は、第八十二条第一項又は第二項本文の規定の適用を受けている被保険者であつて、前二項の規定による後期高齢者医療給付の全部又は一部の支払の一時差止がなされているものが、なお滞納している保険料を納付しない場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該被保険者に通知して、当該一時差止に係る後期高齢者医療給付の額から当該被保険者が滞納している保険料額を控除することができる。

第四節 費用の負担

(国の負担)

第九十三条 国は、政令で定めるところにより、後期高齢者医療広域連合に対し、被保険者に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護算療養費の支給に要する費用の額の合計額(以下「療養の給付等に要する費用の額」という。)から第六十七条第一項第三号に掲げる場合に該当する者に係る療養の給付等に要する費用の額(以下「特定費用の額」という。)を控除した額(以下「負担対象拠出金額」という。)並びに流行初期医療確保拠出金の額において「特定流行初期医療確保拠出金の額」という。)を控除した額(第一百条第一項において「負担対象拠出金額」という。)の合計額(以下「負担対象総額」という。)の十二分の三に相当する額を負担する。

(都道府県の負担)

第九十四条 後期高齢者医療広域連合が確保すべき収入を不當に確保しなかつた場合においては、国は、政令で定めるところにより、前条の規定により当該後期高齢者医療広域連合に対し、後期高齢者医療の財政の状況その他の事情で負担すべき額を減額することができる。

2 前項の規定により減額する額は、不當に確保しなかつた額を超えることができない。

(国庫負担金の減額)

第九十五条 後期高齢者医療広域連合に対するため、政令で定めるところにより、後期高齢者医療広域連合に対して調整交付金を交付する。

2 前項の規定による調整交付金の総額は、負担対象総額の見込額の十二分の一に相当する額とする。

(都道府県の負担)

第九十六条 都道府県は、政令で定めるところにより、後期高齢者医療広域連合に対し、負担対象総額の十二分の一に相当する額を負担する。

2 国は、前項に掲げるもののほか、政令で定めるところにより、後期高齢者医療広域連合に対し、高額医療費負担対象額の四分の一に相当する額を負担する。

2 都道府県は、前項に掲げるもののほか、政令で定めるところにより、後期高齢者医療広域連合に対し、高額医療費負担対象額の四分の一に相当する額を負担する。

(都道府県の負担金の減額)

2 都道府県は、前項に掲げるもののほか、政令で定めるところにより、後期高齢者医療広域連合に対し、高額医療費負担対象額の四分の一に相当する額を負担する。

(後期高齢者交付金)

2 都道府県は、前項に掲げるもののほか、政令で定めるところにより、後期高齢者医療広域連合に対し、高額医療費負担対象額の四分の一に相当する額を負担する。

2 都道府県は、前項に掲げるもののほか、政令で定めるところにより、後期高齢者医療広域連合に対し、高額医療費負担対象額の四分の一に相当する額を負担する。

(後期高齢者交付金)

2 都道府県は、前項に掲げるもののほか、政令で定めるところにより、後期高齢者医療広域連合に対し、高額医療費負担対象額の四分の一に相当する額を負担する。

(都道府県の負担)

2 都道府県は、政令で定めるところにより、後期高齢者医療広域連合が支出すべき支拂金をもつて充てる。

2 都道府県は、政令で定めるところにより、後期高齢者医療広域連合が支出すべき支拂金をもつて充てる。

2 都道府県は、政令で定めるところにより、支拂金に対し、後期高齢者医療広域連合が負担する。

前条第一項の規定により当該後期高齢者医療広域連合に対して交付する同項の後期高齢者交付金の額を減額することを命ずることができる。
2 前項の規定により減額する額は、不當に確保しなかつた額又は不當に支出した額を超えることとができない。

第二百二十二条 国は、第九十三条、第九十五条及び第一百六十六条に規定するもののほか、予算の範囲内において、後期高齢者医療に要する費用の一部を補助することができる。

(都道府県、市町村及び後期高齢者医療広域連合の補助及び貸付け)

第二百三条 都道府県、市町村及び後期高齢者医療広域連合は、第九十六条、第九十八条、第九十九条及び第一百六十六条第五項に規定するもののはか、後期高齢者医療に要する費用に対し、補助金を交付し、又は貸付金を貸し付けることができる。

(保険料)

第二百四条 市町村は、後期高齢者医療に要する費用(財政安定化基金拠出金、第一百七十七条第二項の規定による拠出金及び出産育児支援金並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による流行初期医療確保拠出金等(第三項及び第一百六十六条第二項において「流行初期医療確保拠出金等」という。)の納付に要する費用を含む。)に充てるため、保険料を徴収しなければならない。

2 前項の保険料は、後期高齢者医療広域連合が被保険者に対し、後期高齢者医療広域連合の全区域にわたつて均一の保険料率であることその他の政令で定める基準に従い後期高齢者医療広域連合の条例で定めるところにより算定された保険料率によって算定された保険料額によつて課する。ただし、当該後期高齢者医療広域連合の区域のうち、離島その他の医療の確保が著しく困難である地域であつて厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する被保険者の保険料については、政令で定める基準に従い別に後期高齢者医療広域連合の条例で定めるところにより算定された保険料率によつて算定された保険料額によつて課することができる。

3 前項の保険料率は、療養の給付等に要する費用の額の予想額(財政安定化基金拠出金、第一百七十七条第二項の規定による拠出金及び出産育児支援金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付をいう。)による老齢基礎年金その他の同法又は厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百五十五号)による老齢、障害又は死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるもの及びこれらの年金たる給付に類する老齢若しくは退職、障害又は死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるもの支援金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付をいう。)

に要する費用の予想額、第一百六十六条第一項第二号の規定による都道府県からの借入金の償還に要する費用の予定額、第一百二十一条第一項に規定する高齢者保健事業及び同条第五項に規定する事業に要する費用の予定額、被保険者の所得の分布状況及びその見通し、国庫負担並びに第百条第一項の後期高齢者交付金等の額等に照らし、おおむね二年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。

第二百五十五条 (保険料等の納付)

第二百五十六条 市町村は、後期高齢者医療広域連合の規約で定めるところにより、後期高齢者医療広域連合が、第九十九条第一項及び第二項の規定による繰り入金並びに保険料その他のこの章の規定による徴収金(市町村が徴収するものに限る。)を納付するものとする。

(賦課期日)

第二百六条 保険料の賦課期日は、当該年度の初日とする。

(保険料の徴収の方法)

第二百七条 市町村による第二百四条の保険料の徴収

については、特別徴収(市町村が老齢等年金給付を受ける被保険者(政令で定める者を除く。)から老齢等年金給付の支払をする者(以下「年金保険者」という。)に保険料を徴収させ、かつ、その徴収すべき保険料を納入させることをいう。以下同じ。)の方法による場合を除くは

か、普通徴収(市町村が、保険料を課せられた被保険者又は当該被保険者の属する世帯の世帯主若しくは当該被保険者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事實上婚姻關係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)に対し、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十三条の規定により納入の通知をすることによって保険料を徴収することをいう。以下同じ。)の方法によつて算定される保険料額によつて課する。

(地方税法の準用)

第二百八条 (普通徴収の方法)

市町村による第二百七条の規定により行う後期高齢者医療広域連合が、条例で定めるところにより、特別の理由がある者に対する保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

(保険料の減免等)

第二百九条 (普通徴収の方法によつて徴収する保険料の納期)

市町村の条例で定める。

(介護保険法の準用)

第二百十条 (保険料の納期)

市町村の条例で定める。

(税法の準用)

第二百十一条 (保険料の特別徴収について準用する。)

市町村の条例で定める。

(普通徴収に係る保険料の納付義務)

第二百八十二条 (被保険者は、市町村がその者の保険料を普通徴収の方法によつて徴収しようとする場合においては、当該保険料を納付しなければならない。

2 世帯主は、市町村が当該世帯に属する被保険者の保険料を普通徴収の方法によつて徴収しようとするとする場合において、当該保険料を納付しなければならない。

3 配偶者の一方は、市町村が被保険者たる他方の保険料を普通徴収の方法によつて徴収しようとするとする場合において、当該保険料を連帶して納付する義務を負う。

2 世帯主は、市町村が当該世帯に属する被保険料の賦課額その他の保険料の賦課に関する事項を、政令で定める基準に従つて後期高齢者医療広域連合においては、当該保険料を納付しなければならない。

3 世帯主は、市町村が被保険者たる他方の保険料を普通徴収の方法によつて徴収しようとするとする場合において、当該保険料を連帶して納付する義務を負う。

(条例等への委任)

第二百十五条 (この款に規定するもののほか、保険料の賦課額その他の保険料の賦課に関する事項は、政令で定める基準に従つて後期高齢者医療広域連合においては、当該保険料を納付しなければならない。

2 世帯主は、市町村が当該世帯に属する被保険料の賦課額その他の保険料の賦課に関する事項を、政令で定める基準に従つて後期高齢者医療広域連合においては、当該保険料を納付しなければならない。

3 世帯主は、市町村が被保険者たる他方の保険料を普通徴収の方法によつて徴収しようとするとする場合において、当該保険料を連帶して納付する義務を負う。

いて収納が見込まれた保険料の額の合計額のうち、療養の給付等に要する費用の額、財政安定化基金拠出金、次条第二項の規定による拠出金及び出産育児支援金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要する費用の額並びに前項第二号の規定による都道府県からの借入金（以下この項において「基金事業借入金」という。）の償還に要する費用の額に充てるものとして政令で定めるところにより算定した額

二 実績保険料収納額 後期高齢者医療広域連合を組織する市町村において特定期間中に収納した保険料の額の合計額のうち、療養の給付に要した費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額の合計額（以下この項において「療養の給付等に要した費用の額」という。）、財政安定化基金拠出金、次条第二項の規定による拠出金及び出産育児支援金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に充てるものとして政令で定めるところにより算定した額

三 基金事業対象収入額 後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療に関する特別会計において特定期間中に収入した金額 第五号の基金事業交付額及び基金事業借入金の額を除く。）の合計額のうち、療養の給付等に要した費用の額、財政安定化基金拠出金、次条第二項の規定による拠出金及び出産育児支援金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に充てるものとして政令で定めるところにより算定した額

四 基金事業対象費用額 後期高齢者医療広域連合において特定期間中に療養の給付等に要する費用の額、財政安定化基金拠出金、次条第二項の規定による拠出金及び出産育児支援金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額の合計額として政令で定めることにより算定した額

五 基金事業交付額 後期高齢者医療広域連合が特定期間中に前項第一号の規定により交付を受けた額

都道府県は、財政安定化基金に充てるため、政令で定めるところにより、後期高齢者医療広域連合から財政安定化基金拠出金を徴収するものとする。

都道府県は、政令で定めるところにより、前項の規定による財政安定化基金拠出金を納付する義務を負う。

都道府県は、政令で定めるところにより、前項の規定により後期高齢者医療広域連合から徴収した財政安定化基金拠出金の総額の三倍に相当する額を財政安定化基金に繰り入れなければならない。

国は、政令で定めるところにより、前項の規定により都道府県が繰り入れた額の三分の一に相当する額を負担する。

財政安定化基金から生ずる収入は、全て財政安定化基金に充てなければならぬ。

第三款 特別高額医療費共同事業

第一百七十七条 指定法人は、政令で定めるところにより、著しく高額な医療に関する給付の発生が後期高齢者医療の財政に与える影響を緩和するため、後期高齢者医療広域連合に対し被保険者に係る著しく高額な医療に関する給付に係る交付金を交付する事業（以下「特別高額医療費共同事業」という。）を行うものとする。

指定法人は、特別高額医療費共同事業に要する費用に充てるため、政令で定めるところによる費用に充てるため、後期高齢者医療広域連合から拠出金を徴収する。

後期高齢者医療広域連合は、前項の規定による拠出金を納付する義務を負う。

第四款 保険者の後期高齢者支援金等（後期高齢者支援金等の徴収及び納付義務）

第一百八十八条 支払基金は、第一百三十九条第一項第二号に掲げる業務に要する費用に充てるため、年度ごとに、保険者（国民健康保険にあつては、都道府県。以下この節において同じ。）から、後期高齢者支援金及び後期高齢者関係事務費拠出金（以下「後期高齢者支援金等」という。）を徴収する。

保険者は、後期高齢者支援金等を納付する義務を負う。（後期高齢者支援金の額）

の確定後期高齢者支援金の額を超えるときは、当該年度の概算後期高齢者支援金の額からその超える額とその超える額に係る後期高齢者調整金額との合計額を控除して得た額とするものとし、前々年度の概算後期高齢者支援金の額が同年度の確定後期高齢者支援金の額に満たないときは、当該年度の概算後期高齢者支援金の額に満たない額とその満たない額に係る後期高齢者調整金額との合計額を加算して得た額とする。

前項に規定する後期高齢者調整金額は、前々年度におけるすべての保険者に係る概算後期高齢者支援金の額と確定後期高齢者支援金の額との過不足額につき生ずる利息その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるところにより各保険者ごとに算定される額とする。
(概算後期高齢者支援金)

第二百一十条 前条第一項の概算後期高齢者支援金の額は、次の各号に掲げる保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 被用者保険等保険者 当該年度における全額の見込額を厚生労働省令で定めることにより算定した同年度における全ての保険者に係る加入者の見込総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における全ての被用者保険等保険者に係る加入者の見込数を乗じて得た額に、同年度におけるイに掲げる額を口に掲げる額で除して得た率及び概算後期高齢者支援金調整率を乗じて得た額

イ 当該被用者保険等保険者に係る標準報酬総額の見込額

ロ 全ての被用者保険等保険者に係る標準報酬総額の見込額の合計額

二 被用者保険等保険者以外の保険者 当該年度における全ての後期高齢者医療広域連合の保険納付対象額の見込額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における全ての保険者に係る加入者の見込数を乗じて得た額に、概算後期高齢者支援金調整率を乗じて得た額

前項各号の概算後期高齢者支援金調整率は、第十八条第二項第二号及び第十九条第二項第二号に掲げる事項についての達成状況、保険者に

(確定後期高齢者支援金)

係る加入者の見込数等を勘案し、百分の九十から百分の百十の範囲内で政令で定めるところにより算定する。

第一 被用者保険等保険者 前々年度における全ての後期高齢者医療広域連合の保険納付対象者の支援金の額は、次の各号に掲げる保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 被用者保険等保険者 前々年度における全ての後期高齢者医療広域連合の保険納付対象者の支援金の額は、次の各号に掲げる保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

二 被用者保険等保険者以外の保険者 前々年度における全ての後期高齢者医療広域連合の保険納付対象者の支援金の額は、厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における全ての保険者に係る加入者の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めることにより算定した同年度における全ての被用者保険等保険者に係る加入者の総数で除して得た額に、同年度における同一の被用者保険等保険者に係る加入者の総数を乗じて得た額に、同年度における同一の被用者保険等保険者に係る加入者の総数で除して得た率及び確定後期高齢者支援金調整率を乗じて得た額。

イ 当該被用者保険等保険者に係る標準報酬 総額

ロ 全ての被用者保険等保険者に係る標準報酬 総額の合計額

二 被用者保険等保険者以外の保険者 前々年度における全ての後期高齢者医療広域連合の保険納付対象者の支援金の額は、厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における当該保険者に係る加入者の数を乗じて得た額に、確定後期高齢者支援金調整率を乗じて得た額。

前項各号の確定後期高齢者支援金調整率は、第十八条第二項第二号及び第十九条第二項第二号に掲げる事項についての達成状況、保険者に係る加入者の数等を勘案し、百分の九十から百分の百十の範囲内で政令で定めるところにより算定する。

(後期高齢者関係事務費拠出金の額)

第一百二十二条 第百八十八条第一項の規定により各保険者から徴収する後期高齢者関係事務費拠出金の額は、厚生労働省令で定めるところにより、当該年度における第百三十九条第一項第二号に掲げる支払基金の業務に関する事務の処理に要する費用の見込額を基礎として、各保険者に係る加入者の見込数に応じ、厚生労働省令で定めるところにより算定した額とする。

(通知)

第一百二十三条 後期高齢者医療広域連合は、厚生労働省令で定めるところにより、支払基金に対し、各年度における保険納付対象額その他厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。

2 後期高齢者医療広域連合は、前項の規定による通知の事務を国保連合会に委託することができる。

(準用)

第一百二十四条 第四十一条及び第四十三条から第四十六条までの規定は、後期高齢者支援金等について準用する。

第五款 後期高齢者医療広域連合の出産育児支援金等

(出産育児支援金の徴収及び納付義務)

第一百四十四条の二 支払基金は、第百三十九条第一項第三号に掲げる業務に要する費用に充てるため、年度ごとに、後期高齢者医療広域連合から、出産育児支援金を徴収する。

2 後期高齢者医療広域連合は、出産育児支援金を納付する義務を負う。

(出産育児支援金の額)

第一百二十四条の三 前条第一項の規定により各後期高齢者医療広域連合から徴収する出産育児支援金の額は、医療保険各法の規定による出産育児一時金、家族出産育児一時金、出産費及び家族出産費の支給に要する費用(次条第一項及び第二十四条の七第一項において「出産育児一時金等の支給に要する費用」という。)の額の総額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に、出産育児支援金率及び全ての後期高齢者医療広域連合に係る被保険者の総数に対する当該後期高齢者医療広域連合に係る被保険者の数の割合を乗じて得た額とする。

2 令和六年度及び令和七年度における前項の出産育児支援金率は、百分の七とする。

3 令和八年度以降の年度における第一項の出産育児支援金率は、第二号に掲げる率を、二年ごとに政令で定める。

1 百分の七に、当該年度における全ての後期高齢者医療広域連合に係る被保険者の見込総数を令和六年度における全ての後期高齢者医療広域連合に係る被保険者の総数で除して得た率を乗じて得た率。

2 前号に掲げる率に、百分の九十三に当該年度における全ての保険者に係る加入者の見込総数を、政令で定める。

総数を令和六年度における全ての保険者に係る加入者の総数で除して得た率を乗じて得た率を加えて得た数

(出産育児交付金)

第一百二十四条の四 支払基金は、出産育児一時金等の支給に要する費用の一部に充てるため、保険者に対して、出産育児交付金を交付する。

2 前項の出産育児交付金は、第百二十四条の二第一項の規定により支払基金が徴収する出産育児支援金をもつて充てる。

3 第一項の規定により各保険者に対して交付される出産育児交付金の額は、医療保険各法の規定により算定される額とする。

第一百二十四条の五 支払基金は、第百三十九条第一項第三号に掲げる業務に関する事務の処理に要する費用に充てるため、年度ごとに、保険者から、出産育児関係事務費拠出金を徴収する。

2 保険者は、出産育児関係事務費拠出金を納付する義務を負う。

第一百二十四条の六 前条第一項の規定により各保険者から徴収する出産育児関係事務費拠出金の額は、厚生労働省令で定めるところにより、当該年度における第百三十九条第一項第三号に掲げる支払基金の業務に関する事務の処理に要する費用の見込額を基礎として、各保険者に係る加入者の見込数に応じ、厚生労働省令で定めるところにより算定した額とする。

(通知)

(出産育児関係事務費拠出金の額)

第一百二十四条の七 保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、支払基金に対し、各年度における当該保険者に係る出産育児一時金等の支給に要する費用の額その他厚生労働省令で定めるところにより算定した額に、市町村が実施する高齢者心身の特性に応じた事業(次条第一項において「国民健康保険事業」という。)及び介護保険法第二百五十五条第一項から第三項までに規定する地域支援事業(次条第一項において「地域支援事業」という。)と一体的に実施するものとする。

4 後期高齢者医療広域連合は、高齢者保健事業を行うに当たっては、市町村及び保険者との連携を図るとともに、高齢者の身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえ、高齢者保健事業を効果的かつ効率的で被保険者の状況に応じたきめ細かなものとするため、市町村との連携の下に、市町村が実施する国民健康保険法第八十二条第五項に規定する高齢者の心身の特性に応じた事業(次条第一項において「国民健康保険保健事業」という。)及び介護保険法第二百五十五条第一項から第三項までに規定する地

2 後期高齢者医療広域連合は、高齢者保健事業を行うに当たっては、効果的かつ効率的で被保険者の状況に応じたきめ細かな高齢者保健事業の実施が推進されるよう努めなければならない。

3 後期高齢者医療広域連合は、厚生労働省令で定めるところにより、支払基金に対し、各年度における当該後期高齢者医療広域連合に係る被保険者の数その他厚生労働省令で定めた事項を通知しなければならない。

第一百二十四条の八 第四十一条及び第四十三条から第四十六条までの規定は、出産育児支援金及び出産育児関係事務費拠出金について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六款 雜則

第一百二十四条の九 第百条第一項の規定により支払基金が各後期高齢者医療広域連合に対して交付する後期高齢者交付金と第百二十四条の二第一項及び第百十八条第一項及び第百二十四条の五第一項の規定により支払基金が各保険者から徴収する後期高齢者支援金等及び出産育児支援金は、相殺するものとする。

2 第百十八条第一項及び第百二十四条の五第一項の規定により支払基金が各保険者から徴収する後期高齢者支援金等及び出産育児関係事務費拠出金と第百二十四条の四第一項の規定により支払基金が各後期高齢者医療広域連合から徴収する後期高齢者交付金は、相殺するものとする。

3 第一項の規定により支払基金が各保険者から徴収する後期高齢者支援金等及び出産育児関係事務費拠出金をもつて充てる。

4 第一項の規定により各保険者に対して交付される出産育児交付金の額は、医療保険各法の規定により算定される額とする。

5 第百二十四条の九の規定により支払基金が各保険者から徴収する後期高齢者支援金等及び出産育児関係事務費拠出金と第百二十四条の四第一項の規定により支払基金が各後期高齢者医療広域連合から徴収する後期高齢者交付金は、相殺するものとする。

6 第百二十四条の九の規定により後期高齢者医療給付のために必要な事業、被保険者の療養のための費用に係る資金の貸付けその他の必要な事業を行うことができる。

7 厚生労働大臣は、第一項の規定により後期高齢者医療広域連合が行う高齢者保健事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため、指針の公表、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(高齢者保健事業)

第一百二十五条 後期高齢者医療広域連合は、高齢者の心身の特性に応じ、健康教育、健康相談、健康診査及び保健指導並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業(以下「高齢者保健事業」という。)を行うように努めなければならない。

2 後期高齢者医療広域連合は、高齢者保健事業を行うに当たっては、医療保険等関連情報を活用し、適切かつ有効に行うものとする。

3 後期高齢者医療広域連合は、高齢者保健事業を行うに当たっては、市町村及び保険者との連携を図るとともに、高齢者の身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえ、高齢者保健事業を効果的かつ効率的で被保険者の状況に応じたきめ細かなものとするため、市町村との連携の下に、市町村が実施する国民健康保険法第八十二条第五項に規定する高齢者の心身の特性に応じた事業(次条第一項において「国民健康保険保健事業」という。)及び介護保険法第二百五十五条第一項から第三項までに規定する地

4 後期高齢者医療広域連合は、高齢者保健事業を行うに当たっては、効果的かつ効率的で被保険者の状況に応じたきめ細かな高齢者保健事業の実施が推進されるよう努めなければならない。

5 第百二十四条の九の規定により支払基金が各保険者から徴収する後期高齢者支援金等及び出産育児関係事務費拠出金と第百二十四条の四第一項の規定により支払基金が各後期高齢者医療広域連合から徴収する後期高齢者交付金は、相殺するものとする。

6 第百二十四条の九の規定により支払基金が各保険者から徴収する後期高齢者支援金等及び出産育児関係事務費拠出金をもつて充てる。

7 前項の指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 高齢者保健事業の効果的かつ効率的な実施に関する基本的事項

二 高齢者保健事業の効果的かつ効率的な実施に向けた後期高齢者医療広域連合及び次条第一項前段の規定により委託を受けた市町村が行う取組に関する事項

三 高齢者保健事業の効果的かつ効率的な実施に向けた後期高齢者医療広域連合及び次条第一項前段の規定により委託を受けた市町村に一項前段の規定により委託を受けた市町村に対する支援に関する事項

四 高齢者保健事業の効果的かつ効率的な実施に向けた後期高齢者医療広域連合と市町村との連携に関する事項

五 高齢者保健事業の効果的かつ効率的な実施に向けた後期高齢者医療広域連合と地域の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

六 その他高齢者保健事業の効果的かつ効率的な実施に向けて配慮すべき事項

の療養環境の向上のために必要な事業、後期高齢者医療給付のために必要な事業、被保険者の療養のための費用に係る資金の貸付けその他の必要な事業を行うことができる。

2 厚生労働大臣は、第一項の規定により後期高齢者医療広域連合が行う高齢者保健事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため、指針の公表、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

3 第百二十四条の九の規定により後期高齢者医療給付のために必要な事業、被保険者の療養のための費用に係る資金の貸付けその他の必要な事業を行うことができる。

4 第百二十四条の九の規定により後期高齢者医療給付のために必要な事業、被保険者の療養のための費用に係る資金の貸付けその他の必要な事業を行うことができる。

5 第百二十四条の九の規定により支払基金が各保険者から徴収する後期高齢者支援金等及び出産育児関係事務費拠出金と第百二十四条の四第一項の規定により支払基金が各後期高齢者医療広域連合から徴収する後期高齢者交付金は、相殺するものとする。

6 第百二十四条の九の規定により支払基金が各保険者から徴収する後期高齢者支援金等及び出産育児関係事務費拠出金をもつて充てる。

7 前項の指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 高齢者保健事業の効果的かつ効率的な実施に関する基本的事項

者保健事業の実施に必要な範囲内において、自らが保有する被保険者に係る療養に関する情報又は健康診査若しくは保健指導に関する記録の写しその他高齢者保健事業を効果的かつ効率的に実施するために必要な情報として厚生労働省令で定めるものを提供することができる。

前項前段の規定により委託を受けた市町村の職員又は職員であつた者は、高齢者保健事業の実施に関して知り得た個人の秘密を正当な理由がなく漏らしてはならない。

(高齢者保健事業に関する情報の提供)

第二百二十五条の三 後期高齢者医療広域連合及び前条第一項前段の規定により当該後期高齢者医療広域連合から委託を受けた市町村は、当該後条第一項前段の規定により当該後期高齢者医療広域連合の被保険者の資格を取得した者(保険者に加入していたことがある者に限る)があるときは、当該被保険者が加入していた保険者に対し、当該保険者が保存している当該被保険者に係る特定健康診査又は特定保健指導に関する記録の写しを提供するよう求めることができる。

2 後期高齢者医療広域連合は、被保険者ごとの身体的、精神的及び社会的な状態の整理及び分析を行い、被保険者に対する高齢者保健事業の効果的かつ効率的な実施を図る観点から、必要があると認めるときは、市町村及び他の後期高齢者医療広域連合に対し、当該被保険者に係る医療及び介護に関する情報を(当該被保険者に係る療養に関する情報若しくは健康診査若しくは保健指導に関する情報等)後期高齢者医療広域連合から委託を受けた市町村は、当該委託を受けた高齢者保健事業の一部について、高齢者保健事業を適切かつ確実に実施することができると認められる関係機関又は関係団体(都道府県及び市町村を除く。以下この条において同じ。)に対し、その実施を委託することができる。この場合において、後期高齢者医療広域連合は、当該委託を受けた関係機関又は関係団体に対し、委託した高齢者保健事業の実施に必要な範囲内において、自らが保有する又は前条第四項の規定により提供を受けた被保険者に係る医療及び介護に関する情報をその他の後期高齢者保健事業を効果的かつ効率的に実施するためには、被保険者に対する高齢者保健事業の規定による療養に関する情報を、介護保険法の規定による保健医療サービス若しくは福祉サービスに関する情報をい。以下この条及び次条において同じ。)その他の高齢者保健事業を効果的かつ効率的に実施するためには、必要な情報として厚生労働省令で定めるものとの提供を求めることができる。

3 市町村は、前条第一項前段の規定により後期高齢者医療広域連合が行う高齢者保健事業の委託を受けた場合であつて、被保険者ごとの身体的、精神的及び社会的な状態の整理及び分析を行い、被保険者に対する高齢者保健事業の効果的かつ効率的な実施を図る観点から、必要があると認めるときは、他の市町村及び後期高齢者医療広域連合に対し、当該被保険者に係る医療及び介護に関する情報等その他高齢者保健事

業を効果的かつ効率的に実施するために必要な情報として厚生労働省令で定めるものの提供を求めることができる。

前三項の規定により、記録の写し又は情報の提供を求められた保険者並びに市町村及び後期高齢者医療広域連合は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写し又は情報を提供しなければならない。

第五節 後期高齢者医療診療報酬審査委員会

5 前条第一項前段の規定により委託を受けた市

町村は、効果的かつ効率的で被保険者の状況に応じたきめ細かな高齢者保健事業を実施するため、前項の規定により提供を受けた記録の写し又は情報に加え、自らが保有する当該被保険者に係る特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録、国民健康保険法の規定による療養に関する情報又は介護保険法の規定による保健医療サービス若しくは福祉サービスに関する情報を併せて活用することができる。(高齢者保健事業の関係機関又は関係団体への委託)

第六節 後期高齢者医療診療報酬審査委員会

町村は、後期高齢者医療広域連合は、高齢者保健事業の一部について、高齢者保健事業を適切かつ確実に実施することができると認められる関係機関又は関係団体(都道府県及び市町村を除く。以下この条において同じ。)に對し、その実施を委託することができる。この場合において、後期高齢者医療広域連合は、当該委託を受けた関係機関又は関係団体に対し、委託した高齢者保健事業の実施に必要な範囲内において、自らが保有する又は前条第四項の規定により提供を受けた被保険者に係る医療及び介護に関する情報をその他の後期高齢者保健事業を効果的かつ効率的に実施するためには、被保険者に対する高齢者保健事業の規定による療養に関する情報を、介護保険法の規定による保健医療サービス若しくは福祉サービスに関する情報をい。以下この条及び次条において同じ。)その他の高齢者保健事業を効果的かつ効率的に実施するためには、必要な情報として厚生労働省令で定めるものとの提供を求めることができる。

2 第百二十五条の二第二項前段の規定により委託を受けた市町村は、当該委託を受けた高齢者保健事業の一部について、高齢者保健事業を適切かつ確実に実施することができると認められる関係機関又は関係団体(都道府県及び市町村を含む。)の連絡調整を行うとともに、高齢者保健事業等の実施に係る後期高齢者医療広域連合(国保連合会においては、後期高齢者医療広域連合と当該後期高齢者医療広域連合から受けた関係機関又は関係団体の役員若しくは職員又はこれららの職にあつた者は、高齢者保健事業の実施に関して知り得た個人の秘密を正当な理由がなく漏らしてはならない。

第七節 病院の設置

2 前項の審査請求は、時効の完成猶予及び更新に関する場合は、裁判上の請求とみなす。

第八節 高齢者保健事業等に関する援助

2 第百二十九条 後期高齢者医療審査会は、各都道府県に置く。

第九節 雜則

2 第百三十一条 後期高齢者医療給付に関する処分(第五十四条第三項及び第五項の規定による求めに対する処分を含む。)又は保険料その他この章の規定による徴収金(市町村及び後期高齢者医療広域連合が徴収するものに限る。)に関する処分に不服がある者は、後期高齢者医療審査会に審査請求をすることができる。

2 第百三十二条 国及び地方公共団体は、前条の規定により国保連合会及び指定法人が行う事業を促進するためには、必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずるよう努めなければならない。(国及び地方公共団体の措置)

第十节 病院の運営

2 第百三十三条 都道府県は、後期高齢者医療広域連合又は市町村に対し、後期高齢者医療制度の運営が健全かつ円滑に行われるよう、必要な助言及び適切な援助をするものとする。

2 後期高齢者医療広域連合は、第五十六条第三号に掲げる給付を行おうとする場合その他政令で定める場合においては、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

第十一节 病院の運営

2 第百三十四条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、後期高齢者医療広域連合又は市町村について、この法律を施行するために必要があると認められるときは、その事業及び財産の状況に関する報告を徴し、又は当該職員に実地にその状況を検査させることができる。

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、保険者(国民健康保険にあつては、都道府県)に対し、出産育児関係事務費拠出金の額の算定に関する必要があると認めるときは、その業務に関する報告を徴し、又は当該職員に実地にその状況を検査させることができる。

3 第十六条の七第二項の規定は前二項の規定による検査について、同条第三項の規定は前二項

の規定による権限について、それぞれ準用する。

(事業状況の報告)

第一百三十五条 後期高齢者医療広域連合又は国保連合会は、厚生労働省令で定めるところにより、後期高齢者医療に係る事業の状況（後期高齢者医療広域連合にあつては、次項の規定により後期高齢者医療広域連合の長（地方自治法第二百九十二条の十三において準用する同法第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く後期高齢者医療広域連合にあつては、理事会。次項において同じ。）が市町村から報告を受ける事業の状況を含む。）を都道府県知事に報告しなければならない。

2 市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、後期高齢者医療に係る事業の状況を後期高齢者医療広域連合の長に報告しなければならない。

(戸籍に関する無料証明)

第一百三十六条 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。）は、後期高齢者医療広域連合又は後期高齢者医療給付を受ける者に對し、当該市町村の条例で定めるところにより、被保険者又は被保険者であつた者の戸籍に關し、無料で證明を行うことができる。（被保険者等に関する調査）

第一百三十七条 後期高齢者医療広域連合は、被保険者の資格、後期高齢者医療給付及び保険料に関する必要があると認めるときは、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであつた者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 市町村は、保険料の徴収に關して必要があると認めるときは、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者若しくは収入の状況又は被保険者に対する第百七条第二項に規定する老齢等年金給付の支給状況につき、官公署若しくは年金保険者に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

(第五章 社会保険診療報酬支払基金の高齢者医療制度関係業務)

(支払基金の業務)

(支払基金法第十五条规定する業務のほか、第一

条に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

1 保険者（国民健康保険にあつては、都道府県。次条を除き、以下この章において同じ。）から前期高齢者納付金等を徴収し、保険者に對し前期高齢者交付金を交付する業務及びこれに附帯する業務を行ふ。（支払基金法第十五条规定する業務のほか、第一

条に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

2 支払基金は、後期高齢者医療広域連合に対し、第百三十九条第一項第三号に規定する後期高齢者医療広域連合から出産育児支援金を徴収する業務に關し必要があると認めるとときは、文書その他の物件の提出を求めることができる。

3 支払基金は、後期高齢者医療広域連合に対し、第百三十九条第一項第三号に規定する後期高齢者医療広域連合に對し後期高齢者の規定による権限について、それぞれ準用する。（資料の提供等）

第一百三十八条 後期高齢者医療広域連合は、被保險者の資格、後期高齢者医療給付及び保険料に

関して必要があると認めるときは、被保険者の行為によつて生じたものであることを確認するために必要な事項、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の資産若しくは収入の状況又は被保険者に対する第百七条第二項に規定する老齢等年金給付の支給状況につき、市町村その他の官署若しくは年金保険者に對し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

三 後期高齢者医療広域連合から出産育児支援金を徴収し、保険者から出産育児関係事務費拠出金を徴収し、及び保険者に対し出産育児関係事務費交付金を交付する業務並びにこれに附帯する業務

第百四十四条 支払基金は、高齢者医療制度関係業務に關し、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 支払基金は、前項の業務に支障のない限りにおいて、厚生労働大臣の認可を受けて、第一条に規定する目的の達成に資する事業を行うことができる。

3 前二項に規定する業務は、高齢者医療制度関係業務という。

（業務の委託）

第百四十五条 支払基金は、高齢者医療制度関係業務に關し、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 支払基金は、前項の規定により財務諸表を厚生労働大臣に提出するときは、厚生労働省令で定めるところにより、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監査の意見書を添付しなければならない。

3 支払基金は、第一項の規定による厚生労働大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表又はその要旨を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見書を、主たる事務所に備えて置き、厚生労働省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

（利益及び損失の処理）

第百四十六条 支払基金は、高齢者医療制度関係業務（第百三十九条第二項に規定する業務を除く。次項及び次条第一項において同じ。）に關し、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 支払基金は、高齢者医療制度関係業務に關し、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は繰越欠損金として整理しなければならない。

3 支払基金は、予算をもつて定める金額に限り、第一項の規定による積立金を第百三十九条第一項第一号に規定する保険者に対し前期高齢者交付金を交付する業務、同項第二号に規定する後期高齢者医療広域連合に對し後期高齢者交付金を交付する業務及び同項第三号に規定する保険者に対し出産育児交付金を交付する業務又

は同条第二項の規定により認可を受けて行う業務に要する費用に充てることができる。
(借入金及び債券)
第一百四十七条 支払基金は、高齢者医療制度関係業務に關し、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は債券を発行することができる。
二 前項の規定による長期借入金及び債券は、二年以内に償還しなければならない。
三 第一項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。
四 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。
五 支払基金は、第一項の規定による債券を発行する場合においては、割引の方法によることができる。
六 第一項の規定による債券の債権者は、支払基金の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
七 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。
八 支払基金は、厚生労働大臣の認可を受けて、第一項の規定による債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。
九 会社法(平成十七年法律第八十六号)第七百五十三条第一項及び第二項並びに第七百九十二条の規定によつて準用する。
十 第一項、第二項及び第五項から前項までに定めるもののほか、第一項の債券に關し必要な事項は、政令で定める。

(政府保証)

第一百四十八条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内で、支払基金による前期高齢者交付金、後期高齢者交付金及び出産育児交付金の円滑な交付のために必要があると認めるときは、前条の規定による支払基金の長期借入金、短期借入金又は債券に係る債務について、必要と認められる期間の範囲において、保證することができる。

は同条第二項の規定により認可を受けて行う業務に要する費用に充てることができる。

(借入金及び債券)

支払基金は、高齢者医療制度関係業務に係る業務に關し、厚生労働大臣の認可を受けて、长期借入金若しくは短期借入金をし、又は債券を発行することができる。

前項の規定による長期借入金及び債券は、二年以内に償還しなければならない。

第一項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

支払基金は、第一項の規定による債券を発行する場合においては、割引の方法によることができる。

前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(余裕金の運用)
第一百四十九条 支払基金は、次の方法によるほか、高齢者医療制度関係業務に係る業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他厚生労働大臣が指定する有価証券の保有

二 銀行その他厚生労働大臣が指定する金融機関への預金

三 信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼營等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう)への金銭信託

(協議)

二 銀行その他厚生労働大臣が指定する金融機関への預金

三 信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼營等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう)への金銭信託

(報告の徵収等)

二 前条第一号又は第二号の指定をしようとするとき。

一 第百四十七条第一項、第三項又は第八項の認可をしようとするとき。

二 前条第一号又は第二号の指定をしようとするとき。

項及び第三項の規定の適用については、同法第二十九条に規定する命令とみなし、高齢者医療制度関係業務は、同法第三十二条第二項の規定の適用については、同法第十五条に規定する業務とみなす。

(審査請求)
第一百五十四条 この法律に基づく支払基金の処分又はその不作為に不服のある者は、厚生労働大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、支払基金の上級行政庁とみなす。

第六章 国民健康保険団体連合会の高齢者医療関係業務

第一百五十五条 国保連合会は、国民健康保険法の規定による業務のほか、第七十条第四項(第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第七十八条第八項において準用する場合を含む)の規定により後期高齢者医療圏連合から委託を受けて行う療養の給付に要する費用並びに入院時食療養費、入院時生活費、養費、保険外併用療養費及び訪問看護療養費の請求に関する審査及び支払の業務を行う。

国保連合会は、前項に規定する業務のほか、後期高齢者医療の円滑な運営に資するため、次に掲げる業務を行なうことができる。

都道府県医療費適正化計画の実績の評価に関する調査及び分析

厚生労働大臣は、保険者協議会が前項各号に掲げる業務を円滑に行なうため必要な支援を行うものとする。

特定健康診査等の実施、高齢者医療制度の運営その他の事項に関する保険者その他の関係者間の連絡調整

医療に要する費用その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報についての調査及び分析

保険者に対する必要な助言又は援助

厚生労働大臣は、保険者協議会が前項各号に掲げる業務を円滑に行なうため必要な支援を行うものとする。

医療に要する費用その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報についての調査及び分析

研究開発の推進

都道府県医療費適正化計画の実績の評価に関する調査及び分析

厚生労働大臣は、保険者協議会が前項各号に掲げる業務を円滑に行なうため必要な支援を行うものとする。

特定健康診査等の実施、高齢者医療制度の運営その他の事項に関する保険者その他の関係者間の連絡調整

医療に要する費用その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報についての調査及び分析

研究開発の推進

都道府県医療費適正化計画の実績の評価に関する調査及び分析

厚生労働大臣は、保険者協議会が前項各号に掲げる業務を円滑に行なうため必要な支援を行うものとする。

特定健康診査等の実施、高齢者医療制度の運営その他の事項に関する保険者その他の関係者間の連絡調整

医療に要する費用その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報についての調査及び分析

研究開発の推進

都道府県医療費適正化計画の実績の評価に関する調査及び分析

厚生労働大臣は、保険者協議会が前項各号に掲げる業務を円滑に行なうため必要な支援を行うものとする。

特定健康診査等の実施、高齢者医療制度の運営その他の事項に関する保険者その他の関係者間の連絡調整

医療に要する費用その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報についての調査及び分析

第七章 雜則
(保険者協議会)

保険者及び後期高齢者医療制度関係業務は、共同して、加入者の高齢期における健康の保持及び医療費適正化のため必要な事業の推進並びに高齢者医療制度の円滑な運営及び当該運営への協力のため、都道府県ごとに保険者協議会を組織する。

前項の保険者協議会は、次に掲げる業務を行なう。

特定健康診査等の実施、高齢者医療制度の運営その他の事項に関する保険者その他の関係者間の連絡調整

医療に要する費用その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報についての調査及び分析

研究開発の推進

都道府県医療費適正化計画の実績の評価に関する調査及び分析

厚生労働大臣は、保険者協議会が前項各号に掲げる業務を円滑に行なうため必要な支援を行うものとする。

特定健康診査等の実施、高齢者医療制度の運営その他の事項に関する保険者その他の関係者間の連絡調整

医療に要する費用その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報についての調査及び分析

研究開発の推進

都道府県医療費適正化計画の実績の評価に関する調査及び分析

第一百五十七条 国保連合会は、高齢者医療関係業務に係る経理については、その他の経理と区分して整理しなければならない。

保険料その他のこの法律の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

高齢者医療制度関係業務に係る社会保険診療報酬支払基金法の適用の特例

第一項第一号に規定する命令

賦課決定の期間制限

第一項第一号に規定する命令

れに基づく条例の規定により保険料を納付し、又は納入すべき期限をいい、当該納期後に保険料を課すことができることとなつた場合にあつては、当該保険料を課することができることとなつた日とする。次項において同じ。)の翌日から起算して二年を経過した日以後においては、することができない。

2 保険料の賦課決定をした後に、被保険者の責めに帰することのできない事由によつて被保険者に関する医療保険各法(国民健康保険法を除く。)との間における適用関係の調整を要することが判明した場合における保険料の額を減少させる賦課決定は、前項の規定にかかわらず、當該年度における最初の保険料の納期の翌日から起算して二年を経過した日以後であつても、當該年度における最初の保険料の納期の翌日から起算して調整に必要と認められる期間に相当する期間を経過する日まですることができる。

(期間の計算)

第百六十二条 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、民法の期間に関する規定を準用する。

(被保険者番号等の利用制限等)

第百六十三条 厚生労働大臣、後期高齢者医療広域連合、保険医療機関等、指定訪問看護事業者その他の後期高齢者医療の事業又は当該事業に関する事務の遂行のため被保険者番号等(被保険者番号)。(厚生労働大臣が後期高齢者医療の事業において後期高齢者医療広域連合を識別するための番号として、後期高齢者医療広域連合ごとに定めるものをいう。)及び被保険者の番号(後期高齢者医療広域連合が被保険者の資格を管理するための番号として、被保険者ごとに定めるものをいう。)をいう。以下この条における「利用する者」として厚生労働省令で定める者(以下この条において「厚生労働大臣等」といいう。)は、当該事業又は事務の遂行のため必要な場合を除き、何人に對しても、その者又はその者以外の者に係る被保険者番号等を告知することを求めてはならない。

2 厚生労働大臣等以外の者は、後期高齢者医療の事業又は当該事業に関する事務の遂行のため被保険者番号等を告知することを求めてはならない。

3 何人も、次に掲げる場合を除き、その者が業として行う行為に関し、その者に対し売買、貸借、雇用その他の契約(以下この項において「契約」という。)の申込みをしようとする者若しくは申込みをする者はその者と契約の締結をした者に対し、当該者又は当該者以外の者に係る被保険者番号等を告知することを求めてはならない。

一 厚生労働大臣等が、第一項に規定する場合に、被保険者番号等を告知することを求めるとき。

二 厚生労働大臣等以外の者が、前項に規定する厚生労働省令で定める場合に、被保険者番号等を告知することを求めるとき。

三 何人も、次に掲げる場合を除き、業として、被保険者番号等の記録されたデータベース(その者以外の者に係る被保険者番号等を含む情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの)をいう。)であつて、当該データベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているもの(以下この項において「提供データベース」という。)を構成してはならない。

一 厚生労働大臣等が、第一項に規定する場合に、提供データベースを構成するとき。

二 厚生労働大臣等以外の者が、第二項に規定する厚生労働省令で定める場合に、提供データベースを構成するとき。

三 何人も、次に掲げる場合を除き、業として、被保険者番号等の記録されたデータベース(その者以外の者に係る被保険者番号等を含む情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの)をいう。)であつて、当該データベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているもの(以下この項において「提供データベース」という。)を構成してはならない。

第百六十四条 厚生労働大臣又は都道府県知事が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対するおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、当該行為を中止することを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。

6 厚生労働大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対する期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

(報告及び検査)

る者に対し、必要な事項に關し報告を求め、又は該職員に当該者の事務所若しくは事業所に立ち入つて質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

2 第十六条の七第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

(国保連合会に対する監督)

第百六十五条の二 後期高齢者医療広域連合は、都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(支払基金等への事務の委託)

(権限の委任)

第百六十五条 第百六十三条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局长に委任することができる。

(厚生労働大臣と都道府県知事の連携)

第百六十五条 第四十四条第四項(第百二十二条、第百二十四条の人及び附則第十条において準用する場合を含む。)第六十一条第一項及び第二項、第六十六条第一項(第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第八十二条第六項において準用する場合を含む。)及び第二項(第七十二条第二項、第七十六条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第八十二条第六項において準用する場合を含む。)及び第二項(第七十二条第二項、第七十六条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第八十二条第六項において準用する場合を含む。)第七十条並びに第七十二条第一項及び第三項(これららの規定を第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第八十二条第六項において準用する場合を含む。)第八十条並びに第八十二条第六項において準用する場合を含む。)第七十条並びに第七十二条第一項及び第三項(これららの規定を第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第八十二条第六項において準用する場合を含む。)第八十条並びに第八十二条第六項において準用する場合を含む。)

(事務の区分)

第百六十五条 第四十四条第四項(第百二十二条、第百二十四条の人及び附則第十条において準用する場合を含む。)第六十一条第一項及び第二項、第六十六条第一項(第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第八十二条第六項において準用する場合を含む。)及び第二項(第七十二条第二項、第七十六条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第八十二条第六項において準用する場合を含む。)第七十条並びに第七十二条第一項及び第三項(これららの規定を第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第八十二条第六項において準用する場合を含む。)第八十条並びに第八十二条第六項において準用する場合を含む。)

(実施規定)

第百六十六条 この法律に特別の規定があるものと認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第三項若しくは第四項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由があ

る。において準用する場合を含む。)並びに第百二十七条の規定において準用する国民健康保険法第十八条及び第十九条第一項の規定により立ち入つて質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

2 第十六条の七第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

(支払基金等への事務の委託)

第百六十七条 第八条

第百六十七条 第三十条、第百二十五条の二第二项又は第百二十五条の四第三项の規定に違反し

て秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百円以下の罰金に処する。

次の各号のいずれかに掲げる者が、この法律の規定に基づく職務の執行に關して知り得た秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 後期高齢者医療広域連合の職員又はその職にあつた者

二 後期高齢者医療診療報酬審査委員会若しくは後期高齢者医療審査会の委員、国保連合会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者

三 第七十一条第五項（第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第七十八条第八項において準用する場合を含む。）の規定により厚生労働大臣の定める診療報酬請求書の審査を行う指定法人の役員、職員又はこれらの中の職にあつた者

四 第七十一条第六項（第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第七十八条第八項において準用する場合を含む。）の規定により厚生労働大臣の定める診療報酬請求書の審査を行う者又はこれを行つてい

た者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十六条の六の規定に違反して、匿名医療保険等関連情報の利用に関して知り得た匿名の者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

二 第十六条の八の規定による命令に違反し、又は不当な目的に利用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三百六十七条の三 第一百六十二条の二第一項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処する。

二 第六十一条の規定により報告を受けた後期高齢者医療広域連合その他の利害關係人に係る場合を除く。

一 被保険者又は被保険者であつた者が、第六十一条第二項の規定により報告を命ぜられ、正當な理由がなくこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対し、正當な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

二 第七十二条の規定により通知を受けた後期高齢者医療広域連合は、条例で、被保険者が第五十四条第一項の規定による届出をしないとき（同條第二項の規定により当該被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。）又は虚偽の届出をしたときは、十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

三 正當な理由がなく第三百六十二条の二第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対し、正當な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

二 第三百四十二条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二 第三百四十二条第一項の規定による報告をせず、文書その他の物件の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした文書を出したとき。

二 支払基金又は受託者の役員又は職員が、第五十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、五十万円以下の罰金に処する。

三 第十六条の七第一項の規定による報告若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の過料を科する規定期を設けることができる。

二 人格のない社団等の管理人を含む。又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、第一百六十七条の二、第一百六十七条の三、第一百六十八条第七項又は第三百六十九条第三号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

二 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

二 後期高齢者医療広域連合は、条例で、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他の世帯に属する者又は同項の規定により文書その他の物件の提出を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対し、正當な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の過料を科する規定を設けることがで

る。

二 本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

二 本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

二 本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

二 本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

二 本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

床の転換（医療法第七条第二項各号に掲げる病床の種別のうち厚生労働省令で定めるものの病床数を減少させるとともに、介護保険法第八条第二十九項に規定する介護医療院その他の厚生労働省令で定める施設について新設又は増設により、病床の減少数に相当する数の範囲内において入所定員を増加させることをいう。以下同じ。）に要する費用を助成する事業（以下「病床転換助成事業」という。）を行うものとする。

第三条 都道府県知事は、病床転換助成事業に要する費用の額を定めようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議し、その同意を得なければならぬ。

第四条 厚生労働大臣は、前項の規定による協議をするに際しては、各都道府県における病床転換助成事業に要する費用の額の総額が、当該年度におけるすべての後期高齢者医療広域連合の療養の給付等に要する費用の額の予想額の総額に、すべての都道府県における病床の転換の見込み及びそれに要する費用の予想額等を勘案して政令で定める率を乗じて得た額を超えないよう調整するものとする。

第五条 厚生労働大臣は、都道府県が病床転換助成事業に要する費用及び当該事業に要する費用に対し、その金額を通知しなければならない。

第六条 厚生労働大臣は、政令で定めるところにより、都道府県が附則第四条の規定により支弁する費用の二十七分の十二に相当する額に相当する額を交付する。

(病床転換助成交付金)

第七条 支払基金は、附則第十一条第一項に規定する業務及び当該業務に関する事務の処理に要する費用に充てるため、年度ごとに、保険者をもつて充てる。

(病床転換支援金の徴収及び納付義務)

第八条 前条第一項の規定により各保険者から徵収する病床転換支援金の額は、当該年度における病床転換助成事業に要する費用の二十七分の十二に相当する額を、厚生労働省令で定めることにより算定した当該年度におけるすべての保険者に係る加入者の見込総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該年度における当該保険者に係る加入者の見込数を乗じて得た額とする。

(病床転換助成関係事務費拠出金の額)

第九条 附則第七条第一項の規定により各保険者がから徵収する病床転換助成関係事務費拠出金の額は、厚生労働省令で定めるところにより、当該年度における附則第十二条第一項に規定する支払基金の業務に関する事務の処理に要する費用の見込額を基礎として、各保険者に係る加入者の見込数に応じ、厚生労働省令で定めるところにより算定した額とする。

(支払基金の納付等)

第十条 第四十五条第一項（第百二十四条、第二百二十四条の八及び附則第十条において準用する場合を含む。）に規定する延滞税特例基準割合（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十四条第一項に規定する延滞税特例基準割合）を用いて、対象期間において同一の割合（指定介護老人福祉施設に入所中の被保険者の割合）が年七・二パーセントの割合に満たない場合は、その年中においては、当該延滞税特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とする。

(病床転換助成事業に係る支払基金の業務)

第十三条 第四十五条第一項（第百二十四条、第二百二十四条の八及び附則第十条において準用する場合を含む。）に規定する延滞税特例基準割合（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十四条第一項に規定する延滞税特例基準割合）を用いて、対象期間において同一の割合（指定介護老人福祉施設に入所中の被保険者の割合）が年七・二パーセントの割合に満たない場合は、その年中においては、当該延滞税特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とする。

(指定介護老人福祉施設に入所中の被保険者の割合)

第十四条 第四十八条第一項第一号に規定する指定介護老人福祉施設をいう。以下の項において同じ。）に入所をすることにより当該指定介護老人福祉施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該指定介護老人福祉施設に入所をした際他の後期高齢者医療広域連合（当該指定介護老人福祉施設が所在する後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合をいう。）の区域内に住所を有して

（国民健康保険にあつては、都道府県。附則第九条の二第四項を除き、以下同じ。）から病床数を減少させるとともに、介護保険法第八条（以下「病床転換支援金等」という。）を徵収する。

2 保険者は、病床転換支援金等を納付する義務を負う。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により支払基金が国庫に納付すべき額を定めようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

2 支払基金は、対象年度の翌年度の末日までの間ににおいて、対象期間における国民健康保険法の規定による病床転換支援金の納付に要する費用についての都道府県調整交付金の額の病床転換支援金等徵収額に対する割合及び病床転換支援金等徵収額に係る利子を勘案して支払基金が都道府県に交付すべき額を定めたときは、政令で定めるところにより、当該額を都道府県に交付しなければならない。

2 支払基金は、対象年度の翌年度の末日までの間ににおいて、厚生労働大臣が、病床転換支援金等徵収額から対象期間において附則第十二条第一項に規定する業務及び当該業務に関する事務の処理に要した費用の額並びに第一項の規定により支払基金が国庫に納付する額及び前項の規定により支払基金が都道府県に交付する額を控除して得た額の範囲内において、対象期間における各保険者（国民健康保険にあつては、市町村。以下この項において同じ。）の負担の額の額の病床転換支援金等徵収額に対する割合として厚生労働省令で定めるところにより算定した割合及び病床転換支援金等徵収額に係る利子を勘案して支払基金が各保険者に対し交付すべき額を定めたときは、政令で定めるところにより、当該額を各保険者に交付しなければならない。

2 支払基金は、前項の規定により算定した割合（準用）

2 第十二条 附則第二条から前条までに規定するものほか、病床転換助成事業に係る必要な事項の算定の定例）

2 第十三条 附則第一条に規定する政令で定める日までの間、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十八条第一項又は第三十九条第一項の規定の適用については、第三十四条第一項第一号イ（2）、号イ（2）、第三十五条第一項第一号イ（2）、

2 第十四条 第二项第一号イ（2）及び第二号イ（2）並びに第三十九条第一項第一号イ（2）及び第二号イ（2）中「除して得た額」とあるのは、「除して得た額及び附則第八条の規定により算定される病床転換支援金の額の合計額」とする。

2 第十五条 第四十五条第一項（第百二十四条、第二百二十四条の八及び附則第十条において準用する場合を含む。）に規定する延滞税特例基準割合（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十四条第一項に規定する延滞税特例基準割合）を用いて、対象期間において同一の割合（指定介護老人福祉施設に入所中の被保険者の割合）が年七・二パーセントの割合に満たない場合は、その年中においては、当該延滞税特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とする。

2 第十六条 第四十八条第一項第一号に規定する指定介護老人福祉施設に入所中の被保険者の割合（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十四条第一項に規定する延滞税特例基準割合）を用いて、対象期間において同一の割合（指定介護老人福祉施設に入所中の被保険者の割合）が年七・二パーセントの割合に満たない場合は、その年中においては、当該延滞税特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とする。

2 第十七条 第四十五条第一項（第百二十四条、第二百二十四条の八及び附則第十条において準用する場合を含む。）に規定する延滞税特例基準割合（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十四条第一項に規定する延滞税特例基準割合）を用いて、対象期間において同一の割合（指定介護老人福祉施設に入所中の被保険者の割合）が年七・二パーセントの割合に満たない場合は、その年中においては、当該延滞税特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とする。

2 第十八条 第四十五条第一項（第百二十四条、第二百二十四条の八及び附則第十条において準用する場合を含む。）に規定する延滞税特例基準割合（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十四条第一項に規定する延滞税特例基準割合）を用いて、対象期間において同一の割合（指定介護老人福祉施設に入所中の被保険者の割合）が年七・二パーセントの割合に満たない場合は、その年中においては、当該延滞税特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とする。

2 第十九条 第四十五条第一項（第百二十四条、第二百二十四条の八及び附則第十条において準用する場合を含む。）に規定する延滞税特例基準割合（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十四条第一項に規定する延滞税特例基準割合）を用いて、対象期間において同一の割合（指定介護老人福祉施設に入所中の被保険者の割合）が年七・二パーセントの割合に満たない場合は、その年中においては、当該延滞税特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とする。

2 第二十条 第四十五条第一項（第百二十四条、第二百二十四条の八及び附則第十条において準用する場合を含む。）に規定する延滞税特例基準割合（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十四条第一項に規定する延滞税特例基準割合）を用いて、対象期間において同一の割合（指定介護老人福祉施設に入所中の被保険者の割合）が年七・二パーセントの割合に満たない場合は、その年中においては、当該延滞税特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とする。

2 第二十一条 第四十五条第一項（第百二十四条、第二百二十四条の八及び附則第十条において準用する場合を含む。）に規定する延滞税特例基準割合（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十四条第一項に規定する延滞税特例基準割合）を用いて、対象期間において同一の割合（指定介護老人福祉施設に入所中の被保険者の割合）が年七・二パーセントの割合に満たない場合は、その年中においては、当該延滞税特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とする。

2 第二十二条 第四十五条第一項（第百二十四条、第二百二十四条の八及び附則第十条において準用する場合を含む。）に規定する延滞税特例基準割合（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十四条第一項に規定する延滞税特例基準割合）を用いて、対象期間において同一の割合（指定介護老人福祉施設に入所中の被保険者の割合）が年七・二パーセントの割合に満たない場合は、その年中においては、当該延滞税特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とする。

2 第二十三条 第四十五条第一項（第百二十四条、第二百二十四条の八及び附則第十条において準用する場合を含む。）に規定する延滞税特例基準割合（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十四条第一項に規定する延滞税特例基準割合）を用いて、対象期間において同一の割合（指定介護老人福祉施設に入所中の被保険者の割合）が年七・二パーセントの割合に満たない場合は、その年中においては、当該延滞税特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とする。

いたと認められるものは、当該指定介護老人福祉施設が入所定員の減少により同法第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設（同項に規定する地域密着型介護老人福祉施設）の事業を行なう事業所に係る同法人者生活介護の事業を行なう事業所に係る同法人者として、当該変更後地域密着型介護老人福祉施設に継続して入所をしている間は、第五十条の規定にかかるべく、当該他の後期高齢者医療広域連合が行なう後期高齢者医療の被保險者とする。（ただし、変更後地域密着型介護老人福祉施設となつた指定介護老人福祉施設（以下この条において「変更前介護老人福祉施設」という。）を含む二以上の病院等（第五十五条第一項に規定する病院等をいう。以下この条において同じ。）に継続して入院、入所又は入居（以下この条において「入院等」という。）をしていった被保險者（当該変更後地域密着型介護老人福祉施設に継続して入所をしている者に限る。）であつて、当該変更前介護老人福祉施設に入所をすることにより直前入院等をしていた病院等（以下この項において「直前入院等」といふ。）及び変更前介護老人福祉施設のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの（次項において「特定継続入院等被保險者」という。）については、この限りでない。

2 特定継続入院等被保險者のうち、次の各号に掲げるものは、第五十条の規定にかかるべく、当該各号に定める後期高齢者医療広域連合が行なう後期高齢者医療の被保險者とする。

一 繼続して入院等をしていた二以上の病院等のそれぞれに入院等をすることによりそれぞれの病院等の所在する場所に順次住所を変更したと認められる被保險者であつて、当該二以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際他の後期高齢者医療広域連合（変更前介護老人福祉施設が所在する後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるもの。当該他の後期高齢者医療広域連合が続して入院等をしていた二以上の病院等のうちの二の病院等から継続して他の病院等に入院等をすること（以下この号において「継

続入院等」という。）により当該一の病院等

の所在する場所以外の場所から当該他の病院等の所在する場所への住所の変更（以下この号において「特定住所変更」という。）を行なうものに限る。以下この条において「変更後地域密着型介護老人福祉施設」という。）となつた場合においても、当該変更後地域密着型介護老人福祉施設に継続して入所をしている間は、第五十条の規定にかかるべく、当該他の後期高齢者医療広域連合が行なう後期高齢者医療の被保險者とする。（ただし、変更後地域密着型介護老人福祉施設（以下この条において「変更前介護老人福祉施設」という。）を含む二以上の病院等（第五十五条第一項に規定する病院等をいう。以下この条において同じ。）に継続して入院、入所又は入居（以下この条において「入院等」という。）をしていった被保險者（当該変更後地域密着型介護老人福祉施設に継続して入所をしている者に限る。）であつて、当該変更前介護老人福祉施設に入所をすることにより直前入院等をしていた病院等（以下この項において「直前入院等」といふ。）及び変更前介護老人福祉施設のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの（次項において「特定継続入院等被保險者」という。）については、この限りでない。

2 この条において「変更前介護老人福祉施設」といふは、当該他の後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療広域連合（変更前介護老人福祉施設が所在する後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合をいう。）の

区域内に住所を有していたと認められるもの。当該他の後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療広域連合（変更前介護老人福祉施設が所在する後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるもの。当該他の後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療広域連合（変更前介護老人福祉施設が所在する後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合をいう。）の

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則（昭和五九年八月一四日法律第七号）抄
（施行期日）
第六十三条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（その他の経過措置の政令への委任）
第六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（昭和六十一年五月一日法律第三四号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（昭和六一年五月八日法律第四六号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（昭和六一年一二月二二日法律第一〇六号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、昭和六十二年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中老人保健法第七条第一項及び第二項の改正規定、同法第七条に一項を加える改正規定並びに同法第三十一条の次に一条を加える改正規定（同法第三十一条の二第七項及び第八項に係る部分に限る。）、第四条中老人保健法第七条第二項の改正規定、同法第八条第一項の改正規定、同法第三十三条の二第七節の次に一節を加える改正規定（同法第四十六条の二第五項及び第六項に係る部分に限る。）及び同法第三章の次に一章を加える改正規定（同法第四十六条の八第五項から第七項までの規

定に係る部分に限る。）並びに第六条の規定並びに附則第四条第二項、第十二条及び第十一条の規定、公布の日より置かれてる改定規定及び第七条の規定並びに第十五条の規定及び第七条の規定並びに第十六条、第二十四条から第二十九条まで、第三十一条及び第三十五条の規定、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）の前号に掲げる改定規定を除く。）、第五条の規定及び第七条の規定並びに第十六条、第二十四条から第二十九条まで、第三十一条及び第三十五条の規定、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）の前号に掲げる改定規定による改正前の老人保健法（以下「旧老人保健法」という。）の規定による。前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る第一条の規定による改正前の老人保健法（以下「旧老人保健法」という。）の規定による。前に行われた診療、薬剤の支給又は手當に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの施行日以後医療費見込額として厚生省令で定めるところにより算定される額（当該保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当

たりの施行日以後医療費見込額の平均額額として厚生省令で定めるところにより算定される額（以下この号において「平均一人当たり老人医療費見込額」という。）で除して得た率が、すべての保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの施行日以後医療費見込額の分布状況等を勘案して政令で定める率を超える保険者にあつては、平均一人当たり老人医療費見込額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生省令で定めるところにより算定される額（ハにおいて「調整対象外医療費見込額」という。）を除く）の百分の八十に相当する額に昭和六十一年度に係る新老健法第五十五条第三項の概算加入者調整率を乗じて得た額

ハ 当該保険者に係る調整対象外医療費見込額に百分の八十を乗じて得た額

前項第二号ロの政令を定めるに当たつては、厚生大臣は、あらかじめ老人保健審議会の意見を聴かなければならない。

第五条 昭和六十一年度の確定医療費拠出金の額は、新老健法第五十六条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額の十分の七に相当する額とする。

一 市町村が昭和六十一年度において支弁した当該保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する施行日前に行われた医療（医療費の支給を含む。）に要する費用の額にそれぞれ次に掲げる率を乗じて得た額の合計額

イ 一からロに規定する加入者按分率を控除して得た率

ロ 昭和六十一年度に係る旧老健法第五十五条第一項第二号の加入者按分率に昭和六十一年度に係る旧老健法第五十六条第二項の確定加入者調整率を乗じて得た率

二 次に掲げる額の合計額

イ 市町村が昭和六十一年度において支弁した当該保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する施行日以後に行われた医療及び特定療養費の支給（医療費の支給を含む。）に要する費用の額（以下この号において「施行日以後医療費額」という。）に百分の二十を乗じて得た額

ロ 施行日以後医療費額（当該保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの施行日以後医療費額として厚生省令で定めるところにより算定される額（以下この号において「平均一人当たり老人医療費見込額」という。）で除して得た率が、すべての保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの施行日以後医療費見込額の分布状況等を勘案して政令で定める率を超える保険者にあつては、平均一人当たり老人医療費見込額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生省令で定めるところにより算定される額（ハにおいて「調整対象外医療費見込額」という。）を除く）の百分の八十に相当する額に昭和六十一年度に係る新老健法第五十五条第三項の概算加入者調整率を乗じて得た額

るにより算定される額をすべての保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの施行日以後医療費額の平均額として厚生省令で定めるところにより算定される額(以下の号において「平均一人当たり老人医療費額」という)で除して得た率が、前条第一項第二号ロの政令で定める率を超える保険者にあっては、平均一人当たり老人医療費額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生省令で定めるところにより算定される額(ハにおいて「調整対象外医療費額」という)を除く)の百分の八十に相当する額に昭和六十一年度に係る新老健法第五十六条第二項の確定加入者調整率を乗じて得た額とする。

ハ 当該保険者に係る調整対象外医療費額に百分の八十を乗じて得た額

第六条 昭和六十二年度から昭和六十四年度までの各年度の概算医療費拠出金の額は、新老健法第五十五条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額の十分の七に相当する額とする。

一 市町村が当該各年度において支弁する当該保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する医療(医療費の支給を含む)、特定療養費の支給(医療費の支給を含む)及び老人保健施設療養費の支給に要する費用の見込額として厚生省令で定めるところにより算定される額(次号において「老人医療費見込額」という)に百分の十を乗じて得た額

二 老人医療費見込額(当該各年度における当該保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの老人医療費見込額として厚生省令で定めるところにより算定される額を当該各年度におけるすべての保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの老人医療費見込額の平均額として厚生省令で定めるところにより算定される額(以下この号において「平均一人当たり老人医療費見込額」という)で除して得た率が、当該各年度におけるすべての保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの老人医療費見込額の分布状況等を勘案して政令で定める率を超える保険者にあっては、平均一人当たり老人医療費見込額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生省令で定めるところにより算定される額(次号において「調整対象外医療費見込額」という)で除して得た率が、前条第一項第二号ロの政令で定める率を超える保険者にあっては、平均一人当たり老人医療費額を乗じて得た額を除く)の百分の八十に相当する額に昭和六十一年度に係る新老健法第五十六条第二項の確定加入者調整率を乗じて得た額とする。

額」という。)を除く。)の百分の九十に相当する額に当該各年度に係る新老健法第五十五条第三項の概算加入者調整率を乗じて得た額

三 当該保険者に係る調整対象外医療費見込額に百分の九十を乗じて得た額

第七条 昭和六十二年度から昭和六十四年度までの各年度の確定医療費拠出金の額は、新老健法第五十六条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額の十分の七に相当する額とする。

一 市町村が当該各年度において支弁した当該保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する医療(医療費の支給を含む)、特定療養費の支給(医療費の支給を含む)及び老人保健施設療養費の支給に要する費用の額(次号において「老人医療費額」という。)に百分の十を乗じて得た額

二 老人医療費額(当該各年度における当該保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの老人医療費額として厚生省令で定めるところにより算定される額を当該各年度におけるすべての保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの老人医療費額の平均額として厚生省令で定めるところにより算定される額(以下この号において「平均一人当たり老人医療費額」という。)で除して得た率が、前条第一項第二号の政令で定める率を超える保険者にあつては、平均一人当たり老人医療費額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生省令で定めるところにより算定される額(次号において「調整対象外医療費額」という。)を除く。)の百分の九十九に相当する額に当該各年度に係る新老健法第五十六条第二項の確定加入者調整率を乗じて得た額

三 当該保険者に係る調整対象外医療費額に百分の九十を乗じて得た額

なると見込まれる保険者として厚生省令で定める要件に該当する保険者に係る昭和六十一年度の概算医療費拠出金の額は、附則第四条の規定にかかわらず、当該保険者に係る概算拠出金相当額から、厚生省令で定めることにより当該保険者に係る増加額の一部を控除した額とする。

附則第五条の規定に基づき算定される昭和六十一年度の確定医療費拠出金の額に相当する額（以下この項において「確定拠出金相当額」という。）から、市町村が昭和六十一年度において支弁した当該保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する医療及び特定療養費の支給（医療費の支給を含む。）に要する費用の額について旧老健法第五十六条の規定の例により算定される額を控除した額（以下この項において「増加額」という。）が著しく多額であつた保険者として厚生省令で定める要件に該当する保険者に係る昭和六十一年度の確定医療費拠出金の額は、附則第五条の規定にかかわらず、当該保険者に係る確定拠出金相当額から、厚生省令で定めるところにより当該保険者に係る増加額の一部を控除した額とする。

(1) 一から(2)に規定する加入者按分率を控除して得た率

(2) 昭和六十一年度に係る旧老健法第五十五条第一項第二号の加入者按分率に昭和六十二年度に係る新老健法第五十五条第三項の概算加入者調整率を乗じて得た率

口 次に掲げる額の合計額の十二分の二に相当する額

(1) 昭和六十一年度老人医療費見込額に百分の二十を乗じて得た額

(2) 昭和六十二年度老人医療費見込額(当該保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの昭和六十二年度老人医療費見込額として厚生省令で定めるところにより算定される額(以下この号において「平均一七十歳以上の加入者等一人当たりの昭和六十二年度老人医療費見込額」という。))で除して得た率が、昭和六十一年度に係る附則第六条第一項第二号の政令で定める率を超える保険者にあつては、平均一人当たり老人医療費見込額で除して得た率を乗じて得た額を超える部分として厚生省令で定めるところにより算定される額(=3)において「調整対象外医療費見込額」という。)を除く。)の百分の八十に相当する額に昭和六十一年度に係る新老健法第五十五条第三項の概算加入者調整率を乗じて得た額

(3) 当該保険者に係る調整対象外医療費見込額に百分の八十を乗じて得た額

前項の規定は、昭和六十二年度の確定医療費拠出金について準用する。この場合において、同項中「概算拠出金相当額」とあるのは「確定拠出金相当額」と、「多額になると見込まれる」とあるのは「多額であつた」と、「概算医療費拠出金」とあるのは「確定医療費拠出金」と「附則第六条の」とあるのは「附則第七条の」と、「支弁する」とあるのは「支弁した」と、「費用の見込額として厚生省令で定めるところにより算定される額」とあるのは「費用の額」

と、「昭和六十一年度老人医療費見込額」とあるのは「昭和六十一年度老人医療費額」と、「新老健法第五十五条第三項の概算加入者調整率」とあるのは「新老健法第五十六条第二項の確定加入者調整率」と、「平均一人当たり老人医療費見込額」とあるのは「平均一人当たり老人医療費額」と、「調整対象外医療費見込額」とあるのは「調整対象外医療費額」と読み替えるものとする。

第十一条 前二条の規定の適用がある保険者以外の保険者に係る概算医療費拠出金の額又は確定医療費拠出金の額の算定に関し、前二条の措置に伴い必要な附則第四条若しくは第五条又は附則第六条若しくは第七条の規定の特例その他の事項は、政令で定める。
(昭和六十一年度の拠出金の額の変更等)

第十二条 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)による社会保険診療報酬支払基金は、この法律の施行後遅滞なく、各保険者が昭和六十一年度に納付すべき拠出金の額を変更し、当該各保険者に対し、変更後の拠出金の額を通知しなければならない。

2 新老健法第五十九条第三項の規定は、前項の場合に準用する。
(老人保健施設の試行的実施)

第十三条 厚生大臣が指定する者は、第四条の規定(附則第一条第一号に掲げる改正規定を除く。以下同じ。)の施行前に、第四条の規定による改正後の老人保健法第六条第四項に規定する老人保健施設を経営する事業を試行的に実施する限りにおいて、医療法の規定にかかわらず、同項の老人保健施設に相当する施設を開設することができる。
(国会に対する報告)
(検討)

第十四条 政府は、この法律の施行後における老人医療費の動向、健康保険組合の決算の状況等の医療保険の運営の状況、老人保健法による医療費拠出金の額の動向等を勘案し、昭和六十一年度までの間に保険者の拠出金の算定方法その他この法律による改正に係る事項に関する検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第十五条 政府は、新老健法第二十八条第一項第一号に規定する給付に要する費用の額が低額である場合には、当該額に対する同号に規定する一部負担金の額の割合が著しく高くなることがあるにかんがみ、必要があると認めるときは、同号の一部負担金の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第十六条 政府は、第四条の規定の施行後適当な時期において、老人保健施設に関する状況を勘案し、必要があると認めるときは、老人保健施設の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成二年六月一九日法律第五八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第二条の規定（前号に掲げるものを除く。）、第四条及び第六条の規定、第九条中社会会福祉事業法第十三条、第十七条及び第二十条の改正規定並びに第十条の規定並びに附則第七条、第十一条及び第二十三条の規定、附則第二十四条中地方税法第二十三条及び第二百九十二条の改正規定並びに附則第二十八条、第三十一条、第三十二条及び第三十六条の規定 平成五年四月一日

（罰則に関する経過措置）

第二十一条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日）

附 則（平成三年一〇月四日法律第八九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成四年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中老人保健法第四十六条の九及び第八十四条の二の改正規定並びに附則第十二条、第十四条及び第十五条の規定 公布の日

び第八十六条の改正規定、第一条の規定、第三条の規定（健康保険法附則に一条を加える改正規定を除く。）、第四条の規定（船員保険法附則に二項を加える改正規定を除く。）並びに第五条の規定（国民健康保険法附則に一項を加える改正規定を除く。）並びに附則第十六条の規定（国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）附則第九条の次に一条を加える改正規定を除く。）附則第十七条の規定（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）附則第十七条の次に一条を加える改正規定を除く。）並びに附則第十九条及び第二十条の規定 平成四

**新老健法第二十八条第一項第一号中「千円（六
条第一項の規定により当該一部負担金の額が改
定されたときは、直近の同項の規定による改定
後の当該一部負担金の額とする。）」とあるのは「
九百円」と、同項第二号中「七百円（次条第
二項の規定により当該一部負担金の額が改定さ
れたときは、直近の同項の規定による改定後の
当該一部負担金の額とする。）」とあるのは「古
百円」とする。**

（医療費に関する経過措置）

第六条 施行日前に行われた診療、薬剤の支給等
は手当に係る第一条の規定による改正前の「老
健法（以下「旧老健法」という。）」の規定によ
る医療費の額については、なお従前の例によ
る。

二 一 旧老健法の規定に基づき算定された平成年度の概算医療費拠出金の額の十二分の一相当する額

二 二 次に掲げる額の合計額（次号において「行日以後調整後老人医療費見込額」）といふに、一から施行日以後老人保健施設療養費概算率を控除して得た率を乗じて得た額の分の七に相当する額

イ 当該保険者に係る施行日以後老人医療見込額（市町村が平成三年度において支する一の保険者に係る七十歳以上の加入等に対する施行日以後に行われる医療（医療費の支給を含む。）、特定療養費の支給（医療費の支給を含む。）、老人保健施設

支弁する一の保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する施行日以後に行われる新老健法第十八条第一項に規定する老人保健施設療養費等に要する費用の見込額として厚生省令で定めるところにより算定される額をいう。)の総額を各保険者に係る施行日以後老人医療費見込額の総額で除して得た率とする。

第十一条 平成三年度の確定医療費拠出金の額は、新老健法第五十六条第一項の規定にかかるわらび、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 次に掲げる額の合計額の十分の七に相当する額
イ 当該保険者に係る施行日前老人医療費額
(市町村が平成三年度において支弁した二
(保険者に係る二歳以上の加入者等に付

第二条 第一条の規定による改正後の老人保健法（以下「新老健法」という。）第二十八条の二の規定の適用に当たつて、一部負担金の額が老人の負担能力等を考慮して過大な負担になるおそれが生ずる場合においては、一部負担金の額の改定措置の在り方について総合的に検討が加えられ、その結果に基づき、必要な措置が講ぜられるべきものとする。

(次条において「医療等」という。)に要する費用の見込額として厚生省令で定めるところにより算定される額をいう。以下この条において同じ。)から施行日以後調整象外医療費見込額(当該保険者が概算施設以後基準超過保険者(一の保険者に係り七十歳以上の加入者等一人当たりの施行以後後老者医療費見込額として厚生省令で定めるところによるものとし、)をもつて

する施行日前に行われた医療（医療費の支給を含む。）、特定養護費の支給（医療費の支給を含む。）及び老人保健施設療養費の支給に要する費用の額をいう。以下この号において同じ。）から施行日前調整対象外医療費額（当該保険者が確定施行日前基準超過保険者（一の保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの施行日前老人医療費額として厚生省令で定めるところにより

的を踏まえ、この法律の施行後の老人保健制度の実施状況、老人医療費の動向、社会経済情勢の推移等を勘案し、給付及び費用の負担の在り方について検討が加えられるべきものとする。

項第二号」とする。

たりの施行日以後老人医療費見込額の平
均額として厚生省令で定めるところにより
定される額（以下この号において「一人
均老人医療費見込額」という。）で除し
得た率が、新老健法第五十五条第一項第

人医療費額の平均額として厚生省令で定められるところにより算定される額（以下この号において「一人平均老人医療費額」という。）で除して得た率が、旧老健法第五十五条第一項第一号の政令で定める率を超える

な医療が行われるよう老人が老人保健法第十五条第三項に規定する保険医療機関等及び同法第六条第四項に規定する老人保健施設について受ける医療その他のサービスの質に関する評価方法の研究に努めるとともに、同法第二十五条の規定により行われる医療に要する費用の額の包括的な算定等当該費用の額の算定の在り方について検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

日付に依る新老健法の規定によつて同じく(以後「新老健法」といふ)、特定療養費の支給を含む。)、特定療養費の支給(医療費の支給を含む)及び老人保健施設療養費の支給に要する費用並びにこれらとの事業に関する事務の執行に要する費用について適用し、施行日前に行わねばならぬ既存の規定による医療(医療費の支給を含む)、特定療養費の支給(医療費の支給を含む)及び老人保健施設療養費の支給に要する費用並びにこれらとの事業に関する事務の執行に要する費用並びにこれらとの事業に関する事務の執行に要する費用については、なお從前の例による

号イの政令で定める率を超える保険者をやう。)である場合における当該保険者による施行日以後老人医療費見込額のうち、人平均老人医療費見込額に当該政令で定率を乗じて得た額を超える部分として生省令で定めるところにより算定されるをいう。口において同じ。)を控除して、た額に平成三年度に係る新老健法第五十条第四項の概算加入者調整率を乗じて、た額

る保険者をいう。)である場合における当該保険者に係る施行日前老人医療費額のうち、一人平均老人医療費額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生省令で定めるところにより算定される額をいう。(口において同じ。)を控除して得た額に平成三年度に係る旧老健法第五十六条第二項の確定加入者調整率を乗じて得た額額の対象外医療費額を施行日前調査

る添付看護その他の看護に関し、老人がその心身の特性に応じこれらの看護とその他の医療を一體的な管理の下に適切に受けることができる

第八条 平成二年度以前の年度の概算医療費拠出金及び確定医療費拠出金については、なお従来（医療費拠出金に関する経過措置）

三 口 行日以後調整対象外医療費見込額
施行日以後調整後老人医療費見込額に施
日以後老人保健施設疗養費等概算率を乗じ

二 次に掲げる額の合計額（次号において「施行日以後調整後老人医療費額」という。）に、
一から施行日以後老人保健施設療養費等確定額

第五条 よう、必要な施策の推進に努めるものとする。
（一部負担金に関する経過措置）
この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から平成五年三月三十一日までの間は、

第九条 平成三年度の概算医療費拠出金の額は
新老健法第五十五条第一項の規定にかかるこ
と、次の各号に掲げる額の合計額とする。

2 得た額の十二分の六に相当する額
前項の施行日以後老人保健施設療養費等概
率は、各保険者に係る施行日以後老人保健施
療養費等見込額（市町村が平成三年度におい

率を控除して得た率を乗じて得た額の十分の七に相当する額イ当該保険者に係る施行日以後老人医療費額(市町村が平成三年度において支弁した

第十一条 平成三年度の拠出金の額の変更等)
社会保険診療報酬支払基金法(昭和二
十三年法律第二百二十九号)による社会保険診療
報酬支払基金は、この法律の施行後遅滞なく、
各保険者が平成三年度に納付すべき拠出金の額
を変更し、当該各保険者に対し、変更後の拠出
金の額を通知しなければならない。

2 新老健法第五十九条第三項の規定は、前項の
場合に準用する。
(老人訪問看護療養費の支給等に関する規定の
施行前の準備)

第十二条 厚生大臣は、新老健法第四十六条の十
七の五第一項の厚生省令を定めようとする時、
その第五第一項の厚生省令を定めようとする時、

三 行日以後調整後老人医療費額に施行日以後老人保健施設療養費等確定率を乗じて得た額の十二分の六に相当する額

前項の施行日以後老人保健施設療養費等確定率は、各保険者に係る施行日以後老人保健施設疗養費等額（市町村が平成三年度において支弁した一の保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する施行日以後行われた新老健法第十四条第一項に規定する老人保健施設療養費等に係る費用の額をいう。）の総額を、各保険者に係る施行日以後老人医療費額の総額で除して得た率とする。

の保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する施行日以後に行われた医療等に要する費用の額をいう。(以下この条において同じ)。から施行日以後調整対象外医療費額(当該保険者が確定施行日以後基準超過保険者(二)の保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの施行日以後老人医療費額として厚生省令で定めるところにより算定される額をすべての保険者に係る七十歳以上上の加入者等一人当たりの施行日以後老人医療費額の平均額として厚生省令で定めるところにより算定される額(以下この号において「一人平均老人医療費額」という))で除して得た率が、新老健法第五十五条第一項第一号イの政令で定める率を超える保険者をいう)である場合における当該保険者に係る施行日以後老人医療費額のうち、一人平均老人医療費額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生省令で定めるところにより算定される額をいう。(口において同じ)」を控除して得た額に平成三年度に係る新老健法第五十六条第三項の確定加入者調整率を乗じて得た額

規定並びに同法第六十九条の第一、第七十七条の第一、ノ四第五項（「社会保険審議会」を「審議会」に改める部分に限る。）及び第七十九条ノ三第二項の改正規定、第一条の規定（船員保険法第四条第一項及び第三十二条第二項の改正規定を除く。）、第三条の規定並びに第四条の規定並びに附則第十七条から第十九条までの規定は公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から、第一条中健康保険法第三条第一項の改正規定、第二条中船員保険法第四条第一項の改正規定並びに次条及び附則第七条の規定は同年十月一日から施行する。

監視の適用についての規定の例によると、
（その他の経過措置の政令への移行によるもの）
第十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
附 則 （平成四年三月三一日法律第七号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成四年四月一日から施行する。ただし、第一条中健康保険法第一条の次に「一条を加える改正規定、同法第三条ノ二第二項の文末規定、同法第二十四条ノ二を削る改正規定

き、及び同条第一項に規定する指定老人訪問看護の事業の運営に関する基準（指定老人訪問看護の取扱いに関する部分を除く。）を定めようとするときは、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前においても老人保健審議会の意見を聴くことができる。

厚生大臣は、新老健法第四十六条の五の二第二項の基準及び新老健法第四十六条の十七の五第二項に規定する指定老人訪問看護の事業の運営に関する基準（指定老人訪問看護の取扱いに関する部分に限る。）を定めようとするときは、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前においても中央社会保険医療協議会の意見を聴くことができる。

（老人保健施設に関する経過措置）

第十三条 旧老健法第四十六条の六第一項の許可に係る旧老健法第六条第四項に規定する老人保健施設は、新老健法第四十六条の六第一項の許可に係る新老健法附則第一条の二の規定により読み替えられた新老健法第六条第四項に規定する老人保健施設とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第一条 この法律は、平成六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第十四条 この法律の施行前に法律の規定によつて行われた聴聞、聞くに若しくは聴聞会の(不利益处分に係るもの)を除く。又はこれらのための手続きは、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。
(政令への委任)
第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

(その他の経過措置の政令への委任)
第二十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成五年一月一日法律第八九号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。
(諮詢等がされた不利益処分に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会等の他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の手与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮詢その他の求めがされた場合においては、当該諮詢その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかるらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

(老人保健法の一部改正に伴う経過措置)
第二十一条 施行日前に行われた食事の提供、看護又は移送に係る老人保健法の規定による給付については、なお従前の例による。

第二十二条 厚生大臣の定める病院又は診療所（新健保法第四十四条第一項第一号に規定する特定承認保険医療機関を除く。）において、第四条の規定による改正後の老人保健法（以下「新老健法」という。）第十七条第一項第五号に掲げる給付を受ける老人医療受給対象者（厚生大臣の定める状態にある者に限る。）が、当該病院又は診療所の従業者以外の者が提供する看

四第二項第二号の改正規定、同法第六条の二の改正規定、同法第十五条规定の改正規定、同法第二項の改正規定、同法第十六条第一項の改正規定、同法第十八条第一項の改正規定、同法第十九条第一項及び第三項の改正規定、同法第二十条の二を同法第一項の改正規定、同法第二十二条の二を同法第二十条の二の二とし、同法第二十条の次に一条を加える改正規定、同法第二十条の七に次に一条を加える改正規定並びに同法第三十一条の二第一項第二号の改正規定並びに附則第三十一条中社会福祉事業法第二条第三項第2号の三の文を削除する。」(公布の日)

章名の改正規定、同法第二十三条第二項の改
正規定、同法第五十条ノ四の改正規定、同法
第三章第九節の節名の改正規定、同法第五十
七条ノ二の改正規定、同法第五十九条ノ二第
一項の改正規定及び同法第六十条の次に一
条を加える改正規定並びに第三条中国民健康保
険法の目次の改正規定「保健施設」を「保
健事業」に改める部分に限る)、同法第六章
の章名の改正規定、同法第八十二条の改正規
定及び同法第一百六十六条の次に一条を加える改
正規定並びに第四条中老人保健法第五条の改
正規定、同法第二十二条の改正規定及び同法
第二十五条に一項を加える改正規定並びに附
則第二十九条の規定並びに附則第三十条の規
定並びに附則第五十六条の規定並びに附則第
六十一条の規定 平成七年四月一日

護(以下この条において「付添看護」という。)を受けたときは、平成八年三月三十一日(付添看護の状況その他の事情を勘案し、厚生省令で定める要件に該当する病院又は診療所として都道府県知事の承認を受けたものにおける付添看護については、その後厚生省令で定める日)までの間、当該付添看護を新老健法第三十二条第一項に規定する医療とみなして同項の規定を適用する。

2 新老健法第三十二条第一項に規定する標準負担額は、同項の規定にかかるはず、平成八年九月三十日までの間、六百円(同項の厚生省令で定める者については、厚生大臣が別に定める額)とする。

(入院時食事療養費に関する規定の施行前の準備)

第二十三条 厚生大臣は、新老健法第三十二条の二第二項に規定する標準負担額を定めようとするときは、施行日前において老人保健審議会に諮問することができる。この場合において、当該諮問に係る老人保健審議会からの答申は、新老健法第七条に規定する政令で定める審議会からの答申とみなす。

2 厚生大臣は、新老健法第三十二条の二第二項に規定する基準並びに同条第四項に規定する入院時食事療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準を定めようとするときは、施行日前においても中央社会保険医療協議会の意見を聽くことができる。

(事業費拠出金等に関する規定の施行前の準備)

第二十四条 厚生大臣は、新老健法附則第三条第一項の政令を定めようとするとき、及び新老健法附則第四条第一項の政令を定めようとするときは、施行日前において老人保健審議会の意見を聽くことができる。この場合において、老人保健審議会が述べた意見は、新老健法第七条に規定する政令で定める審議会が述べた意見とみなす。(老人保健法の一部改正に伴う国家公務員共済組合の業務等の特例)

第二十五条 新老健法附則第三条第一項の規定により拠出金の徴収が行われる場合における国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の規定の適用については、同法第三条第一項中「第五十三条第一項」とあるのは、「第五十三条第一項及び同法附則第三条第一項」とする。

2 新老健法第三十二条第一項に規定する標準負担額は、同項の規定にかかるはず、平成八年九月三十日までの間、六百円(同項の厚生省令で定める者については、厚生大臣が別に定める額)とする。

(第六十五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。)

第六十六条 医療保険各法による医療保険制度及び老人保健法による老人保健制度については、この法律の施行後三年を目途として、これらの制度の目的を踏まえ、この法律の施行後におけるこれらの制度の実施状況、国民医療費の動向、社会経済情勢の推移等を勘案し、入院時食事療養費に係る患者負担の在り方を含め、給付及び費用負担の在り方等に關して検討が加えられるべきものとする。

(第六十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。)

第六十八条 (施行期日)
附 則 (平成六年七月一日法律第八四号)抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条中母子保健法第十八条の改正規定(又は保健所を設置する市)を「保健所を設置する市又は特別区」に改める部分を除く。」は平成七年一月一日から、第二条、第四条、第五条、第七条、第九条、第十二条、第十三条、第十五条、第十七条、第十八条及び第二十条の規定並びに附則第三条から第十三条まで、附則第二十三条から第三十七条まで及び附則第三十九条の規定は平成九年四月一日から施行する。

(その他の处分、申請等に係る経過措置)

第六十九条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分(老人保健法の一部改正に伴う国家公務員共済組合の業務等の特例)

2 新老健法附則第三条第一項の規定による改正後の老人保健法(以下「新老健法」という。)第四十八条の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる新老健法の規定による医療(医療費の支給を含む)、入院時食事療養費の支給(医療費の支給を含む)及び特定療養費の支給(医療費の支給を含む)に要する費用並びにこれらの事業に関する事務の執行に要する費用について適用し、施行日前に行われた第三条の規定による改正前の老人保健法の規定による医療(医療費の支給を含む)、入院時食事療養費の支給(医療費の支給を含む)及び特定療養費の支給(医療費の支給を含む)に要する費用並びに附則第三条から第十三条まで、附則第二十三条から第三十七条まで及び附則第三十九条の規定は平成九年四月一日から施行する。

(平成六年度以前の年度の医療費拠出金に関する経過措置)

第六十条 平成六年度以前の年度の概算医療費拠出金及び確定医療費拠出金については、なお従前の例による。

(加入者調整率に関する特例)

第六十一条 平成七年度の新老健法第五十五条第三項に規定する概算加入者調整率については、同項

いて「申請等の行為」という。)に対するこの法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、附則第五条から第十条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する罰則に関する経過措置)

第六十五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第六十六条 医療保険各法による医療保険制度及び老人保健法による老人保健制度については、この法律の施行後三年を目途として、これらの制度の目的を踏まえ、この法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(第六十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は政令で定める。)

第六十七条 (施行期日)
附 則 (平成七年三月三一日法律第五三号)抄

第一条 この法律は、平成七年四月一日から施行する。

(第六十八条 (施行期日)
附 則 (平成七年三月三一日法律第五三号)削除)

第六十八条 (施行期日)
附 則 (平成七年三月三一日法律第五三号)削除

第六十九条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。

(第五条 第三条の規定による改正後の老人保健法(以下「新老健法」という。)第四十八条の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる新老健法の規定による医療(医療費の支給を含む)、入院時食事療養費の支給(医療費の支給を含む)及び特定療養費の支給(医療費の支給を含む)に要する費用並びにこれらの事業に関する事務の執行に要する費用について適用し、施行日前に行われた第三条の規定による改正前の老人保健法の規定による医療(医療費の支給を含む)、入院時食事療養費の支給(医療費の支給を含む)及び特定療養費の支給(医療費の支給を含む)に要する費用並びに附則第三条から第十三条まで、附則第二十三条から第三十七条まで及び附則第三十九条の規定は平成九年四月一日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(第六十条 第二項)
附 則 (平成八年六月一四日法律第八二号)抄

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十年一月一日から施行する。
(罰則に関する経過措置)

第七十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第七十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成九年六月二〇日法律第九四号抄)

(施行期日等)

第一条 この法律は、平成九年九月一日から施行する。

(老人保健法の一部改正に伴う経過措置)
第八条 この法律は、平成九年九月一日から施行する。

(老人保健法の一部改正に伴う経過措置)
第八条 この法律は、平成九年九月一日から施行する。この法律による改正後の老人保健法第

額については、なお従前の例による。

2 施行日から平成十一年三月三十一日までの間

におけるこの法律による改正後の老人保健法第二十八条第一項の規定の適用については、同項第二号中「千二百円」(次条第二項の規定により当該一部負担金の額が改定されたときは、直近の同項の規定による改定後の当該一部負担金の額とする。)とあるのは、施行日から平成十年三月三十一日までの間は「千円」と、同年四月一日から平成十一年三月三十一日までの間は「千百円」とする。

(検討等)

第十五条 政府は、薬剤の支給に係る一部負担その他この法律による改正に係る事項について、この法律の施行後の薬剤費を含む医療費の動向、医療保険の財政状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この法律の施行後三年以内に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成九年六月二四日法律第一〇号抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 第一条から第五条まで、第七条から第二十四条まで、第二十六条から第三十二条まで、

第三十四条から第三十七条まで、第三十九条、第四十一条から第五十条まで、第五十二条から第六十四条まで及び第六十六条から第七十二条までの規定による改正後の法律の規定は、平成八年四月一日に始まる事業年度に係る当該法律の規定に規定する書類(第十八条の規定による改正後の日本輸出入銀行法第三十五条第二項及び第十九条の規定による改正後の日本開発銀行法第三十三条第二項に規定する書類のうち、平成八年四月から九月までの半期に係るもの)を除く。から適用する。

附 則 (平成九年一二月一七日法律第一四号抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、介護保険法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一〇年六月一七日法律第一〇号抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中国民健康保険法第二十七条及び第六十五条第三項の改正規定並びに第二条、第四条及び第五条の規定並びに次条から附則第二条まで、第九条、第十三条から第二十四条まで及び第三十条の規定、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第一条中国民健康保険法則第六項及び第七項の改正規定並びに同法附則に四項を加える改正規定、第三条中国民健康保険法等の一部を改正する法律附則第九条を附則第十条とし、附則第八条の次に一条を加える改正規定並びに附則第六条から第八条まで、第二十七条及び第二十八条の規定、平成十年七月一日(老人保健法の一部改正に伴う経過措置)

一 老人保健法第六条第四項に規定する老人保健施設、同法第二十五条第三項に規定する保険医療機関等、同法第三十一条の三第一項第一号に規定する特定承認保険医療機関又は同法第四十六条の五の二第一項に規定する指定老人訪問看護事業者が附則第一号に掲げる規定の施行の日前にした偽りその他不正の行為により支払われた医療又は入院時食事療養費、特定療養費、老人保健施設療養費若しくは老人訪問看護療養費の支給に関する費用の返還については、第二条の規定による改正後の老人保健法第

四十二条第三項(同法第四十六条の五及び第四十六条の五の三において準用する場合を含む。)の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

(国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十条 平成十年度の概算医療費拠出金の額は、老人保健法第五十五条第一項及び第三条の規定による改正後の国民健康保険法等の一部を改正する法律(以下「新平成七年改正法」という。)附則第八条第一項の規定にかかるわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 第三条の規定による改正前の国民健康保険法等の一部を改正する法律(以下「旧平成七年改正法」という。)の規定に基づき平成十一年度の概算医療費拠出金の額として算定された額に、平成十年四月からこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)の属する月までの月数を十二で除して得た率を乗じて得た額

ものとした場合において平成十一年度の概算医療費拠出金の額に相当する額に、施行日の属する月の翌月から平成十一年三月までの月数を十二で除して得た率を乗じて得た額

は、老人保健法第五十六条第一項及び新平成七年改正法附則第八条第五項の規定にかかるわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

二 新平成七年改正法の規定に基づき算定するものとした場合において平成十一年度の概算医療費拠出金の額に相当する額に、施行日の属する月の翌月から平成十一年三月までの月数を十二で除して得た率を乗じて得た額

は、老人保健法第五十九条(国民健康保険法第八十条の八において準用する場合を含む。)の規定により、平成十一年度に係る納付すべき拠出金の額を変更し、変更後の拠出金の額を通知しなければならない。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十二条 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百一十九号)による社会保険診療報酬支払基金は、この法律の施行後遅滞なく、老人保健法第五十九条(国民健康保険法第八十条の八において準用する場合を含む。)の規定により、平成十一年度に係る納付すべき拠出金の額を変更し、変更後の拠出金の額を通知しなければならない。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第八七号抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(兩議院の同意を得ることに係る部分に限る。)に限る。),第四十条中自然公園附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。)並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。)並びに附則第七条、第十一条、第十二条第五十九条ただし書第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第四百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定、公布の日

(国等の事務)
第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれ

の法律に規定するもののほか、この法律の施行前ににおいて、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第一百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

第一百六十二条 この法律（附則第^二条各号に掲げるを除く）の規定については、当該各規定（以下この条及び附則第六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の处分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれららの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものには、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

第一百六十三条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により國又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により國又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

あつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分序

（罰則に関する経過措置）

第一百六十三条 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお從前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第一百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようになるとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十二条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 则（平成二年七月一六日法律第一〇二号抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十一条の規定 公布の日

附 則（平成二一年二月二二日法律第一六〇号）抄

条において同じ。)の規定によつてした处分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれ

（罰則に関する経過措置）

第四十三条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の附則による。それぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

第四十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（経過措置の政令への委任）

附 則 （平成一四年八月二日法律第一〇二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十四年十月一日から施行する。ただし、第三条中老人保健法第七十九条の二の次に一条を加える改正規定は公布の日から、第二条、第五条及び第八条並びに附則第六条から第八条まで、第三十三条、第三十四条、第三十九条、第四十一条、第四十八条、第四十九条第三項、第五十一条、第五十二条第三項、第五十四条、第六十七条、第六十九条、第七十一条、第七十三条及び第七十七条の規定は平成十五年四月一日から、附則第六十一条の二の規定は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十四年法律第二百五十二号）第十五条の規定の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

（医療保険制度の改革等）

第二条 医療保険各法に規定する被保険者及び扶養者の医療に係る給付の割合については、将来にわたり百分の七十を維持するものとする。

2 政府は、将来にわたつて医療保険制度の安定的運営を図るため、平成十四年度中に、次に掲げる事項について、その具体的な内容、手順及び年次計画を明らかにした基本方針を策定するものとする。政府は、当該基本方針に基づいてできるだけ速やかに（第一号に掲げる事項についてはおおむね二年を目途に）、所要の措置を講ずるものとする。

- 一 保険者の統合及び再編を含む医療保険制度の体系の在り方
- 二 新しい高齢者医療制度の創設
- 三 診療報酬の体系の見直し
- 4 政府は、おおむね二年を目途に、次に掲げる事項について、その具体的な内容、手順及び年次計画を明らかにし、所要の措置を講ずるものとする。
- 5 一 健康保険の保険者である政府が設置する病院の在り方の見直し
- 二 社会保険庁の業務運営の効率化及び事務の合理化
- 6 政府は、おおむね三年を目途に、次に掲げる事項について、その具体的な内容、手順及び年次計画を明らかにし、所要の措置を講ずるものとする。
- 7 一 政府が保険者である社会保険及び労働保険に関する徴収事務の一元化
- 二 医療保険各法、老人保健法及び介護保険法の規定による給付に伴う負担の家計における合計額が著しく高額になる場合の当該負担の軽減を図る仕組みの創設
- 三 社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会による診療報酬の審査及び支払に関する事務処理の体制の見直し
- 8 政府は、おおむね五年を目途に、政府が管掌する健康保険事業及び当該事業の組織形態の在り方の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 9 一 医療に係る事故に迅速かつ適切に対応するための専門家による苦情の処理体制の整備
- 二 医療及び医療にかかる費用に関する情報の収集、分析、評価及び提供に係る体制の整備
- 三 医療保険各法及び老人保健法の規定による保険給付の内容及び範囲の在り方
- 10 政府は、第二項から前項までに規定する事項の検討に早急に着手し結論を得、逐次実施するものとする。
- (老人保健法の一部改正に伴う経過措置)
- 第九条 施行日の前日において七十歳以上である者(施行日において七十五歳以上である者を除く。)については、施行日からその者が七十五歳以上の者に該当するに至つた日の属する月の末日(その者が七十五歳以上の者に該当するに

一 保険者の統合及び再編を含む医療保険制度の体系の在り方

二 新しい高齢者医療制度の創設

三 診療報酬の体系の見直し

4 政府は、おおむね二年を目途に、次に掲げる事項について、その具体的な内容、手順及び年次計画を明らかにし、所要の措置を講ずるものとする。

5 一 健康保険の保険者である政府が設置する病院の在り方の見直し

二 社会保険庁の業務運営の効率化及び事務の合理化

6 政府は、おおむね三年を目途に、次に掲げる事項について、その具体的な内容、手順及び年次計画を明らかにし、所要の措置を講ずるものとする。

7 一 政府が保険者である社会保険及び労働保険に関する徴収事務の一元化

二 医療保険各法、老人保健法及び介護保険法の規定による給付に伴う負担の家計における合計額が著しく高額になる場合の当該負担の軽減を図る仕組みの創設

三 社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会による診療報酬の審査及び支払に関する事務処理の体制の見直し

8 政府は、おおむね五年を目途に、政府が管掌する健康保険事業及び当該事業の組織形態の在り方の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

9 一 医療に係る事故に迅速かつ適切に対応するための専門家による苦情の処理体制の整備

二 医療及び医療にかかる費用に関する情報の収集、分析、評価及び提供に係る体制の整備

三 医療保険各法及び老人保健法の規定による保険給付の内容及び範囲の在り方

10 政府は、第二項から前項までに規定する事項の検討に早急に着手し結論を得、逐次実施するものとする。

(老人保健法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 施行日の前日において七十歳以上である者(施行日において七十五歳以上である者を除く。)については、施行日からその者が七十五歳以上の者に該当するに至つた日の属する月の末日(その者が七十五歳以上の者に該当するに

至つた日が月の初日であるときは、その日の前日)までの間は、その者を七十五歳以上の者とみなして第三条の規定による改正後の老人保健法(以下「新老健法」という。)の規定(新老健法第二十五条第一項第二号の規定を除く。)を適用する。

第十一条 施行日前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る第三条の規定による改正前の老人保健法(以下「旧老健法」という。)の規定による医療費又は高額医療費の支給については、なお従前の例による。

第十二条 新老健法第四十八条から第五十条までの規定は、施行日以後に行われる新老健法の規定による医療(医療費の支給を含む。)、入院時食事療養費の支給(医療費の支給を含む。)、特定療養費の支給(医療費の支給を含む。)、老人訪問看護療養費の支給、移送費の支給及び高額医療費の支給(以下「医療等」と総称する。)に要する費用並びにこれらの事業に関する事務の執行に要する費用について適用し、施行日前に行われた旧老健法の規定による医療等に要する費用及びこれらに要する費用については、なお従前の例による。

第十三条 施行日から平成十八年九月三十日までの間に行われる医療等に要する費用及びこれらの事業に関する事務の執行に要する費用についての新老健法第四十八条から第五十条までの規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる医療等が行われる期間の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十四条	平成十四年度の概算医療費拠出金の額は、新老健法第五十三年度以前の年度の概算医療費拠出金及び確定医療費拠出金については、なお従前の例による。	三十日まで									
第十五条	平成十四年十月一日から平成十五年九月三十日まで	平成十四年十月一日から平成十五年九月三十日まで	平成十七年十月一日から平成十八年九月三十日まで	平成十七年十月一日から平成十八年九月三十日まで	平成十六年十月一日から平成十七年九月三十日まで						
第十六条	百分の六十二	百分の六十六	百分の六百八	百分の五百四	百分の五百八	百分の五百四	百分の五百八	百分の五百四	百分の五百八	百分の五百四	百分の五百四
第十七条	百分の六十一	百分の六十五	百分の六百五	百分の五百九	百分の五百七	百分の五百九	百分の五百九	百分の五百九	百分の五百九	百分の五百九	百分の五百九
第十八条	百分の六十二	百分の六十六	百分の六百八	百分の五百四	百分の五百八	百分の五百四	百分の五百八	百分の五百四	百分の五百八	百分の五百四	百分の五百四
第十九条	百分の六十二	百分の六十六	百分の六百八	百分の五百四	百分の五百八	百分の五百四	百分の五百八	百分の五百四	百分の五百八	百分の五百四	百分の五百四
第二十条	百分の六十二	百分の六十六	百分の六百八	百分の五百四	百分の五百八	百分の五百四	百分の五百八	百分の五百四	百分の五百八	百分の五百四	百分の五百四
第二十一条	百分の六十二	百分の六十六	百分の六百八	百分の五百四	百分の五百八	百分の五百四	百分の五百八	百分の五百四	百分の五百八	百分の五百四	百分の五百四
第二十二条	百分の六十二	百分の六十六	百分の六百八	百分の五百四	百分の五百八	百分の五百四	百分の五百八	百分の五百四	百分の五百八	百分の五百四	百分の五百四
第二十三条	百分の六十二	百分の六十六	百分の六百八	百分の五百四	百分の五百八	百分の五百四	百分の五百八	百分の五百四	百分の五百八	百分の五百四	百分の五百四

第十四条 平成十四年度の概算医療費拠出金の額は、新老健法第五十三年度以前の年度の概算医療費拠出金及び確定医療費拠出金については、なお従前の例による。

第十五条 平成十四年十月一日から平成十五年九月三十日までの間に行われる医療等に要する費用及びこれらの事業に関する事務の執行に要する費用についての新老健法第四十八条から第五十条までの規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる医療等が行われる期間の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十六条 平成十四年度の概算医療費拠出金の額は、新老健法第五十五年度第一項の規定にかかる限り、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 次のイ又はロに掲げる保険者の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる額

イ 概算特別調整基準超過保険者(平成十四年度における旧老健法第五十五条第二項に規定する概算加入者調整率が一を超える保険者のうち、特別調整前概算医療費拠出金相当額(平成十四年度における同条第一項各号に掲げる額の合計額をいう。以下この項及び次項において同じ。)から(1)に掲げる額を控除して得た額が(2)に掲げる額を超えるものをいう。以下この項から第三項までにおいて同じ。)特別調整前概算医療費拠出金相当額から特別調整対象見込額(特別調整前概算医療費拠出金相当額から(1)に掲げる額と(2)に掲げる額との合計額を控除して得た額をいう。次項

において同じ。)を控除して得た額と、特別調整見込額との合計額の十二分の七に相当する額

(1) 当該保険者に係る平成十四年度における旧老健法第五十五条第一項第一号に規定する老人医療費見込額の十分の七に相当する額

(2) 次に掲げる額の合計額に特別調整基準率を乗じて得た額

(i) 特別調整前概算医療費拠出金相当額

(ii) 当該保険者の給付であつて旧老健法第六条第一項に規定する医療保険各法の規定による医療に関する給付(第一の規定による改正前の健康保険法第六十九条ノ三に規定するその他の給付及びこれに相当する給付を除く。)の額と、これをこれに相当する給付(第一の規定による改正前の厚生労働省令で定めるものに該当するものの要する費用(同法第七十九条ノ九第二項に規定する日雇労働金の納付に要する費用及び第四条の規定による改正前の国民健康保険法第八十一條の二第一項に規定する療養給付費拠出金の納付に要する費用を含む。第三項において「保険者の給付に要する費用」という。)の平成十四年度における見込額として厚生労働省令で定める出金の納付に要する費用を含む。第三項において「保険者の給付に要する費用」という。)の平成十四年度における見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額

(iii) 特別調整見込額との合計額の十二分の七に相当する額

(iv) 特別調整基準超過保険者以外の保険者(特別調整前概算医療費拠出金相当額と特別調整見込額との合計額を控除して得た額が(2)に掲げる額を超えるものをいう。以下この項において同じ。)特別調整前概算医療費拠出金相当額から特別調整対象見込額(特別調整前概算医療費拠出金相当額から(1)に掲げる額と(2)に掲げる額との合計額を控除して得た額をいう。次項において同じ。)を控除して得た額を

得た額と、施行日以後負担調整見込額との合計額

(1) 当該保険者に係る施行日以後老人医療費見込額（市町村が平成十四年度において支弁する一の保険者に係る新老健法第二十五条第一項に規定する七十五歳以上の加入者等（附則第九条の規定により七十五歳以上の者とみなされる者であつて加入者であるものを含む。以下この条から附則第十七条までにおいて単に「七十五歳以上の加入者等」という。）に対する施行日以後に行われる医療（医療費の支給を含む。）、入院時食事療養費の支給（医療費の支給を含む。）、特定療養費の支給（医療費の支給を含む。）、老人訪問看護療養費の支給、移送費の支給及び高額医療費の支給（以下この条から附則第十七条までにおいて「医療等」という。）に要する費用の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定された額を、施行日以後特定費用概算率を控除して得た率を乗じて得た額を、施行日以後負担調整見込額に施行日以後負担調整基準率を乗じて得た額と同一の額とみなす。

(2) 当該保険者の給付であつて新老健法第六条第一項の医療保険各法の規定による医療に関する給付（健康保険法第五十三条に規定するその他の給付及びこれに相当する給付を除く。以下この条、次条第一項、附則第十六条第一項及び附則第十七条第一項において「医療関連給付」という。）のうち厚生労働省令で定めるものに該当するものに要する費用（同法第百七十三条第二項に規定する日雇拠出金の納付に対する費用及び国民健康保険法第八十一条の第一項に規定する療養給付費等拠出金の納付による費用を含む。次条第一項、附則第十六条第一項及び附則第十七条第一項に規定する費用を含む。）を乗じて得た額とする。

二 第一項第一号イの施行日以後負担調整見込額は、当該保険者に係る施行日以後老人医療費見込額（当該保険者が概算施行日以後基準超過保険者（一の保険者に係る七十五歳以上の加入者等一人当たりの施行日以後老人医療費見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定された額をすべての保険者に係る七十五歳以上の加入者等一人当たりの施行日以後老人医療費見込額の平均額として厚生労働省令で定めるところにより算定された額を、施行日以後特定費用概算率を控除して得た率を乗じて得た額を、施行日以後負担調整基準率を乗じて得た額と同一の額とみなす。）で除して得た率が、新老健法第五十五条第三項第一号イの政令で定める率を超える保険者をいう。）である場合における当該保険者に係る施行日以後老人医療費見込額（うち一人平均老人医療費見込額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をいう。）を控除して得た額を、施行日以後特定費用概算率を控除して得た額と同一の増加の状況、保険者の給付に要する費用の動向及び概算特別調整対象見込額の数の動向を勘案し、百分の二十五以上において同じ。）を控除して得た額を、施行日以後負担調整前概算医療費拠出金相当額に掲げる額の合計額に施行日以後負担調整基準率を乗じて得た額と同一の額とみなす。

三 第一項第一号イ（2）の特別調整基準率は、当該保険者に係る特別調整前概算医療費拠出金相当額からすべての概算特別調整対象見込額の総額を、すべての保険者に係る特別調整対象見込額の総額を、すべての保険者に係る特別調整前概算医療費拠出金相当額の総額からすべての概算特別調整基準超過保険者に係る特別調整対象見込額の総額を控除して得た額で除して得た率を基礎として厚生労働大臣が定める率をいう。（以下この条において同じ。）を控除して得た額とする。

四 第一項第二号イ（2）の特別調整基準率は、一人当たりの老人医療費の動向、旧老健法第二十五条第一項に規定する七十歳以上の加入者等（同項に規定する七十歳以上の加入者等をいう。）の増加の状況、保険者の給付に要する費用の動向及び概算特別調整対象見込額の数の動向を勘案し、百分の二十五以上において同じ。）を控除して得た額を、施行日以後負担調整前概算医療費拠出金相当額に掲げる額の合計額に施行日以後負担調整基準率を乗じて得た額と同一の額とみなす。

五 第一項第二号イ（2）の特別調整基準率は、新老健法第五十六条第一項の規定にかかる基础率は、一人当たりの老人医療費の動向、七十歳以上の加入者等の增加の状況、保険者の給付に要する費用の動向及び施行日以後概算特別調整対象見込額の数の動向を勘案し、百分の二十五以上において同じ。）を控除して得た額を、施行日以前特別調整前確定医療費拠出金相当額から施行日以前特別調整対象額（施行日前特別調整前確定医療費拠出金相当額から（1）に掲げる額と（2）に掲げる額を超えるもののをいう。以下この条において同じ。）を控除して得た額が（2）に掲げる額を超えるもの（以下この条において同じ。）を控除して得た額とする。

六 第一項第二号イ（2）の特別調整基準率は、当該保険者に係る施行日以後負担調整前概算医療費拠出金相当額（施行日以後概算負担調整基準超過保険者にあつては、施行日以後負担調整前概算医療費拠出金相当額から施行日以後負担調整対象見込額の総額を控除して得た額）に施行負担調整対象見込額を控除して得た額を、施行日以後負担調整前概算医療費拠出金相当額からすべての施行日以後負担調整対象見込額の総額を控除して得た額と同一の額とみなす。

七 第一項第二号イ（1）の施行日以後特定費用概算率は、施行日以後平成十五年三月三十一日

十七条第一項において「保険者の給付に要する費用」という。）の平成十四年度における見込額のうち施行日以後負担調整見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額

口 施行日以後概算負担調整基準超過保険者以外の保険者 施行日以後負担調整前概算医療費拠出金相当額と施行日以後負担調整見込額との合計額

イ 当該保険者に係る施行日以後老人医療費見込額から施行日以後調整対象外医療費見込額（当該保険者が概算施行日以後基準超過保険者（一の保険者に係る七十五歳以上の加入者等一人当たりの施行日以後老人医療費見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定された額をすべての保険者に係る七十五歳以上の加入者等一人当たりの施行日以後老人医療費見込額の平均額として厚生労働省令で定めるところにより算定された額を、施行日以後特定費用概算率を控除して得た率を乗じて得た額を、施行日以後負担調整基準率を乗じて得た額と同一の額とみなす。）で除して得た率が、新老健法第五十五条第三項第一号イの政令で定める率を超える保険者をいう。）である場合における当該保険者に係る施行日以後老人医療費見込額（うち一人平均老人医療費見込額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をいう。）を控除して得た額を、施行日以後概算加入者調整率を乗じて得た額を、施行日以後負担調整前概算医療費拠出金相当額に掲げる額の合計額に施行日以後負担調整基準率を乗じて得た額と同一の額とみなす。

八 第一項第二号イ（2）の施行日以後負担調整基準率は、一人当たりの老人医療費の動向、七十歳以上の加入者等の增加の状況、保険者の給付に要する費用の額を、施行日以前特別調整前確定医療費拠出金相当額から施行日以前特別調整対象額（施行日前特別調整前確定医療費拠出金相当額から（1）に掲げる額と（2）に掲げる額を超えるもののをいう。以下この条において同じ。）を控除して得た額が（2）に掲げる額を超えるもの（以下この条において同じ。）を控除して得た額とする。

九 第一項第二号イ（1）の施行日以後特定費用概算率は、施行日以後平成十五年三月三十一日

までの期間におけるすべての保険者に係る七十歳以上の加入者等の見込総数に対する新老健法第二十八条第一項第二号に掲げる場合に該当する者の見込総数の割合及び同項各号に掲げる割合を勘案し、厚生労働大臣が定める率とする。

十 第一項第二号イ（2）の施行日以後特定費用概算率は、施行日以前特別調整前確定医療費拠出金相当額から施行日以前特別調整対象額（施行日前特別調整前確定医療費拠出金相当額から（1）に掲げる額と（2）に掲げる額を超えるもののをいう。以下この条において同じ。）を控除して得た額が（2）に掲げる額を超えるもの（以下この条において同じ。）を控除して得た額とする。

十一 第一項第二号イ（1）の施行日以後特定費用概算率は、施行日以前特別調整前確定医療費拠出金相当額から施行日以前特別調整対象額（施行日前特別調整前確定医療費拠出金相当額から（1）に掲げる額と（2）に掲げる額を超えるもののをいう。以下この条において同じ。）を控除して得た額が（2）に掲げる額を超えるもの（以下この条において同じ。）を控除して得た額とする。

十二 第一項第二号イ（2）の施行日以後特定費用概算率は、施行日以前特別調整前確定医療費拠出金相当額から施行日以前特別調整対象額（施行日前特別調整前確定医療費拠出金相当額から（1）に掲げる額と（2）に掲げる額を超えるもののをいう。以下この条において同じ。）を控除して得た額が（2）に掲げる額を超えるもの（以下この条において同じ。）を控除して得た額とする。

二 次のイ又はロに掲げる保険者の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる額

イ 施行日以後確定負担調整基準超過保険者（施行日以後確定加入者調整率が一を超える保険者のうち、施行日以後負担調整前確定医療費拠出金相当額から（1）に掲げる額を控除して得た額が（2）に掲げる額を超えるものをいう。以下この条において同じ。）施行日以後負担調整前確定医療費拠出金相当額から施行日以後負担調整対象額（施行日以後負担調整前確定医療費拠出金相当額から（1）に掲げる額と（2）に掲げる額との合計額を控除して得た額をいいう。第七項において同じ。）を控除して得た額と、施行日以後負担調整額との合計額

(1) 当該保険者に係る施行日以後老人医療費額（市町村が平成十四年度において支弁した一の保険者に係る七十五歳以上の加入者等に対する施行日以後の医療等に要する費用の額をいいう。以下この条において同じ。）に、「一から施行日以後特定費用確定率を控除して得た率を乗じて得た額の百分の六十六に相当する額と、施行日以後老人医療費額に施行日以後特定費用確定率を乗じて得た額との合計額

(2) 次に掲げる額の合計額に前条第八項の(i) 施行日以後負担調整前確定医療費拠出金相当額

(ii) 当該保険者の給付に要する費用の平成十四年度における額のうち施行日以後に行われた医療関連給付に要する費用の額

ロ 施行日以後確定負担調整基準超過保険者以外の保険者（施行日以後負担調整前確定医療費拠出金相当額と施行日以後負担調整額との合計額

前項第一号イの施行日前確定加入者調整率は、厚生労働省令で定めるところにより、平成二施行日前確定特別調整基準超過保険者以外の保険者、施行日前特別調整前確定医療費拠出金相当額と施行日前特別調整額との合計額

十四年四月一日以後施行日前の期間におけるすべての保険者に係る加入者の総数に対する七十歳以上の加入者等の総数の割合を当該期間における当該保険者に係る加入者の数に対する七十歳以上の加入者等の数の割合（その割合が百分の三十を超えるときは百分の三十とし、百分の一・四に満たないときは百分の一・四とする。）で除して得た率を基礎として保険者ごとに算定される率とする。

第一項第一号イの施行日前特別調整前確定医療費拠出金相当額は、次の各号に掲げる額の合計額の十分の七に相当する額とする。

一 当該保険者に係る施行日前老人医療費額から施行日前調整対象外医療費額（当該保険者者が確定施行日前基準超過保険者（一の保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの施行日前老人医療費額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をすべての保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの施行日前老人医療費額の平均額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額（以下この号において「一人平均老人医療費額」という。）で除して得た率が、旧老健法第五十五条第一項第一号の政令で定める率を超える保険者をいう。）である場合における当該保険者に係る施行日前老人医療費額のうち、一人平均老人医療費額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をいう。次号において同じ。）を控除して得た額に施行日前確定加入者調整率を乗じて得た額

第一項第二号イの施行日以後確定加入者率は、厚生労働省令で定めるところにより、施行日以後平成十五年三月三十一日までの期間におけるすべての保険者に係る加入者の総数に対する七十五歳以上の加入者等の総数の割合を当該期間における下限割合に満たないときは、下限割合とする。)で除して得た率を基礎として保険者ごとに算定される率とする。第一項第二号イの施行日以後負担調整前確定加入者の割合が当該期間における下限割合に満たないときは、(下限割合とする。)で除して得た率を医療費拠出金相当額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 次に掲げる額の合計額(次号において「扶養行日以後調整後老人医療費額」)とある。(一から施行日以後特定費用確定率を控除して得た率を乗じて得た額の百分の六十六に相当する額)

イ 当該保険者に係る施行日以後老人医療費額から施行日以後調整対象外医療費額(当該保険者が確定施行日以後基準超過保険老(二)の保険者に係る七十五歳以上の加入老人一人当たりの施行日以後老人医療費額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をすべての保険者に係る七十五歳以上の加入者一人当たりの施行日以後老人医療費額の平均額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額(いわゆる「一人平均老人医療費額」という。)である場合における当該保険者に係る施行日以後老人医療費額のうち、一人平均老人医療費額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をいう。ロにおいて同じ。)を控除して得た額を施行日以後確定加入者調整額に乗じて得た額

ロ 施行日以後調整対象外医療費額

二 施行日以後調整後老人医療費額に施行日以後特定費用確定率を乗じて得た額

第一項第二号イの施行日以後負担調整額は、当該保険者に係る施行日以後負担調整前確定加入者の治療費拠出金相当額(施行日以後確定加入者の治療費拠出金相当額に当該政令で定めた割合を上乗して算定する額)と、(一から施行日以後特定費用確定率を控除して得た額を乗じて得た額)

調整対象額を控除して得た額)に施行日以後確定負担調整加算率(すべての施行日以後確定負担調整基準超過保険者に係る施行日以後負担調整対象額の総額を、すべての保険者に係る施行日以後負担調整前確定医療費拠出金相当額の総額からすべての施行日以後確定負担調整基準超過保険者に係る施行日以後負担調整対象額の総額を控除して得た額で除して得た率を基礎として厚生労働大臣が定める率をいう。)を乗じて得た額とする。

第一項第二号イ(1)の施行日以後特定費用確定率は、各保険者に係る施行日以後特定費用額(市町村が平成十四年度において支弁した一の保険者に係る新老健法第二十八条第一項第二号に掲げる場合に該当する者に対する施行日以後に行われた医療等に要する費用の額をいう。)を、各保険者に係る施行日以後老人医療費額で除して得た率とする。

第十六条 平成十五年度の概算医療費拠出金の額は、新老健法第五十五条第一項の規定にかかるらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 次のイ又はロに掲げる保険者の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる額

イ 前期概算負担調整基準超過保険者(前期概算加入者調整率が一を超える保険者のうち、前期負担調整前概算医療費拠出金相当額から(1)に掲げる額を控除して得た額が(2)に掲げる額を超えるものをいう。以下この条において同じ。)前期負担調整前概算医療費拠出金相当額から前期負担調整対象見込額(前期負担調整前概算医療費拠出金相当額から(1)に掲げる額と(2)に掲げる額との合計額を控除して得た額をいう。第四項において同じ。)を控除して得た額と、前期負担調整見込額との合計額

(1) 次に掲げる額の合計額

(i) 当該保険者に係る前期老人医療費見込額(市町村が平成十五年度において支弁する一の保険者に係る七十五歳以上の加入者等に対する平成十五年十月一日に行われる医療等に要する費用の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をいう。以下この条において同じ。)に、一から前期特定費用概算率を控除して得た率

(市町村が平成十五年度において支弁する一の保険者に係る新老健法第二十八条第一項第二号に掲げる場合に該当する者に対する平成十五年十月一日以後に行われる医療等に要する費用の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をいう。)を各保険者に係る後期老人医療費見込額で除して得た率とする。

第十七条 第一項第二号イ(2)の後期負担調整基準率は、一人当たりの老人医療費の動向、七十五歳以上の加入者等の増加の状況、保険者の給付に要する費用の動向及び後期概算負担調整基準超過保険者の数の動向を勘案し、百分の二十五以上において政令で定める率とする。

第十七条 平成十五年度の確定医療費拠出金の額は、新老健法第五十六条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一、次のイ又はロに掲げる保険者の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる額

イ 前期確定負担調整基準超過保険者 (前期確定加入者調整率が一を超える保険者のうち、前期負担調整前確定医療費拠出金相当額から(1)に掲げる額を控除して得た額が(2)に掲げる額を超えるものをいう。以下この条において同じ。) 前期負担調整前確定医療費拠出金相当額から(1)に掲げる額と(2)に掲げる額との合計額を控除して得た額をいいう。第四項において同じ。)を控除して得た額と、前期負担調整額との合計額

(1) 次に掲げる額の合計額

(i) 当該保険者に係る前期老人医療費額

(2) (市町村が平成十五年度において支弁した一の保険者に係る七十五歳以上の加入者等に対する平成十五年十月一日に行われた医療等に要する費用の額をいう。以下この条において同じ。)

十六に相当する額

(ii) 当該保険者に係る前期老人医療費額に前期特定費用確定率を乗じて得た額

次に掲げる額の合計額に前条第六項の

一、から前期特定費用確定率を控除して得た率を乗じて得た額の百分の六

前期内証負担調整基準率を乗じて得た額

前期内証負担調整前確定医療費拠出金相

(ii) 当該保険者の給付に要する費用の額

口 前期確定負担調整基準超過保険者以外の保険者（前期負担調整前確定医療費拠出金相当額と後期負担調整額との合計額）に要する費用の額

成十五年度における額のうち平成十五年十月一日に行われた医療関連給付

二、次のイ又はロに掲げる保険者の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる額

イ 後期確定負担調整基準超過保険者（後期確定加入者調整率が一を超える保険者のうち、後期負担調整前確定医療費拠出金相当額から（1）に掲げる額を控除して得た額が（2）に掲げる額を超えるものをいう。以下この条において同じ。）後期負担調整前確定医療費拠出金相当額から後期負担調整前確定医療費拠出金相当額から（1）に掲げる額と（2）に掲げる額との合計額を控除して得た額をいう。第八項において同じ。）を控除して得た額と、後期負担調整額との合計額

(1) 次に掲げる額の合計額

(i) 当該保険者に係る後期老人医療費額

(ii) (市町村が平成十五年度において支弁した一の保険者に係る七十五歳以上の加入者等に対する平成十五年十月一日以後に行われた医療等に要する費用の額をいう。以下この条において同じ。)に、一から後期特定費用確定率を控除して得た率を乗じて得た額の百分の六十二に相当する額

十二に相当する額

(ii) 当該保険者に係る後期老人医療費額に後期特定費用確定率を乗じて得た額の合計額に前条第十一項の後期負担調整基準率を乗じて得た額

(i) 後期負担調整前確定医療費拠出金相当額

第一項第一号イの前期確定加入者調整率は、厚生労働省令で定めるところにより、平成十五年四月一日から同年九月三十日までの期間における七十五歳以上の加入者等の総数の割合を当該期間における当該保険者に係る加入者の数に対する七十五歳以上の加入者等の数の割合（その割合が当該期間における下限割合に満たないときは、下限割合とする。）で除して得た率を基礎として保険者ごとに算定される率とする。
第一項第一号イの前期負担調整前確定医療費拠出金相当額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。
一 次に掲げる額の合計額（次号において「前期調整後老人医療費額」という。）に、一から前期特定費用確定率を控除して得た率を乗じて得た額の百分の六十六に相当する額イ 当該保険者に係る前期老人医療費額から前期調整対象外医療費額（当該保険者が確定前期基準超過保険者（一の保険者に係る七十五歳以上の加入者等一人当たりの前期老人医療費額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をすべての保険者に係る七十五歳以上の加入者等一人当たりの前期老人医療費額の平均額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額（イにおいて「一人平均老人医療費額」という。）で除して得た率が、新老健法第五十六条第三項第一号イの政令で定める率を超える保険者をいう。）である場合における当該保険者に係る前期老人医療費額のうち、一人平均老人医療費額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をいう。ロにおいて同じ。）を控除して得た額に、前期確定加入者調整率を乗じて得た額ロ 前期調整対象外医療費額
二 前期調整後老人医療費額に前期特定費用確定率を乗じて得た額
第一項第一号イの前期負担調整額は、当該保険者に係る前期負担調整前確定医療費拠出金相当額（前期確定負担調整対象額を控除して得た額）については、前期負担調整前確定医療費拠出金相当額から前期負担調整対象額を控除して得た額）に前期確定負担調整加算率（すべての前期確定負担調整基準超過保険者に係る前期負担調整対象

額の総額を、すべての保険者に係る前期負担調整前確定医療費拠出金相当額の総額からすべての前期確定負担調整基準超過保険者に係る前期負担調整対象額の総額を控除して得た額で除して得た率を基礎として厚生労働大臣が定める率をいう。)を乗じて得た額とする。

5 第一項第一号イ(一)(i)の前期特定費用確定率は、各保険者に係る前期特定費用額(市町村が平成十五年度において支弁した一の保険者に係る新老健法第二十八条第一項第二号に掲げる場合に該当する者に対する平成十五年十月一日前に行われた医療等に要する費用の額をいう。)を、各保険者に係る前期老人医療費額で除して得た率とする。

6 第一項第二号イの後期確定加入者調整率は、厚生労働省令で定めるところにより、平成十五年十月一日から平成十六年三月三十一日までの期間におけるすべての保険者に係る加入者の総数に対する七十五歳以上の加入者等の総数の割合を当該期間における当該保険者に係る加入者の数に対する七十五歳以上の加入者等の数の割合(その割合が当該期間における下限割合に満たないときは、下限割合とする。)で除して得た率を基礎として保険者ごとに算定される率とする。

7 第一項第二号イの後期負担調整前確定医療費拠出金相当額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 次に掲げる額の合計額(次号において「後期調整後老人医療費額」という。)に、一から後期特定費用確定率を控除して得た率を乗じて得た額の百分の六十二に相当する額

イ 当該保険者に係る後期老人医療費額から後期調整対象外医療費額(当該保険者が確定後期基準超過保険者(一の保険者に係る七十五歳以上の加入者等一人当たりの後期老人医療費額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をすべての保険者に係る七十五歳以上の加入者等一人当たりの後期老人医療費額の平均額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額(イにおいて「一人平均老人医療費額」という。)で除して得た率が、新老健法第五十六条第三項第一号イの政令で定める率を超える保険者をいう。)である場合における当該保険者に係る後期老人医療費額のうち、一人平均老人医療費額に当該政令で

定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をいう。口において同じ。)を控除して得た額に、後期準備加入者調整率を

度 度 度											
平成十八年		平成十七年		平成十六年		平成十五年十		平成十五年十		平成十八年	
月三十一日	平成十六年三	平成十五年四	平成十五年十	平成十六年三	平成十五年四	平成十五年十	平成十六年三	平成十五年十	平成十八年	月一日	平成十八年三
月三十一日	平成十六年三	平成十五年四	百分の六十六	百分の六十二	百分の六十六	百分の五十四	百分の五十四	百分の五十六	百分の五十八	月一日	平成十七年四
月三十一日	平成十九年三	平成十八年四	百分の五十六	百分の五十二	百分の五十六	百分の五十二	百分の五十六	百分の五十二	百分の五十四	月一日	平成十七年三

9
を得た率を基礎として厚生労働大臣が定める率
をいう。) を乗じて得た額とする。
第一項第二号イ(1)(i)の後期特定費用
確定率は、各保険者に係る後期特定費用額(市
町村が平成十五年度において支弁した一の保険
者に係る新老健法第二十八条第一項第二号に掲
げる場合に該当する者に対する平成十五年十月
一日以後に行われた医療等に要する費用の額を
いう。)を、各保険者に係る後期老人医療費額
で除して得た率とする。

8

二 後期調整後老人医療費額に後期特定費用確定率を乗じて得た額

第一項第二号イの後期負担調整額は、当該保険者に係る後期負担調整前確定医療費拠出金相当額（後期確定負担調整基準超過保険者においては、後期負担調整前確定医療費拠出金相当額から後期負担調整対象額を控除して得た額）に後期確定負担調整加算率（すべての後期確定負担調整基準超過保険者に係る後期負担調整対象額の総額を、すべての保険者に係る後期負担調整額の総額を、すべての保険者に係る後期負担調整前確定医療費拠出金相当額の総額からすべての後期確定負担調整基準超過保険者に係る後期負担調整対象額の総額を控除して得た額で除して定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をいう。ロにおいて同じ。）を控除して得た額に、後期確定加入者調整率を乗じて得た額

第二十条 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金は、この法律の施行後遅滞なく、平成十四年度に係る納付すべき拠出金の額を変更し、変更後の拠出金の額を通知しなければならない。

2 新老健法第五十九条第三項の規定は、前項の場合について準用する。

第二十一条 この法律の施行前に生じた旧老健法第四十六条の八の規定による高額医療費の支給を受ける権利の時効については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三十五条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為及び附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における附則第一条ただし書に規定する規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三十六条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一四年八月二日法律第一〇三号）抄

（施行期日）

（一五二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条及び附則第八条から第十九条までの規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一四年一二月一三日法律第一〇九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から八まで 略

九 附則第十条の規定 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第二百二号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則 (平成一六年一二月三日法律第一四二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

(処分等の効力)

第二百二十二条 この法律の施行前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則による別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第二百二十三条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二百二十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一七年五月二十五日法律第五〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一七年六月二九日法律第七七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第五条、第八条、第十一条、第十五条及び第十五条並びに附則第四条、第十五条、第二十二条、第二十三条第二項、第三十五条、第三十九条及び第五十六条の規定

用に關し必要な技術的讀替えその他これら規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

ち平成二十八年度以後に請求されるものについては、平成二十年四月改正前老健法の規定により当該費用を負担することとされた市町村が加入する高齢者の医療の確保に関する法律第四十

八条に規定する後期高齢者医療広域連合が負担する療養の給付に要する費用とみなして、同法第四章第四節及び第五章の規定を適用する。

十四年四月前の医療等に要する費用のうち平成十七年度以前に請求されたものの支弁及び負担に係る事務の執行に要する費用（社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九

号)による社会保険診療報酬支払基金(以下この項において「支払基金」という。)の事務に係るものに限る。)については、第一項の規定

によりなおその効力を有するものとされた平成二十年四月改正前老健法第五十三条の規定を適用せず、当該各年度における高齢者の医療の確保に関する法律第百三十七条第一項第二号に掲

但し開設する法律第百三十九条第一項第二号に掲げる支払基金の業務に関する事務の処理に要する費用とみなして、同法第百二十二条の規定を適用する。

4 平成三十年四月一日において現に第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十年四月改正前老健法第六十八条に規定す

る特別の会計に所属する権利及び義務は、政令で定めるところにより、同日において高齢者の医療の確保に関する法律第百四十三条に規定する同法第百三十九条第一項第二号の業務に係る

第三十九条 市町村は、第七条の規定の施行後三年間は、附則第三十二条の規定によりなお従前特別の会計に帰属するものとする。

の例によることとされた平成二十年四月改正前老健法の規定による医療等に関する収入及び支出について、特別会計を設けるものとする。
(基準年二〇〇一年度一月一日～三〇〇四年度一月一日)

（健康保険法等の一部改正に伴う経過措置）
第一百三十条の二 第二十六条の規定の施行の際現
に同条の規定による改正前の介護保険法（以下
この条において「旧介護保険法」という。）第

四十八条第一項第三号の指定を受けている旧介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設については、第五条の規定による改

改正前の健康保険法の規定、第九条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律の規

定、第十四条の規定による改正前の国民健康保険法の規定、第二十一条の規定(第一項の旨)

(罰則に関する経過措置)
第一百四十二条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この項において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされた手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたもの

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前こそその手続とみなす。
この法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第四百四十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一九年七月六日法律第一〇九号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日までの間に、各号に掲げる規定は、当該各号に定められたる日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當該各号に定められたる日から施行する。

（施行期日等）抄
附 則（平成一八年一二月二〇日法律第一六号）

一 附則第三条から第六条まで、第八条、第九条、第十二条第三項及び第四項、第二十九条並びに第三十六条の規定 附則第六十三条中

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成十九年四月二三日法律第三〇号）抄
（施行期日）
第一条 二つの法律は、公布の日から施行する。こ
る法律（平成十九年法律第二十三号）附則第二十三
二十三条の第一項、第五十七条第一項及び第百
九十五条の規定並びに附則第六十六条及び
第九十五条の規定（公布の日）

第七十三条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定について、当該各規定の適用を除外する場合を除く。)は、当該各号に定める日から施行する。
第七十四条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定について、当該各規定の適用を除外する場合を除く。)は、当該各号に定める日から施行する。

三 第二条、第四条 第六条及び第八条並びに
附則第二十七条、第二十八条、第二十九条第
一項及び第二項、第三十条から第五十条ま
で施行前に法令の規定により社会保険庁長官、地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長（以下「社会保険庁長官等」という。）がした裁定、

法令の相当規定に基いて、厚生労働大臣は、地方厚生局長若しくは地方厚生局長又は機関（以下「厚生労働大臣等」という。）がした裁定（承認、指定、認可その他の処分又は通知そ

二十二条 第百二十一一条 第百二十三条から第二十五条まで、第二百一十八条、第二百三十条から第二百三十四条まで、第二百三十七条、第二百三十九条の他の行為とみなす。
2 この法律の施行の際現に法令の規定により社会保険庁長官等に対してされている申請、届出

三十九条及び第一百三十九条の二の規定
年金機構法の施行の日

日本

その他の行為は、法令に別段の定めがあるもの
のほか、この法律の施行後は、この法律の施行

後の法令の相当規定に基づいて、厚生労働大臣等に對してされた申請、届出その他の行為とみなす。

この法律の施行前に法令の規定により社会保険庁長官等に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、この法律の施行後の法令の相当規定により厚生労働大臣等に対しても、報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律の施行後の法令の規定を適用する。

なお従前の例によることとする法令の規定により、社会保険庁長官等がすべき裁定、承認、指定、認可その他の处分若しくは通知その他の行為又は社会保険庁長官等に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の規定に基づく権限又は権限に係る事務の区分に応じ、それぞれ、厚生労働大臣等がすべきものとし、又は厚生労働大臣等に対してもべきものとする。

第七十四条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

第七十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一九年七月六日法律第一一)
(施行期日) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
附 則 (平成二〇年五月二八日法律第四二号)
(施行期日) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二一年七月一五日法律第七七号)
(施行期日) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 目次の改正規定、第五条及び第八条の改正規定、第十九条に一項を加える改正規定、第二十七条第一項及び第二項並びに第二十八条第一項、第二十二条第一項、第二十六条、第二十九条第一項及び第二項並びに第三十条までの改正規定、第四章の二条から第三十条までの改正規定、(第二十九条の二第一項若しくは第二項又は)を削る部分に限る。)を除く。)並びに別表第一の四十の項の改正規定並びに次条第二項及び第三項、附則第四条から第十条まで及び第十三条から第二十条までの規定、附則第二十一条の規定(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)別表住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十号)の項の改正規定(及び第三十条の三第一項)を「第三十条の三第一項及び第三十条の四十六から第三十条の四十八まで」に改める部分に限る。)並びに附則第二十二条の規定 出入国管理及び難民認定法(以下「入管法等改正法」という。)の施行の日

第十項及び第十一項の改正規定、同法第二十二条の改正規定、同法附則第二十二条の次に一項を加える改正規定、同法附則第二十二条の改正規定並びに同条の次に一条を加える改正規定並びに第三条中高齢者の医療の確保に関する法律附則第十三条の次に五条を加える改正規定(同法附則第十三条の六に係る部分を除く。)及び同法附則第十四条の次に三条を加える改正規定(同法附則第十四条の二に係る部分を除く。)並びに附則第七条から第十七条までの規定は、平成二十二年七月一日から施行する。

二 第二十九条第一項及び第二項並びに第三十条までの改正規定、(第二十九条の二第一項若しくは第二項又は)を削る部分に限る。)を除く。)並びに別表第一の四十の項の改正規定並びに次条第二項及び第三項、附則第四条から第十条まで及び第十三条から第二十条までの規定、附則第二十一条の規定(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)別表住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十号)の項の改正規定(及び第三十条の三第一項)を「第三十条の三第一項及び第三十条の四十六から第三十条の四十八まで」に改める部分に限る。)並びに附則第二十二条の規定 出入国管理及び難民認定法(以下「入管法等改正法」という。)の施行の日

施行する。

第十九条 平成二十一年度以前の年度の被用者保険等の規定による情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)別表住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十号)の項の改正規定(及び第三十条の三第一項)を「第三十条の三第一項及び第三十条の四十六から第三十条の四十八まで」に改める部分に限る。)並びに附則第二十二条の規定 出入国管理及び難民認定法(以下「入管法等改正法」という。)の施行の日

第十一条 平成二十二年度の被用者保険等の規定による情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)別表住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十号)の項の改正規定(及び第三十条の三第一項)を「第三十条の三第一項及び第三十条の四十六から第三十条の四十八まで」に改める部分に限る。)並びに附則第二十二条の規定 出入国管理及び難民認定法(以下「入管法等改正法」という。)の施行の日

施行する。

三 第二十九条第一項及び第二項並びに第三十条までの改正規定、(第二十九条の二第一項若しくは第二項又は)を削る部分に限る。)を除く。)並びに別表第一の四十の項の改正規定並びに次条第二項及び第三項、附則第四条から第十条まで及び第十三条から第二十条までの規定、附則第二十一条の規定(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)別表住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十号)の項の改正規定(及び第三十条の三第一項)を「第三十条の三第一項及び第三十条の四十六から第三十条の四十八まで」に改める部分に限る。)並びに附則第二十二条の規定 出入国管理及び難民認定法(以下「入管法等改正法」という。)の施行の日

施行する。

第十二条 平成二十二年度の被用者保険等の規定による情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)別表住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十号)の項の改正規定(及び第三十条の三第一項)を「第三十条の三第一項及び第三十条の四十六から第三十条の四十八まで」に改める部分に限る。)並びに附則第二十二条の規定 出入国管理及び難民認定法(以下「入管法等改正法」という。)の施行の日

施行する。

四 第二十九条第一項及び第二項並びに第三十条までの改正規定、(第二十九条の二第一項若しくは第二項又は)を削る部分に限る。)を除く。)並びに別表第一の四十の項の改正規定並びに次条第二項及び第三項、附則第四条から第十条まで及び第十三条から第二十条までの規定、附則第二十一条の規定(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)別表住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十号)の項の改正規定(及び第三十条の三第一項)を「第三十条の三第一項及び第三十条の四十六から第三十条の四十八まで」に改める部分に限る。)並びに附則第二十二条の規定 出入国管理及び難民認定法(以下「入管法等改正法」という。)の施行の日

施行する。

第十三条 平成二十二年度の被用者保険等の規定による情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)別表住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十号)の項の改正規定(及び第三十条の三第一項)を「第三十条の三第一項及び第三十条の四十六から第三十条の四十八まで」に改める部分に限る。)並びに附則第二十二条の規定 出入国管理及び難民認定法(以下「入管法等改正法」という。)の施行の日

施行する。

2 いう。)の額を変更し、当該変更後の額をそれぞれ通知しなければならない。

改正後高齢者医療確保法第四十二条第三項及

び第四十三条第三項並びに第一百二十四条において準用する第四十三条第三項の規定は、前項の規定により前期高齢者交付金等の額の変更がされた場合について、それぞれ準用する。

(政令への委任)
第二十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二年二月一〇日法律第
七二号）抄

(施行期日)

第一條 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第二条の規定（障害者自立支援法目次の改 三見案、同法第二条第一項又三見案、同法第二条第一項

正規定 同法第一條の改正規定 同法第二條
第一項第一号の改正規定、同法第三條の改正

第一項第一号に規定する第三条の改正規定、同法第四条第一項の改正規定、同法第

二章第二節第三款中第三十一条の次に一条を

加える改正規定、同法第四十二条第一項の改
三規定、同法第七十七条第一項第一号の文三

正規定 同法第七十七条第一項第一号の改正
規定並びに同法第七十七条第三項及び第七十

八条第二項の改正規定を除く。）、第四条の規

定（児童福祉法第二十四条の十一第一項の改

正規定を除く。)及び第六条の規定並びに附則第四条から第十条まで、第十九条から第二

則第四条から第十一条まで
十九条から第二十一条まで
第一条まで、第三十五回
(第一号に係る部分)

に限る。)、第四十条、第四十二条、第四十三条

条、第四十六条、第四十八条、第五十条、第

五十三條 第五十七條 第六十條 第六十二
條、第六十四条、第六十七条、第七十条及び

第六十一条 第六十二条 第六十三条の規定 平成二十四年四月一日まで

での間において政令で定める日

附則（平成二三年五月一日法律第四〇〇号）

(施行期日) 指号

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(調整規定)

第十三條 この法律の施行の日が地域の自主性及び自立性を高めるための改革の難題を因るこれら

て自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）の施行の日前である場合には、前条のうち、障がい者制度改革推進本部等

における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律附則第一条规定中「第七十三条」とあるのは、「第七十四条」と、同法附則に三条を加える改正規定中「第七十三条」とあるのは、「第七十四条」と、「第七十四条」とあるのは、「第七十五条」と、「第七十五条」とあるのは、「第七十六条」とする。

附 則 (平成二三年六月二二日法律第七二号抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二条 (老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三を第四章の二とする改正規定及び同法第四章第一条第一号の改正規定) (第二十八条の十二第一項若しくは「」を削る部分に限る。)に限る。

第三条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条、第十一条、第十五条、第二十二条、第四十一条、第四十七条(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)附則第一条ただし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四条の改正規定に限る。)及び第五十条から第五十二条までの規定

二 第一条(介護保険法第十三条第一項第二号の改正規定に限る)の規定並びに附則第三条、第二十七条(国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十一号)第百一十六条の二第一項第六号の改正規定(同条第二十二項)を「同法第八条第二十四項」に改める部分を除く。)に限る)、第二十八条、第三十四条(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第五十五条第一項第五号の改正規定(同条第二十二項)を「同法第八条第二十四項」に改める部分を除く。)に限る)及び第三十五条の規定(この法律の施行の日又は高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第三十二号)の施行の日のいずれか

（検討）
遅い日
第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施

行の状況について検討を加え、必要があると認めると、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
（高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十五条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に前条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律第五十五条第一項第五号に掲げる特定施設（前条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律第五十五条第一項第五号に掲げる特定施設に該当するものを除く。）に入居をしている後期高齢者医療の被保険者については、なお従前の例による。

第三十六条 高齢者の医療の確保に関する法律附則第十三条の三の規定は、同条第一項に規定する変更後地域密着型介護老人福祉施設に施行日以後になったものに入所をしている後期高齢者の医療の被保険者（同項に規定する変更前介護老人福祉施設に入所をすることにより、当該変更前介護老人福祉施設の所在する場所に住所を変更したと認められる者に限る。）であつて、当該変更前介護老人福祉施設に入所をした際、当該変更前介護老人福祉施設が所在する後期高齢者の医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有していたと認められるものについて、適用する。

（罰則に関する委任）

第五十二条 この法律（附則第一条第一号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。（罰則に関する経過措置）

第八十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。

(政令への委任)	第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。
附 則 (平成二十三年八月三〇日法律第二〇七号) 抄	第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。
(施行期日)	附 則 (平成二四年三月三一日法律第五四号) 抄
(施行期日)	附 則 (平成二四年六月二七日法律第五一号) 抄
(施行期日)	第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行する。 一 略 二 第二条、第四条、第六条及び第八条並びに附則第五条から第八条まで、第十二条から第十六条まで及び第十八条から第二十六条までの規定 平成二十六年四月一日 附 則 (平成二四年八月二二日法律第十二号) 抄
(施行期日)	第一条 この法律は、平成二十九年八月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行する。 一 附則第二条の二から第二条の四まで、第十五条及び第七十一条の規定 公布の日 二 及び三 略 四 第一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）第三条中厚生年金保険法第二十一条第三項の改正規定、同法第二十三条の二第一項にたゞし書を加える改正規定、同条の次に条を加える改正規定、同法第二十四条、第十六条、第三十七条、第四十四条の三、第七十二条第三項及び第八十一条の二の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第四条の二、第四条の三第一項、第四条の五第一項及び第九条の二の改正規定

規定、同法附則第二十九条第一項第四号を削る改正規定並びに同法附則第三十二条第二項第三号の改正規定、第四条中昭和六十一年国民年金等改正法附則第十八条第五項及び第四十三条第十二項の改正規定、第八条中平成十六年国民年金等改正法附則第十九条第二項の改正規定、第十条中国家公務員共済組合法第四十二条、第四十二条の二第二項、第七十三条の二、第七十八条の二及び第二百条の二の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第一百二条第一項の改正規定、同法附則第十条第九项及び第十二条の四の二の改正規定並びに同法附則第十三条の十第一項第四号を削る改正規定、第十五条中地方公務員等共済組合法第八十条の二及び第一百十四条の二の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第一百六条第一項及び第一百四十四条の十第二項の改正規定、同法附则第十八条第六项及び第二十条の二の改正規定並びに同法附則第二十八条の十三第一項第四号を削る改正規定、第十九条の規定（私立学校教職員共済法第三十九条第三号の改正規定を除く）、第二十四条中協定実施特例法第八条第三項の改正規定（附則第七条第一項）を「附則第九条第一項」に改める部分を除く）及び協定実施特例法第十八条第一項の改正規定、第二十五条の規定（次号に掲げる改正規定を除く）。並びに第二十六条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに次条第一項並びに附則第四条から第七条まで、第九条から第十二条まで、第十八条から第二十条まで、第十二条から第三十四条まで、第三十七条规定（平成二十一年度から第三十九条まで、第四十二条、第四十三条、第四十四条、第四十七条から第五十条まで、第六十一条、第六十四条から第六十六条まで及び第七十条の規定）公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

五 第三条中厚生年金保険法第十二条に一号を加える改正規定並びに同法第二十条第一項及び第二十二条第一項の改正規定、第八条中平成十六年国民年金等改正法附則第三条第三項を削る改正規定、第十条中国家公務員共済組合法第二条第一項の改正規定、第十五条中地方公務員等共済組合法第二条第一項の改正規定、第十九条の二の規定、第二十五条中健康保険法第三条、第四十一条第一項及び附則第

五条の三の改正規定、第二十六条中船員保険法第二条第九项第一号の改正規定並びに第二十七条から第二十九条までの規定並びに次条第二項並びに附則第十六条、第十七条、第四十五条、第四十六条、第五十二条から第五十六条までの規定、第五十九条、第六十条及び第六十七条の規定 平成二十八年十月一日
 （検討等）

第二条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、基礎年金の最低保障機能の強化その他の事項について総合的に検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第二条の二 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行いうための消費税法の一部を改正する等の法律の趣旨にのつとり、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から、公的年金制度の年金受給者のうち、低所得である高齢者又は所得が一定額以下である障害者等に対する福祉的措置としての給付に係る制度を実施するため、同法の公布の日から六月以内に必要な法制度上の措置が講ぜられるものとする。この場合において、その財源は、同法の施行により増加する消費税の収入を活用して確保するものとする。

（高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五十一条 平成二十七年度以前の年度の被用者による改正前の国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）附則第十条第一項に規定するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号。以下「国保法等一部改正法」という。）第三条の規定による改正前高齢者交付金の額は、高齢者医療確保法の規定により算定される額の十二分の六に相当する額との合計額とする。

第五十二条 平成二十八年度の被用者保険等による改正前の国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）附則第十条第一項に規定するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号。以下「国保法等一部改正法」という。）第三条の規定による改正前高齢者医療確保法の規定による算定期間の前高齢者交付金の額は、高齢者医療確保法第三十八条第一項及び改正後高齢者医療確保法附則第十三条の八第一項の規定にかかるわらず、これららの規定により算定される額の十二分の六に相当する額との合計額とする。

第五十三条 平成二十八年度の被用者保険等による改正前の国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）附則第十条第一項に規定するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号。以下「国保法等一部改正法」という。）第三条の規定による改正前高齢者医療確保法の規定による算定期間の前高齢者交付金の額は、高齢者医療確保法第三十九条第一項及び附則第十三条の五第一項の規定にかかるわらず、これらの規定により算定される額の十二分の六に相当する額との合計額とする。

第五十四条 平成二十八年度の被用者保険等による改正前の国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）附則第十条第一項に規定するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号。以下「国保法等一部改正法」という。）第三条の規定による改正前高齢者医療確保法の規定による算定期間の前高齢者交付金の額は、高齢者医療確保法第三十九条第一項及び附則第十三条の五第一項の規定にかかるわらず、これらの規定により算定される額の十二分の六に相当する額との合計額とする。

第五十五条 平成二十八年度の被用者保険等による改正前の国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）附則第十条第一項に規定するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号。以下「国保法等一部改正法」という。）第三条の規定による改正前高齢者医療確保法の規定による算定期間の前高齢者交付金の額は、高齢者医療確保法第三十九条第一項及び附則第十三条の五第一項の規定にかかるわらず、これらの規定により算定される額の十二分の六に相当する額との合計額とする。

第五十六条 平成二十八年度の被用者保険等による改正前の国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）附則第十条第一項に規定するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号。以下「国保法等一部改正法」という。）第三条の規定による改正前高齢者医療確保法の規定による算定期間の前高齢者交付金の額は、高齢者医療確保法第三十九条第一項及び附則第十三条の五第一項の規定にかかるわらず、これらの規定により算定される額の十二分の六に相当する額との合計額とする。

第五十七条 平成二十八年度の被用者保険等による改正前の国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）附則第十条第一項に規定するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号。以下「国保法等一部改正法」という。）第三条の規定による改正前高齢者医療確保法の規定による算定期間の前高齢者交付金の額は、高齢者医療確保法第三十九条第一項及び附則第十三条の五第一項の規定にかかるわらず、これらの規定により算定される額の十二分の六に相当する額との合計額とする。

第五十八条 平成二十八年度の被用者保険等による改正前の国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）附則第十条第一項に規定するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号。以下「国保法等一部改正法」という。）第三条の規定による改正前高齢者医療確保法の規定による算定期間の前高齢者交付金の額は、高齢者医療確保法第三十九条第一項及び附則第十三条の五第一項の規定にかかるわらず、これらの規定により算定される額の十二分の六に相当する額との合計額とする。

第五十九条 平成二十八年度の被用者保険等による改正前の国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）附則第十条第一項に規定するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号。以下「国保法等一部改正法」という。）第三条の規定による改正前高齢者医療確保法の規定による算定期間の前高齢者交付金の額は、高齢者医療確保法第三十九条第一項及び附則第十三条の五第一項の規定にかかるわらず、これらの規定により算定される額の十二分の六に相当する額との合計額とする。

第六十条 平成二十八年度の被用者保険等による改正前の国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）附則第十条第一項に規定するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号。以下「国保法等一部改正法」という。）第三条の規定による改正前高齢者医療確保法の規定による算定期間の前高齢者交付金の額は、高齢者医療確保法第三十九条第一項及び附則第十三条の五第一項の規定にかかるわらず、これらの規定により算定される額の十二分の六に相当する額との合計額とする。

第五十一条の十 平成二十八年度における第二十五条の規定による改正後の健康保険法附則第五条の規定により読み替えて適用される健康保険法附則第四条の四の規定により読み替えられた同法附則第五条の規定により読み替えたる額は、同項の規定にかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の六に相当する額と同年度において改正前高齢者医療確保法附則第十三条の六、第十三条の人及び第十四条の九の規定を適用するとしたならば第二十五条の規定による改正後の健康保険法附則第五条の三の規定により読み替えて適用される健康保険法附則第四条の四の規定により読み替えられた同法附則第五条の規定により読み替えられた同法第百五十三条第二項の規定により算定されることとなる額の十二分の六に相当する額との合計額とする。
(その他の経過措置の政令への委任)

第七十一条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二四年八月二二日法律第六三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 五十九条並びに附則第三条、第二十八条、第一百五十九条及び第一百六十条の規定 公布の日
(その他の経過措置の政令への委任)

第二百六十条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二四年九月五日法律第七二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第七十六条、第八十条、第八十一条、第一百八十六条、第一百零一条第十四項及び第十五項の改正規定、同項の次に一項を加える改正規定、第一百九条の改正規定、第一百九条の二を削る改正規定、第一百十条、第一百十一条、第一百二十七条第一項、第二百七条及び第二百五十条の二第一項の改正規定、第二編第十一章第二節第五款中第二百五十二条を第二百五十二条の六とし、同条の次に二条を加える改正規定、同章第三節第一款

中第二百五十二条の六の次に一条を加える改正規定、第二百五十二条の七の次に一条を加える改正規定、第二百五十二条の八、第二百五十二条の十七の四、第二百五十五条の五及び第二百八十六条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第二百八十七条及び第二百八十七条の三の改正規定、同条を第二百八十七条の四とし、第二百八十七条の二を第二百八十七条の三とし、第二百八十七条の次に一条を加える改正規定、第二百八十八条から第二百九十条まで、第二百九十二条第一項、第二百九十二条の第四項、第二百九十二条の四第四項、第二百九十二条の六、第二百九十二条の八第二項、第二百九十二条の十三及び第二百九十八条第一項の改正規定並びに別表第一地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十号)の項の改正規定並びに附則第三条、第六条、第八条及び第十一条から第十四条までの改正規定並びに別表第一地方教育行政の組織及び運営に関する法律(平成十六年法律第五十九号)第十四条の項第二号の改正規定並びに附則第十六条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二五年五月三一日法律第二百九十二条)

附 則 (平成二四年一月二六日法律第二百九十二条)

附 則 (平成二五年六月一四日法律第四号)

(施行期日)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第五条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第六条 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十一條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則 (平成二六年五月三〇日法律第四二号) 抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成二六年六月一三日法律第六九号) 抄
(施行期日)

第五条 行政府の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政府の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政府の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(経過措置の原則)

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴え提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとする場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものと含む。）の訴え提起については、なお従前の例による。

この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとする場合を含む。）により異議申立てが提起された处分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え提起することができないこととされるものとの例による。

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例による経過措置

（その他の経過措置の政令への委任）
第十九条 附則第五条から前条までに定めるもの
ほか、この法律の施行に関し必要な経過措置
(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定
めることとされる場合におけるこの法律の施行
後にした行為に対する罰則の適用については、
なお従前の例による。

附 則 (平成二六年六月一五日法律第八
三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日又は平成二十六年
四月一日のいずれか遅い日から施行する。ただし
し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め
る日から施行する。

第二条 第十二条中診療放射線技師法第二十六条第
二項の改正規定及び第二十四条の規定並びに
次条並びに附則第七条、第十三条ただし書、第二十
八条、第二十条第一項ただし書、第二十
二条、第二十五条、第二十九条、第三十一
条、第六十一条、第六十二条、第六十四条、
第六十七条、第七十一条及び第七十二条の規
定 公布の日

二 略

三 第二条の規定、第四条の規定(第五号に掲
げる改正規定を除く)、第五条のうち、介護
保険法の目次の改正規定、同法第七条第五
項、第八条、第八条の二、第十三条、第二十
四条の二第五項、第三十二条第四項、第四十
二条の一、第四十二条の三第二項、第五十三
条、第五十四条第三項、第五十四条の二、第
五十四条の三第二項、第五十八条第一項、第
六十八条第五項、第六十九条の三十四、第六
十九条の三十八第二項、第六十九条の三十九
第二項、第七十八条の二、第七十八条の十四
第一項、第一百十五条の十二、第一百十五条の二
一二第一項及び第一百十五条の四十五の改正規
定、同法第一百十五条の四十五の次に十条を加
える改正規定、同法第一百十五条の四十六及び
第一百十五条の四十七の改正規定、同法第六章
中同法第一百十五条の四十八を同法第一百十五条
の四十九とし、同法第一百十五条の四十七の次
に一条を加える改正規定、同法第一百十七条、
第一百十八条、第一百二十二条の二、第一百二十三
条第三項及び第一百二十四条第三項の改正規
定、同法第一百二十四条の次に二条を加える改
正規定、同法第一百一十六条第一項、第一百二十

七条、第一百二十八条、第一百四十二条の見出し及び同条第一項、第一百四十八条第二項、第一百五十二条及び第一百五十三条並びに第百七十六条の改正規定、同法第十一章の章名の改正規定、同法第七百七十九条から第八百十二条まで及び同法第二百四十二条の次に「一条を加える改正規定」、同法第二百条の規定(次号に掲げる改正規定)、同法第二百二十二条第一項、第二百三十三条及び第二百五条並びに附則第九条第一項ただし書の改正規定並びに同法附則に「一条を加える改正規定」、第七条の規定(次号に掲げる改正規定を除く)、第九条及び第十条の規定、第十二条の規定(第一号に掲げる改正規定を除く)、第十三条及び第十四条の規定、第十五条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く)、第十六条の規定(第六号に掲げる改正規定並びに附則第五条、第八条第二項及び第四項、第九条から第十二条まで、第十三条(ただし書を除く)、第十四条から第十七条まで、第二十八条、第三十条、第三十二条规定を除く)、第十七条の規定、第十八条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く)、第十九条の規定並びに第二十一条中看護師等の人材確保の促進に関する法律第二条第二項の改正規定並びに附則第五条、第八条第二項及び第四項、第九条から第十二条まで、第十三条(ただし書を除く)、第十四条から第十七条まで、第二十八条、第三十条、第三十二条规定第一項、第三十三条规定から第三十九条规定まで、第四十四条、第四十六条规定並びに第四十八条の規定、附则第五十条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く)、附则第五十一条の規定、附则第五十二条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く)、附则第五十四条、第五十七条及び第五十八条の規定、附则第五十九条规定中高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成十七年法律第二百二十四号)第二条第五項第二号の改正規定(同条第十四項)を「同条第十二項」に、「同条第十八項」を「同条第十六項」に改める部分に限る)並びに附則第六十五条、第六十六条及び第七十条の規定 平成二十七年四月一日

「サービス費」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る)、同法第七項の改正規定、同法第十条の四第一項第二号の改正規定(「規定する通所介護」の下に「地域密着型通所介護」を加える部分に限る)、同法第二十条の二の二の改正規定(「住宅介護サービス費」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る)、及び同法第二十条の八第四項の改正規定(「、規模多機能型居宅介護」の下に「地域密着型通所介護」を加える部分に限る)、第十八条中高齢者の医療の確保に関する法律第五十五条第一項第五号の改正規定(「同法第八条第二十四項」を「同条第二十五項」に改める部分に限る)、並びに同法附則第二条及び第十三条の十一第一項の改正規定並びに第二十二条の規定並びに附則第二十条(第一項に第二百十九号)第二条第二項第四号ロの改正規定(「居宅サービス」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る)、附則第五十条中国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)別表第三の二十四の項の改正規定、附則第五十五条及び第五十六条の規定、附則第五十二条中登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)別表第三の二十四の項の改正規定、附則第五十五条及び第五十六条の規定、附則第五十九条の規定(第三号に掲げる改正規定を除く)、並びに附則第六十条の規定 平成二十八年四月一日までの間ににおいて政令で定める日

(検討)

〔改正後の各法律〕といふ。の施行の状況等を勘案し、改正後の各法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

第三十五条 新国保法附則第十六条において準用する第十八条の規定（附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律（以下「新高齢者医療確保法」という。）附則第十三条の五の六の規定は、第十五条の規定による改正前の国民健康保険法附則第十六条において準用する高齢者の医療の確保に関する法律第四十五条第一項に規定する延滞金（以下この条において「第三号施行日前延滞金」という。）のうち第三号施行日以後の期間に對応するもの及び新国保法附則第十六条において準用する高齢者の医療の確保に関する法律第四十五条第一項に規定する延滞金（以下この条において「第三号施行日前延滞金」という。）のうち第三号施行日前の期間に對応するものについては、なお従前の例による。

（高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十六条 新高齢者医療確保法第五十五条第一項第五号の規定（入居に係る部分に限る。）は、第三号施行日以後に同号に掲げる特定施設に該当する施設に入居することにより当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる後期高齢者医療の被保険者であつて、当該施設に入居をした際、当該施設が所在する後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有していたと認められるものについて適用し、第三号施行日前に当該施設に入居することにより当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる者については、なお従前の例による。

第三十七条 新高齢者医療確保法第六十条の二の規定は、第三号施行日以後に同条の納期が到来する保険料について適用し、第三号施行日前に当該納期に相当する期限が到来した保険料については、なお従前の例による。

第三十八条 新高齢者医療確保法附則第十三条の五の六の規定は、高齢者の医療の確保に関する法律第四十五条第一項（同法第二百二十四条及び附則第十四条において準用する場合を含む。）に規定する延滞金のうち第三号施行日以後の期間に対応するものについて適用し、当該延滞金の

（罰則の適用に関する経過措置）

第七十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七十二条 附則第三条から第四十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二七年五月二九日法律第三一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定、第五条中健康保険法第九十条第二項及び第九十五条第六号の改正規定、同法第一百五十三条第一項の改正規定、同法附則第四条の四の改正規定、同法附則第五条の改正規定、同法附則第五条の一の改正規定

同法附則第五条の三の改正規定並びに同条次に四条を加える改正規定、第七条中船員保険法第七十条第四項の改正規定及び同法第八十五条第二項第三号の改正規定、第八条の規定並びに第十二条中社会保険診療報酬支払基金法第十五条第二項の改正規定並びに次条第一項並びに附則第六条から第九条まで、第十五条、第十八条、第二十六条、第五十九条、第六十二条及び第六十七条から第六十九条までの規定

二 第二条、第五条（前号に掲げる改正規定を除く。）第七条（前号に掲げる改正規定を除く。）、第九条、第十二条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び第十四条の規定並びに附則第十六条、第十七条、第十九条、第二十一条から第二十五条まで、第三十三条から第十四条まで、第四十七条から第五十一条までの規定

三 第三条、第六条及び第十条の規定並びに附則第三条、第四条、第二十条、第二十七条及

三号改正前高齢法第一百一十一条第一項の規定を適用するとしたならば、同項の規定により算定されることとなる額をいう。)の合計額(以下この項において「平成二十八年度区域内市町村確定後期高齢者支援金合計額」という。)を超えるときは、平成三十年度都道府県概算後期高齢者支援金額からその超える額とその超える額に係る後期高齢者調整金額(高齢者の医療の確保に関する法律第百十九条第一項に規定する後期高齢者調整金額をいう。以下この項及び次条第三項において同じ。)との合計額を控除して得た額とするものとし、平成二十八年度区域内市町村概算後期高齢者支援金合計額が平成二十八年度区域内市町村確定後期高齢者支援金合計額に満たないときは、平成三十年度都道府県概算後期高齢者支援金額にその満たない額とその満たない額に係る後期高齢者調整金額との合計額を加算して得た額とする。

度の概算前期高齢者納付金の額（以下この項において「平成三十一年度都道府県概算前期高齢者納付金額」という。）とする。ただし、平成二十九年度の当該都道府県の区域に属する市町村に係る概算前期高齢者納付金の額の合計額（以下この項において「平成二十九年度都道府県概算前期高齢者納付金額」という。）と同様の規定を適用するとしたならば、同項の規定により算定されることとなる額をいう。）の合計額（以下この項において「平成二十九年度区域内市町村確定前期高齢者納付金合計額」という。）を超えるときは、平成三十一年度都道府県概算前期高齢者納付金額からその超える額とその超える額に係る前期高齢者納付調整金額との合計額を控除して得た額とするものとし、平成二十九年度区域内市町村概算前期高齢者納付金合計額が平成二十九年度区域内市町村確定前期高齢者納付金合計額に満たないときは、平成三十一年度都道府県概算前期高齢者納付金額にその満たない額とその満たない額に係る前期高齢者納付調整金額との合計額を加算して得た額とする。

第三十二条 第十一条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律第五十五条の二の規定は、施行日以後に同条第一項各号に該当するに至つたことにより後期高齢者医療の被保険者となる者について適用し、施行日前に後期高齢者医療の被保険者となつた者については、なお從前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第六十八条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二八年一月二四日法律第八四号) 抄

1 (施行期日)

二 この法律は、公布の日から施行する。

一一四号 (施行期日)

附 則 (平成二八年一二月二六日法律第十二号)

一 略

二 第七条の規定 平成二十九年四月一日

附 則 (平成二九年六月二日法律第四五号)

この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第二百三十三条の二、第二百三十三条の三、第二百六十七三条の二、第二百六十七三条の三及び第三百六十二三条の規定は、公布の日から施行する。該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成二九年六月二日法律第五二号) 抄

施行期日

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（検討）

第二条 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
第四十八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。
（その他の経過措置の政令への委任）

第四十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和元年五月二一日法律第九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中高齢者の医療の確保に関する法律第一百六十条の二の改正規定及び同条に一項を加える改正規定、第六条中社会保険診療報酬支払基金法の題名の次に目次を付する改正規定及び同法第十六条第二項の改正規定並びに第八条中国民健康保険法第八十八条第一項及び第二項並びに百第十条の二の改正規定、同条に一項を加える改正規定並びに同法第一百三十三条の二第一項の改正規定並びに附則第三条、第六条及び第十六条の規定（第五号に掲げる改正規定並びに正規定、同法第八十五条の次に二条を加える改正規定を除く。）、第四条の規定、第六条の規定（第一号に掲げる改正規定を除く。）第十九条中国民健康保険法第八十二条第二項の改正規定、同法第八十五条の次に二条を加える改正規定及び同法第一百四条の改正規定、第十二条の規定（第五号に掲げる改正規定並びに

介護保険法第百十五章の四十五中第五項を第一項とし、第四項の次に四項を加える改正規定及び同法第二百七十三条第三項第六号の改正規定を除く。並びに第十四条中船員保険法第二百十一条第二項の改正規定並びに附則第七条中私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十六条第三項の改正規定、附則第八条中国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第九十八条第二項の改正規定、附則第九条中地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）第一百十二条第三項の改正規定及び附則第十四条の規定（令和二年十月一日）

四 第二条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第五条の規定（次号及び第六号に掲げる改正規定を除く。）、第九条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第十一条の規定及び第十四条の規定（船員保険法第二条第二号に掲げる改正規定を除く。）、第十九条の規定及び第十九条第三項の改正規定並びに前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第八条の規定（国家公務員共済組合法第二条第一項第二号及び第四十条第三項の改正規定並びに前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第九条の規定（地方公務員等共済組合法第二条第一項第二号及び第四十三条第三項の改正規定並びに前号に掲げる改正規定を除く。）公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

五 第五条中高齢者の医療の確保に関する法律第二百四十五条第三項の改正規定、第七条の規定及び第十二条中介護保険法第二百六十六条第三項の改正規定並びに附則第四条、第五条、第十二条及び第十五条の規定（令和三年四月一日）

六 第二条中健康保険法第二百五十一条の二第二項の改正規定及び同項を同条第三項とし同条第一項の次に一項を加える改正規定、第五条中高齢者の医療の確保に関する法律第十六条の二第二項の改正規定並びに第十三条の規定（令和四年四月一日）

（検討）

律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況、医療の質の向上に資するための情報の活用の状況、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）の普及の状況その他社会経済の情報化の進展状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第三条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律第百六十条の二第二項の規定は、平成二十七年四月一日以後に納期（高齢者の医療の確保に関する法律又は同法に基づく条例の規定により保険料を納付し、又は納入すべき期日をいい、当該納期後に保険料を課することができるようになった場合には、当該保険料を課することができることとなつた日とする。）が到来する保険料について適用する。（罰則の適用に関する経過措置）

第十五条 この法律の施行前にした行為及び附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）

第十六条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和二年三月三一日法律第八号）抄（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 次に掲げる規定 令和三年一月一日
イ 及びロ 略
ハ 第十五条中租税特別措置法第四十一条の四の二の次に一条を加える改正規定、同法第四十一条の十九第一項の改正規定（「千万元円」を「八百万円」に改める部分に限る。）、同法第九十三条の改正規定（同条第

一項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に一号を加える部分を除く。)、同法第十九条の改正規定、同法第九十五条の改正規定及び同法第九十六条の改正規定並びに附則第七十四条第一項及び第三項、第一百四十九条、第一百四十四条並びに第一百四十九条の規定

(罰則に関する経過措置)

第一百七十二条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条における規則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第一百七十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和二年三月三一日法律第一四二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第十九条第一項の改正規定、同法第三十六条の見出しを削る改正規定並びに同法第四十八条及び第五十四条の改正規定並びに同法附則第四条、第五条、第十一条及び第十二条の二第一項の改正規定並びに附則第十条、第二十六条及び第二十八条から第三十二条までの規定

公布の日

二 略

三 第一条中雇用保険法第三十七条の見出しを削る改正規定及び同法第八項の改正規定、第二条の規定(労働者災害補償保険法第八条の二第一項第二号の改正規定及び同法第四十二条に一項を加える改正規定を除く。)並びに第四条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第二項及び第三項、第十四条第一項並びに第十四条の二第一項の改正規定並びに附則第六条第一項及び第二項、第七条並びに第十二条の規定、附則第十三条中厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第五十六条第三号の改正規定並びに附則第十七条、第二十一条、第二十二条及び第二十四条の規定

(罰則に関する経過措置) 第三十二条 この附則(附則第一条各号に掲げる規定においては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和二年六月一二日法律第五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中介護保険法附則第十三条(見出しを含む。)及び第十四条(見出しを含む。)の改正規定、第四条中健康保険法等の一部を改正する法律附則第二百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法附則第十一条(見出しを含む。)及び第十二条(見出しを含む。)の改正規定、第六条及び第八条の規定並びに附則第六条の規定、附則第七条の規定(介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第七十二号)附則第十一条、第三項及び第四項の改正規定を除く。)並びに附則第八条及び第九条の規定 公布の日

附 則 (令和三年五月一九日法律第三十七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十七条(住民基本台帳法別表第一から別表第五までの改正規定に限る。)、第四十五条规定、第四十七条及び第五十五条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二の改正規定(同表の一十七の項の改正規定を除く。)に限る。)並びに附則第八条第一項、第

二から六まで 略
七 第二十七条（住民基本台帳法第二十四条の二の改正規定及び同法第三十条の十五第三項の改正規定に限る。）、第四十八条（電子署名等による地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第七十一条の二を同法第七十一条の三とし、同法第七十一条の次に一項を加える改正規定を除く。）、第四十九条及び第五十一条並びに附則第九条（第三項を除く。）、第十条、第十五条、第十八条（戸籍法第二百一十九条の改正規定（戸籍の）の下に「正本及び」を加える部分に限る。）に限る。）、第二十二条、第二十五条、第二十六条、第二十八条、第二十九条（住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改正規定に限る。）、第三十九条、第四十三条、第四十七条、第四十九条、第五十四条、第五十五条（がん登録等の推進に関する法律第三十五条の改正規定（条例を含む。）を削る部分に限る。）に限る。）、第五十七条、第六十六条及び第七十条の規定（公布の日から起算して二年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日）

（罰則に関する経過措置）

第七十二条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和三年六月一日法律第六六号）抄（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条中国民健康保険法附則第二十五条の改正規定並びに第八条中生活保護法第五十五条の八、第八十五条の二及び別表第一の三の

項第三号の改正規定並びに次条第一項、附則第八条及び第十条の規定、附則第十五条中地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二条）第二百四十六条の改正規定、附則第二十一条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の十九の項及び別表第二から別表第五までの改正規定、附則第二十三条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の三第一項の改正規定（第七百三条の四第一項第一号）を「第七百三条の四第一項第一号」に改める部分に限る。）並びに附則第二十九条、第三十一条及び第三十二条の規定 公布の日

二及び三 略

五 略

六 第一条中健康保険法第二百五条の四第二項及び第二百五条の五の改正規定、第二条中船員保険法第一百五十三条の十第一項及び第一百五十三条の十一の改正規定、第五条中高齢者の医療の確保に関する法律第一百六十五条の二第二項及び第一百六十五条の三の改正規定、第六条中国民健康保険法第一百十三条の三第二項及び第一百十三条の四の改正規定、第八条の規定（第一号に掲げる改正規定を除く。）並びに第九条及び第十条の規定並びに附則第十二条中私立学校教職員共済法第四十七条の三第二項及び第四十七条の四の改正規定、附则第十三条中国家公務員共済組合法第一百十四条の二第二項及び第一百十四条の三の改正規定、附則第十五条中地方公務員等共済組合法第一百四十四条の三十三第二項及び第一百四十四条の三十四の改正規定並びに附則第二十二条、第二二十四条及び第三十条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（検討）

検証を行うとともに、総合的な検討に着手し、その検討の結果に基づいて速やかに法制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。
2 政府はこの法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この項において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
(高齢者の医療の確保に関する法律の一
部改正
に伴う経過措置)

第七条 第五条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律（以下この条において「新高確法」という。）第六十七条第一項の規定は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（以下「第四号施行日」という。）以後に行われる診療、薬剤の支給若しくは手当又は訪問看護に係る新高確法の規定による後期高齢者医療給付についてそれぞれ適用し、第四号施行日前に行われた診療、薬剤の支給若しくは手当又は訪問看護に係る第五条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律（次項において「旧高確法」という。）の規定による後期高齢者医療給付については、それぞれなお従前の例による。

(政令への委任)

第三十二条 附則第三条から第十条まで、第十二条、第十四条及び第十六条に規定するもののは、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、該各号に定める日から施行する。

政令で定める。

一 第五百九条の規定 公布の日
附 則 (令和四年六月一七日法律第六八
号) 抄 (施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日
附 則 (令和四年六月一七日法律第六八
号) 抄 (施行期日)

る。ただし、附則第九条の規定は、この法律の公布の日から施行する。

(处分等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正正前のそれぞれの法律(「これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。)の規定により従前の国の機関がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。)の相当規定により相当の国の機関がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続を行なわなければならない事項で、この法律の施行日前に従前の国の機関に対してその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してその手續がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

(命令の効力に関する経過措置)

第三条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第十二条の規定の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第九条 附則第二条から第四条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な

法附則第十一條の三の規定、附則第二十一條の規定（附則第一條第六号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の地方公務員等共済組合法附則第四十条の三の二の規定及び附則第二十二条の規定による改正前の日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）附則第十三條の二第一項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定の適用に関する必要な技術的情替えその他これららの規定に關し必要な事項は、政令で定める。

令和七年四月一日において現に第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた第四条改正前国保法附則第十九条において準用する旧高確法第百四十三条の規定の適用を受ける退職者医療関係業務に係る特別の会計に所属する権利及び義務については、政令で定めるところにより、同日において高齢者の医療の確保に関する法律第百三十九条第一項第一号に掲げる業務に係る特別の会計に帰属するものとする。

令和七年度において、第六条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律（以下「新高確法」という。）第三十九条の規定により令和五年度の保険者（高齢者の医療の確保に関する法律第七条第二項に規定する保険者をいう。附則第九条において同じ。）に係る確定前定期高齢者納付金の額を算定する場合については、旧高確法附則第十三条第二項の規定は、なほおその効力を有する。この場合において、同項中「及び国民健康保険法」とあるのは、「及び全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三十一号）第四条の規定による改正前の国民健康保険法」とする。

（高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（以下この条及び次条において「第一号施行日」という。）前に第六条の規定（同号に掲げる改正規定に限る。以下この条において同じ。）による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律（次条において「第一号改正前高確法」という。）第八条の規定により定められた全国医療費適正化計画（高齢者の医療の確保に関する法律第八条第一項に規定する全国医療費適正化計画をいう。以下この条において同じ。）は、第一号施行日から令和六年三月三十一日までの間、第六条の規定による改正後の高齢者の医療の

の確保に関する法律(次条において「第一号改正後高確法」という)。第八条の規定により定められた全国医療費適正化計画とみなす。

第九条 第一号施行日前に第一号改正前高確法第九条の規定により定められた都道府県医療費適正化計画(高齢者の医療の確保に関する法律第九条第一項に規定する都道府県医療費適正化計画をいう。以下この条において同じ。)は、第一号施行日から令和六年三月三十一日までの間は、第一号改正後高確法第九条の規定により定められた都道府県医療費適正化計画とみなす。

第十八条 第二項の規定は、令和六年度以降の各年度の保険者に係る概算前期高齢者交付金及び確定前期高齢者交付金並びに概算前期高齢者納付金及び確定前期高齢者納付金について、なお従前の例による。

第十九条 新高確法第九十三条第三項の規定は、令和六年度以後の各年度における支払基金に対する交付の額について適用し、令和五年度以前の各年度における支払基金に対する交付の額については、なお従前の例による。

第二十条 新高確法第一百条第二項の規定は、令和六年度以後の各年度における後期高齢者負担率について適用し、令和五年度以前の各年度における後期高齢者負担率については、なお従前の例による。

第二十一条 支払基金は、施行日前においても、新高確法第一百三十九条第一項第三号に掲げる業務の実施に必要な準備行為をすることができる。(政令への委任)

第二十二条 附則第三条から前条までに規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定めることとする。

附 则 (令和五年六月九日法律第四八号)抄
(施行期日)

号附則抄（令和五年六月九日法律第四八

二 第二条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項の改正規定（同項中「記載され、」の下に「第十六条の二第一項の申請の日ににおいて本人の年齢が主務省令で定める年齢に満たない場合を除き」を加える部分及び同項第二号中「第十七条第五項」を「第十七条第六項」に改める部分に限る。）同法第十六条の二の改正規定（同法第十七条の改正規定）同法第十八条の二の改正規定（同法第三十八条の八第一項の改正規定及び同法第四十四条の改正規定並びに第五条、第六条及び第八条から第十二条までの規定並びに次条並びに附則第十五条、第十六条、第十八条、第二十二条から第二十五条まで及び第二十七条の規定）公布の日から起算して一年六ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日

資格証明書の交付を受けている者が、第二号施行日以後に保険医療機関等から療養を受ける場合又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受ける場合における当該被保険者証又は被保険者資格証明書については、同条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定により当該被保険者証又は被保険者資格証明書が効力を有するとされた間（当該期間の末日が第二号施行日から起算して一年を経過する日の翌日以後であるときは、第二号施行日から起算して一年間とする。）は、なお従前の例による。

第十九条 後期高齢者医療広域連合は、第十二条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律（これに基づく命令を含む。）の施行のために必要な条例の制定又は改正その他の行為については、第二号施行日前においても行うことができる。（政令への委任）

第二十条 この附則に定めるもののほか、この法律の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律（これに基づく命令を含む。）の施行各号に定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条中児童福祉法第二十五条の二の改正規定、第二十条の規定及び第二十一条中子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第四条第一項の改正規定（「施行日から起算して五年を経過する日」を「令和十二年三月三十日」に改める部分に限る。）並びに附則第四十六条の規定 この法律の公布の日二から四まで 略

五 次に掲げる規定 令和八年四月一日

イ 略

ロ 第二条、第三条、第八条、第十四条及び第十十五条の規定

(罰則に関する経過措置)

第四十五条 この法律（附則第一条第四号から第六号までに掲げる規定について、当該規定以下この条において同じ。）の施行前にした行為及び附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法

律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
 (その他の経過措置の政令への委任)
第四十六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第四十七条 政府は、この法律の施行にあわせて、令和五年十一月二十一日において決定されたこども未来戦略（次項において「こども未来戦略」という。）に基づき、社会保障負担率（一会計年度における国民経済計算の体系（国際連合の定めた基準に準拠して内閣府が作成する国民経済計算の体系をいう。以下この項において同じ。）における社会保障負担の額その他内閣総理大臣が定める額を合算した額を国民経済計算の体系における国民所得の額で除して得られる数値をいう。以下この項において同じ。）の上昇の抑制に向けて、全世代型社会保障制度改革（同日の閣議において決定された全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）（以下この項及び第三項第一号において「改革工程」という。）の「医療・介護制度等の改革」の「加速化プラン」の実施が完了する二千二十八年度までに実施について検討する取組」に記載されたところにより検討した結果に基づいて行う取組をいう。以下この条において同じ。）の徹底を図るものとし、子ども・子育て支援納付金（施行日新支援法第七十一条の三第一項に規定する子ども・子育て支援納付金をいう。以下この条において同じ。）の導入に当たっては、次項各号に掲げる各年度において、子ども・子育て支援納付金（当該年度の支援納付金を限る。）を徴収することにより当該年度の社会保障負担率の上昇に与える影響の程度が、令和五年度から当該各年度まで全世代型社会保障制度改革等（改革工程の「医療・介護制度等の改革」のうち、「来年度（二千二十四年度）に実施する取組」に記載された取組その他の令和五年度及び令和六年度に実施された社会保障制度に関する施策の見直し並びに全世代型社会保障制度改革をいう。次項及び第五項において同じ。）及び労働者の報酬の水準の上昇に向けた取組を実施することにより社会保障負担率の低下に与える影響の程度を超えないものとする。

2 政府は、前項の規定の趣旨及び受益と負担の

均衡がとれた社会保障制度の確立を図る観点を踏まえ、加速化プラン実施施策（こども未来戦略に「加速化プラン」において実施する具体的な施策として記載された施策をいう。以下この項及び次条において同じ。）を実施するため必要となる費用については、全世代型社会的保障制度改革等を通じた国及び地方公共団体の歳出の抑制その他歳出の見直し、消費税法（昭和六十三年法律第八号）第一条第二項の規定により少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとされている消費税の収入、施行日新支援法第六十九条第一項に規定する拠出金の収入、加速化プラン実施施策に係る社会保険料の収入並びに施行日新支援法第七十一条の三第一項に規定する支援納付金公費負担額に相当する項目において「支援納付金対象費用」という。）に係る財源により賄うものとし、次の各号に掲げる各年度における子ども・子育て支援納付金（当該年度の支援納付金公費負担額を除いた部分に限る。）の総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を目安とするものとする。

一 令和八年度	おおむね六千億円
二 令和九年度	おおむね八千億円
三 令和十年度	おおむね一兆円

一 令和八年度
二 令和九年度
三 令和十年度

一 令和八年度
二 令和九年度
三 令和十年度

一 改革工程において令和十年度までに実施の検討を行うこととされている取組については、当該年度までの各年度の予算編成過程において実施すべき施策の検討及び決定を行なうことをとする。

二 前号の予算編成過程における検討に当たつては、社会保障サービスの生産性の向上、質の向上及び提供体制の効率化、能力に応じて、着実に進めること。

三 前項の規定の趣旨を踏まえ、国及び地方公共団体の歳出の継続的な抑制に資するものとすること。

四十八條（検討） 政府は、この法律の施行後五年を目標として、少子化の進展に対処するための子ど

一 第一項及び第二項の「支援納付金公費負担額」とは、次の各号に掲げる額の総額をいう。
 二 第二項の規定による改正後の健康保険法（附則第四十九条において「新健康保険法」という。）第一百五十四条第二項の規定による国庫補助の額（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に係る部分に限る。）
 三 第七条の規定（附則第一条第五号へに掲げる改正規定に限る。）による改正後の国家公務員共済組合法第九十九条第二項第三号に掲げる費用のうち、同号に定める国の負担金をもつて充てる部分の額

も及び子育ての支援に関する施策の在り方について、加速化プラン実施施策の実施状況及びその効果並びに前条第二項の観点を踏まえて検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

一 第二項の規定による改正後の健康保険法（以下この号において「新国民健康保険法」という。）第七十条第一項の規定による繰入金額（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に係る部分に限る。）並びに新国民健康保険法第七十二条の三第一項、第七十二条の三の二第一項、第七十二条の三の三第一項及び第七十二条の四第一項の規定による繰入金並びに新国民健康保険法第七十三条第一項の規定による補助の額（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に係る部分として政令で定める部分に限る。）

二 第八条の規定による改正後の国民健康保険法（以下この号において「新国民健康保険法」という。）第七十条第一項の規定による繰入金額（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に係る部分に限る。）並びに新国民健康保険法第七十二条の二第一項の規定による繰入金額（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に係る部分に限る。）並びに新国民健康保険法第七十三条第一項及び第七十二条の三の二第一項、第七十二条の三の三第一項及び第七十二条の四第一項の規定による繰入金並びに新国民健康保険法第七十三条第一項の規定による補助の額（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に係る部分として政令で定める部分に限る。）

三 第八条の規定による改正後の国民健康保険法（以下この号において「新国民健康保険法」という。）第七十条第一項の規定による繰入金額（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に係る部分に限る。）並びに新国民健康保険法第七十二条の二第一項の規定による繰入金額（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に係る部分に限る。）並びに新国民健康保険法第七十三条第一項及び第七十二条の三の二第一項、第七十二条の三の三第一項及び第七十二条の四第一項の規定による繰入金並びに新国民健康保険法第七十三条第一項の規定による補助の額（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に係る部分として政令で定める部分に限る。）

四 第十一条の規定（附則第一条第五号トに掲げる改正規定に限る。）による改正後の地方公務員等共済組合法第百十三条第二項第二号の二に掲げる費用のうち、同号に定める地方公共団体の負担金をもつて充てる部分の額（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に係る部分として政令で定める部分に限る。）

五 政府は、全世代型社会保障制度改革等及び労働者の報酬の水準の上昇に向けた取組の実施状況その他の事情を勘案し、第一項及び第二項の規定の趣旨に照らして必要があると認める場合は、支援納付金対象費用に係る施策の費用負担の在り方その他の事項について、必要な見直しを行うものとする。